

農業保険法 関係法令集

(法律・政令・省令)

令和7年7月28日

農林水産省

○農業保険法

(昭和二十二年法律第百八十五号)

[最終改正施行日 令和四年四月一日]

目次

第一章 総則（第一条～第十九条）	第二章 農業共済団体の組織
第二節 設立（第二十六条～第三十六条）	第一節 組合員（第二十条～第二十五条）
第三節 管理（第三十七条～第六十四条）	第二節 解散及び清算（第六十五条～第六十九条）
第四節 特定合併及び事業譲渡（第九十一条～第九十六条）	第三節 農業共済事業等
第五節 農業共済事業等	第一節 農業共済事業（第七条～第二十条）
第一節 農業共済事業	第二節 農業共済事業等
第一款 通則（第九十七条～第一百三十四条）	第三節 農業共済事業等
第二款 農作物共済（第一百三十五条～第一百三十九条）	第四節 農業共済事業
第三款 家畜共済（第一百四十条～第一百四十六条）	第一款 通則（第四十条～第八十五条）
第四款 果樹共済（第一百四十七条～第一百五十一条）	第二款 農作物共済（第八十六条～第一百条）
第五款 畑作物共済（第一百五十二条～第一百五十六条）	第三款 家畜共済（第一百一条～第一百十七条）
第六款 園芸施設共済（第一百五十七条～第一百六十二条）	第四款 果樹共済（第一百十八条～第一百三十七条）
第七款 任意共済（第一百六十二条・第一百六十三条）	第五款 畑作物共済（第一百三十八条～第一百五十二条）
第二節 農業共済責任保険事業（第一百六十四条～第一百七十四条）	第六款 園芸施設共済（第一百五十三条～第一百六十条）
第四章 農業経営収入保険事業（第一百七十五条～第一百九十条）	第二節 農業共済責任保険事業（第一百六十一～第一百七十四条）
第五章 政府の再保険事業等	第三節 農業経営収入保険事業（第一百七十五条～第二百二条の二）
第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業（第一百九十九条～第一百九十九条）	第四章 農業経営収入保険事業（第二百三～第二百二十六条）
第二節 農業共済事業に係る保険事業（第二百条～第二百三条）	第五章 政府の再保険事業等
第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第二百四条～第二百七条）	第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業（第二百三～第二百二十六条）
第六章 監督（第二百八条～第二百二十条）	第二節 農業共済事業に係る保険事業（第二百二十七～第二百四十四条）
第七章 独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務（第二百四十二条～第二百四十五条）	第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第二百四十五～第二百五十二条）
第八章 補則（第二百二十一～第二百二十六条）	附則 第二百五十二条
第九章 罰則（第二百二十七～第二百三十一条）	附則
附則	附則

○農業保険法施行令

(平成二十九年政令第二百六十三号)

[施行日 平成三十年四月一日]

目次

第一章 総則（第一条～第四条）	第二章 農業共済団体の組織（第五条・第六条）
第二節 農業共済責任保険事業（第二十一条～第二十九条）	第三章 農業共済事業等
第三節 農業共済事業（第七条～第二十条）	第一節 農業共済事業
第四節 農業経営収入保険事業（第二十九条～第三十九条）	第二節 農業共済事業等
第五節 政府の再保険事業等	第三節 農業共済事業等
第一節 農業共済事業に係る保険事業（第二百三～第二百二十六条）	第四節 農業共済事業
第二節 農業共済事業に係る保険事業（第二百二十七～第二百四十四条）	第五節 農業共済事業
第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第二百四十二～第二百四十三条）	第六節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業（第二百三～第二百二十六条）
第六章 損害評価会等	第七節 農業共済事業に係る保険事業（第二百二十七～第二百四十四条）
第一節 損害評価会（第四十四～第四十七条）	第八節 農業共済事業に係る保険事業（第二百四十五～第二百五十二条）
第二節 都道府県農業共済保険審査会（第四十八条～第五十二条）	第九節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第二百四十五～第二百五十二条）
第七章 補則（第五十三～第五十四条）	附則 第二百五十二条
附則	附則

○農業保険法施行規則

(平成二十九年農林水産省令第六十三号)

[最終改正施行日 令和七年七月二十八日]

目次

第一章 総則（第一条～第七条）	第二章 農業共済団体の組織（第八条～第三十九条）
第二節 農業共済責任保険事業（第二十一条～第二十九条）	第三章 農業共済事業等
第三節 農業共済事業（第七条～第二十条）	第一節 農業共済事業
第四節 農業経営収入保険事業（第二十九条～第三十九条）	第二節 農業共済事業等
第五節 政府の再保険事業等	第三節 農業共済事業等
第一節 農業共済事業に係る保険事業（第二百三～第二百二十六条）	第四節 農業共済事業
第二節 農業共済事業に係る保険事業（第二百二十七～第二百四十四条）	第五節 農業共済事業
第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第二百四十二～第二百四十三条）	第六節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業（第二百三～第二百二十六条）
第六章 損害評価会等	第七節 農業共済事業に係る保険事業（第二百二十七～第二百四十四条）
第一節 損害評価会（第四十四～第四十七条）	第八節 農業共済事業に係る保険事業（第二百四十五～第二百五十二条）
第二節 都道府県農業共済保険審査会（第四十八条～第五十二条）	第九節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第二百四十五～第二百五十二条）
第七章 補則（第五十三～第五十四条）	附則 第二百五十二条
附則	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によつて農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によつて農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行ふ農業保険の制度を確立し、もつて農業の健全な発展に資することを目的とする。

(農業保険)

第二条 農業保険は、農業共済組合若しくは農業共済組合連合会又は市町村（特別区のある地にあつては、特別区。以下同じ。）の行う農業共済事業若しくは農業共済責任保険事業又は農業経営収入保険事業及び政府の行う再保険事業又は保険事業とする。

② 国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする。

(法人格)

第三条 農業共済組合及び農業共済組合連合会（以下「農業共済団体」という。）は、法人とする。

(名称)

第四条 農業共済組合又は農業共済組合連合会の名称中には、農業共済組合又は農業共済組合連合会という文字を用いなければならない。

② 農業共済団体でない者は、その名称中に農業共済組合又は農業共済組合連合会という文字を用いてはならない。

(区域)

第五条 農業共済組合の区域は、第七十三条第四項に規定する特定組合以外の農業共済組合にあつては一又は二以上の市町村の区域、同項に規定する特定組合にあつては一又は二以上の都道府県の区域による。ただし、特別の事由があるときは、この区域によらないことができる。

② 農業共済組合連合会の区域は、都道府県又は全国の区域による。

第一章 総則

(定義)

第一条 この政令において「全国連合会」又は「組合員等」とは、それぞれ農業保険法（以下「法」という。）第十条第一項に規定する全国連合会又は組合員等をいう。

2 この政令において「組合等」、「都道府県連合会」、「農業共済資格団体」、「特定組合」、「事業譲渡」、「施設園芸」、「施設内農作物」、「共済事業を行う市町村」、「事業規程等」、「包括共済関係」又は「特定組合等」とは、それぞれ法第十一條第一項、同条第一項、第二十条第二項、第七十三条第四項、第九十四条第三項、第九十八条第一項第七号、同条第四項第二号、第一百七条第一項、第一百六十六条、第一百四十二条第一項又は第二百条に規定する組合等、都道府県連合会、農業共済資格団体、特定組合、事業譲渡、施設園芸、施設内農作物、共済事業を行う市町村、事業規程等、包括共済関係又は特定組合等をいう。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、次項で定めるものを除き、農業保険法（以下「法」という。）及び農業保険法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

2

一 類区分 農作物共済にあつては法第百三十六条第一項に規定する共済目的の種類、果樹共済にあつては法第百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類及び同条第六項に規定する樹体共済の共済目的の種類、畑作物共済にあつては法第百五十三条第一項に規定する共済目的の種類

二 共済掛金区分 農作物共済にあつては法第百三十七条第一項に規定する共済掛金区分、家畜共済にあつては死亡廃用共済又は疾病傷害共済の別ごとの法第百四十四条第一項に規定する共済目的の種類、果樹共済にあつては法第百四十九条第一項に規定する収穫共済掛金区分及び樹体共済掛金区分、畑作物共済にあつては法第百五十四条第一項に規定する共済掛金区分、園芸施設共済にあつては法第百六十条第一項に規定する共済掛金区分、園芸施設共済にあつては法第百六十一条第一項に規定する共済掛金区分

三 基準共済掛金率 農作物共済にあつては法第百三十七条第一項の基準共済掛金率、家畜共済にあつては法第百四十四条第一項及び第二項各号の基準共済掛金率、果樹共済にあつては法第百四十九条第一項の基準共済掛金率、畑作物共済にあつては法第百五十四条第一項の基準共済掛金率、園芸施設共済にあつては法第百六十条第一項の基準共済掛金率

四 共済掛金標準率 農作物共済にあつては法第百三十七条第二項の共済掛金標準率、家畜共済にあつては法第百四十四条第三項の共済掛金標準率、果樹共済にあつては法第百四十九条第二項の共済掛金標準率、畑作物共済にあつては法第百五十四条第二項の共済掛金標準率、園芸施設共済にあつては法第百六十条第一項の共済掛金標準率

第六条 農業共済団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 農業共済団体は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

- ② 前項の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(事業年度)

第八条 農業共済団体の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(印紙税の非課税)

第九条 農業保険に関する書類には、印紙税を課さない。

(農作物共済の共済掛金の負担)

第十一条 国庫は、農作物共済につき、水稻及び第九十八条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物に係るものにあつては、第一百三十六条第一項に規定する共済目的の種類ごとに、農業共済組合の組合員、第二十条第四項の規定による全国連合会（全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会）をいう。以下同じ。）の組合員又は第一百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者（以下「組合員等」という。）の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、当該組合員等に係る第一百三十七条第一項の基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

② 国庫は、農作物共済につき、麦に係るものにあつては、第一百三十六条第一項に規定する共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、当該組合員等に係る第一百三十七条第一項の基準共済掛金率及び農作物共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額に相当する金額を負担する。
③ 前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、第一百三十七条第一項に規定する共済掛金区分ごとに、同条第二項の共済掛金標準率を次の表の上欄に掲げる部分に区分し、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た率を合計して得た率を同項の共済掛金標準率で除して得た数とする。

○・○三を超える部分	百分の五十五
------------	--------

④ 第一項又は第二項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。

(共済掛金に係る負担金の交付の方法)

第十一条 前条第一項又は第二項の規定による負担金は、組合員等が農業共済組合、第一百条第一項から第三項までの規定により共済事業を行ふ全国連合会又は第一百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）に支払うべき共済掛金の一部に充てたため、政令で定めるところにより当該組合等にこれを交付する。

② 前項の規定により組合等（第七十三条第四項に規定する特定組合及び全国連合会を除く。以下この項において同じ。）に交付すべき交付金は、組合等に交付するのに代えて、当該組合等がその属する都道府県連合会（全国連合会以外の農業共済組合連合会をいう。以下同じ。）に支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てるため、当該都道府県連合会にこれを交付し、又は当該都道府県連合会が支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入にこれを計上することができる。

③ 第一項の規定により第七十三条第四項に規定する特定組合又は全国連合会に交付すべき交付金は、当該特定組合又は全国連合会に交付するのに代えて、当該特定組合又は全国連合会が支払うべき保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の保険料収入にこれを計上することができる。

(果樹共済の共済掛金の負担)

第十二条 国庫は、果樹共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金の二分の一（豚に係るものにあつては、五分の二）に相当する金額（その金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を負担する。

第十三条 国庫は、果樹共済につき、収穫共済にあつては第一百四十八条第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類ごとに、樹体共済にあつては同条第六項に規定する樹体共済の共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金

(共済掛金又は保険料に係る負担金の交付)

第二条 法第十条第一項若しくは第二項、第十三条又は第十四条の規定による負担金は、当該負担金を組合等ごと及び共済責任期間の開始の時期を勘案して農林水産大臣が定める共済関係の区分（以下「負担金交付区分」という。）ごとに合計して得た金額（以下「組合等別国庫負担金」という。）のうち、特定組合等以外の組合等にあっては第一号、特定組合等にあっては第二号に掲げる金額を、これらの組合等が徴収すべき当該負担金交付区分に係る共済掛金（組合員等の負担に係る部分に限る。）又は保険料（被保険者の負担に係る部分に限る。）の徴収の状況により、交付する。

第二条 法第十条第一項若しくは第二項、第十三条又は第十四条の規定による負担金は、当該負担金を組合等ごと及び共済責任期間の開始の時期を勘案して農林水産大臣が定める共済関係の区分（以下「負担金交付区分」という。）ごとに合計して得た金額（以下「組合等別国庫負担金」という。）のうち、特定組合等以外の組合等にあっては第一号、特定組合等にあっては第二号に掲げる金額を、これらの組合等が徴収すべき当該負担金交付区分に係る共済掛金（組合員等の負担に係る部分に限る。）の合計金額のうち当該組合等が徴収した金額の割合に応じて交付する。

一 組合等別国庫負担金が当該組合等及び当該負担金交付区分に係る組合等別再保険料を超える場合における、その超える部分の金額

二 組合等別国庫負担金が政府保険料（第四条第四項に規定する政府保険料をいう。）を超える場合における、その超える部分の金額

2 前項第一号の「組合等別再保険料」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 農作物共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第二百八条第一項の危険段階別農作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の九十五に相当する金額

二 果樹共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第一百六十八条第一項の危険段階別果樹保険料基礎率を乗じて得た金額を組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額に第二百十二条の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額の百分の九十に相当する金額

三 畑作物共済 危険段階ごとの保険金額の総額に第二百十五条第一項の危険段階別畠作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の九十五に相当する金額

(共済掛金に係る負担金の都道府県連合会への交付)

第三条 組合等（特定組合等を除く。）に交付すべき法第十条第一項若しくは第二項又は第十二条から第十五条までの規定による負担金は、連合会別国庫負担金が政府再保険料を超える場合には、次の各号に掲げる場合

額に、当該組合員等に係る第百四十九条第一項の基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

(畑作物共済の共済掛金の負担)

第十四条 国庫は、畑作物共済につき、第百五十三条第一項に規定する共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、当該組合員等に係る第百五十四条第一項の基準共済掛金率を乗じて得た金額の百分の五十五（蚕繭に係るものにあつては、二分の一）に相当する金額を負担する。

(園芸施設共済の共済掛金の負担)

第十五条 国庫は、園芸施設共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金の二分の一に相当する金額（その金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を負担する。

(農業経営収入保険の保険料の負担)

第十六条 国庫は、農業経営収入保険につき、被保険者の支払うべき保険料のうち、当該被保険者に係る保険金額に、当該被保険者に係る第百八十条第一項の基準保険料率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

(準用)

第十七条 第十二条から前条までの規定による負担金には、第十条第四項及び第十一項の規定による負担金にあつては、第十二条第二項の規定を除く。)を準用する。

(特約補填金に係る交付金の交付)

第十八条 国庫は、政令で定めるところにより、全国連合会に対し、第一百八十二条第一項第二号の特約補填金の交付に要する費用に充てるため、交付金を交付する。

(特約補填金に係る交付金の交付)

第三条 法第十八条の交付金は、その交付の時点における法第一百八十二条第一項の特約がされた農業経営収入保険の保険関係の成立及び同条第四項に規定する特約補填金の支払の見込みを勘案して、交付する。

(共済掛金に係る負担金の特別会計への計上)

第四条 組合等（特定組合等を除く。）に交付すべき法第十条第一項若しくは第二項又は第十二条から第十五条までの規定による負担金は、次の方に掲げる場合に応じて、連合会別国庫負担金（前条第二項に規定する連合会別国庫負担金をいう。以下同じ。）のうち当該各号に定める金額を、

に応じて、当該各号に定める金額を、当該都道府県連合会の組合員たる組合等に交付するのに代えて、当該組合等が当該都道府県連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため、当該都道府県連合会に交付する。

一 連合会別国庫負担金が連合会保険料を超える場合 連合会保険料が

政府再保険料を超える部分の金額 連合会別国庫負担金が政府再保険料を超える部分の金額

二 連合会別国庫負担金が連合会保険料を超えない場合 連合会別国庫負担金が連合会保険料を超えない場合

前項の「連合会別国庫負担金」とは、法第十条第一項又は第二項、第十三条又は第十四条の規定による負担金にあつてはこれらの負担金を都道府県連合会ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額、法第十二条又は第十五条の規定による負担金にあつてはこれらの負担金を都道府県連合会ごとに合計して得た金額をいう。

三 第一项の「政府再保険料」とは、都道府県連合会が政府に支払うべき再保険料の総額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済 当該都道府県連合会の組合員たる組合等に係る組合等別再保険料の負担金交付区分ごとの総額

二 家畜共済 保険金額に第二百十一条第一項の危険段階別家畜再保険料基礎率を乗じて得た金額（共済掛金期間が一年に満たない死亡廃用共済の共済関係に係る保険関係にあつては、その金額に共済掛金期間の程度に応じて農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）を都道府県連合会ごとに合計して得た金額の百分の九十五に相当する金額

三 園芸施設共済 保険金額に第二百十八条第一項の危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲及び同条第三項の危険段階別園芸施設再保険料基礎率乙を合計して得た率を乗じて得た金額（共済責任期間が一年に満たない共済関係に係る保険関係にあつては、その金額に同条第一項の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）の合計金額の百分の九十五に相当する金額

4 第一项各号の「連合会保険料」とは、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては当該都道府県連合会の組合員たる組合等が当該都道府県連合会に支払うべき保険料の負担金交付区分ごとの総額、家畜共済及び園芸施設共済にあつては当該保険料の総額をいう。

組合等に交付するのに代えて、当該組合等の属する都道府県連合会が政府に支払うべき再保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

一 連合会別国庫負担金が政府再保険料（前条第三項に規定する政府再保険料をいう。以下同じ。）を超える場合 当該政府再保険料に相当する金額

二 連合会別国庫負担金が政府再保険料を超えない場合 当該連合会別国庫負担金の全額に相当する金額

2 特定組合等に交付すべき法第十条第一項若しくは第二項又は第十二条から第十五条までの規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に応じて、特定組合等別国庫負担金のうち当該各号に定める金額を、当該特定組合等に交付するのに代えて、当該特定組合等が政府に支払うべき保険料の全部又は一部に充てるため、食料安定供給特別会計の保険料収入に計上する。

一 特定組合等別国庫負担金が政府保険料を超える場合 当該政府保険料に相当する金額

二 特定組合等別国庫負担金が政府保険料を超えない場合 当該特定組合等別国庫負担金の全額に相当する金額

3 前項の「特定組合等別国庫負担金」とは、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあっては特定組合等に係る組合等別国庫負担金をいい、家畜共済及び園芸施設共済にあっては法第十二条又は第十五条の規定による負担金をそれぞれ特定組合等ごとに合計して得た金額をいう。

4 第二項各号の「政府保険料」とは、特定組合等が政府に支払うべき保険料の額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 農作物共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第百六十四条第一項の危険段階別農作物保険料基礎率を乗じて得た金額を特定組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の九十五に相当する金額

二 家畜共済 共済金額に第二百三十二条第一項の危険段階別家畜保険料基礎率を乗じて得た金額（共済掛金期間が一年に満たない死亡廃用共済の共済関係にあっては、その金額に前条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）の合計金額の百分の九十五に相当する金額

三 果樹共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第百六十八条第一項の危険段階別果樹保険料基礎率を乗じて得た金額を特定組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の百分の九十に相当する金額

四 畑作物共済 危険段階ごとの共済金額の総額に第二百三十六条第一

項の危険段階別畑作物保険料基礎率を乗じて得た金額を特定組合等ごと及び負担金交付区分ごとに合計して得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

五 園芸施設共済 共済金額に第二百三十九条第一項の危険段階別園芸施設保険料基礎率甲及び同条第三項の危険段階別園芸施設保険料基礎率乙を合計して得た率を乗じて得た金額（共済責任期間が一年に満たない共済関係にあっては、その金額に第二百一十八条第一項の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）の合計金額の千分の八百五十五に相当する金額

（農業経営収入保険の保険料に係る負担金の交付）

第五条 法第十六条の規定による負担金は、当該負担金の総額（以下この条及び次条において「保険料国庫負担金」という。）のうち、当該保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の合計金額を超える場合におけるその超える部分の金額を、全国連合会が徴収すべき保険料（被保険者の負担に係る部分に限る。）の総額のうち全国連合会が徴収した金額の割合に応じて交付する。

（農業経営収入保険の保険料に係る負担金の特別会計への計上）

第六条 法第十六条の規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に応じて、保険料国庫負担金のうち当該各号に定める金額を、全国連合会に交付するのに代えて、全国連合会が政府に支払うべき再保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。
一 保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の額を超える場合 当該再保険料の額に相当する金額
二 保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の額を超えない場合 保険料国庫負担金の全額に相当する金額

（事務費に係る負担金の交付）

第七条 法第十九条の規定により国庫が負担する事務費は、次に掲げる費用とする。
一 共済事業に係る組合等の役職員（共済事業を行う市町村にあつては、共済事業に関する事務に從事する職員）及び保険事業に係る都道府県連合会の役職員の給料、手当及び旅費、事務所費、会議費その他組合等の共済事業及び都道府県連合会の保険事業に関する事務の執行に必要な

（事務費の負担）

第十九条 国庫は、政令で定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、農業共済団体及び第一百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村の事務費を負担する。

第二十条 農業共済組合の組合員たる資格を有する者は、当該農業共済組合が行う次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める者で、当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの（農林水産省令で定める基準に従い定款で定める者を除く。）とする。

一 農作物共済 農作物共済において共済目的の種類とされる農作物につき耕作の業務を営む者

二 家畜共済 死亡廃用共済又は疾病傷害共済において共済目的の種類とされている家畜につき養畜の業務を営む者

三 果樹共済 収穫共済又は樹体共済において共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者

四 畑作物共済 畑作物共済において共済目的の種類とされるいの農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者

五 園芸施設共済 第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営むもの

六 任意共済 任意共済において共済目的の種類とされている農作物の耕作若しくは栽培の業務を営む者又は当該任意共済において共済目的の種類とされている農産物、建物若しくは農機具等を所有する者で農業に従事するもの

前項第一号、第三号又は第四号に定める者のみが構成員となつてゐる団体（法人を除くものとし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者その他の農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めているものに限る。以下「農業共済資格団体」という。）で、その構成員の全てが一の農業共

二 農業經營収入保険事業に係る全国連合会の役職員の給料、手当及び旅費、事務所費、会議費その他全国連合会の農業經營収入保険事業に関する事務の執行に必要な費用

法第十九条の規定により国庫が負担する事務費のうち前項第二号に掲げる費用に係るものとの金額は、当該費用の二分の一以内の金額とする。

(組合員資格者から除く者の基準)

第八条 法第二十条第一項の農林水産省令で定める基準は、同項第一号又は第三号から第五号までに定める者で該農業共済組合の区域内に住所を有するもの（同項の規定により同条第一項第一号、第三号又は第四号に定める者で該農業共済組合の区域内に住所を有する者とみなされる者を含む。）について、同項第二号及び第六号並びに次の各号のいずれにも該当しないこととする。

一 水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が十アールを下回らず四十アールを超えない範囲内（北海道にあっては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内）で定款で定める面積以上であること。

二 当該農業共済組合の行う果樹共済においてその共済目的の種類とされている果樹の類区分ごとの栽培面積（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん及びぶどうの栽培面積にあっては、当該栽培面積に二乗じて得た面積）のいずれかが五アールを下回らず三十九アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であること。

三 当該農業共済組合の行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物の類区分ごとの栽培面積のいずれかが五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内（北海道にあっては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内）で定款で定める面積以上であること又はその共済目的の種類とされている蚕繭の類区分ごとの蚕種の掃立量のいずれかが〇・二五箱を下回らず二箱を超えない範囲内で定款で定める箱数以上であること。

四 その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の

（加入）

第二十一条 都道府県連合会が成立したときは、当該都道府県連合会の区域の一部をその区域とする組合等は、その時に、全て、当該都道府県連合会の組合員となる。都道府県連合会が成立した後に、当該都道府県連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合が成立したとき、及び当該都道府県連合会の区域の一部をその区域とする市町村が第二百二条第一項の規定により共済事業を行うこととなつたときは、当該組合等についても、同様とする。

② 全国連合会が成立したときは、第七十三条第四項に規定する特定組合及び都道府県連合会は、その時に、全て、当該全国連合会の組合員となる。全国連合会が成立した後に、同項に規定する特定組合の区域内に住所を有するものについては、当該農業共済資格団体を同項第一号、第三号又は第四号に定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有する者と、当該農業共済資格団体の構成員が営む同項第一号、第三号又は第四号に規定する業務を当該農業共済資格団体の業務とそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。

③ 農業共済組合連合会の組合員たる資格を有する者は、都道府県連合会にあつては当該都道府県連合会の区域の一部をその区域とする組合等とし、全国連合会にあつては第七十三条第四項に規定する特定組合及び都道府県連合会とする。

④ 第百条第一項から第三項までの規定により共済事業を行う全国連合会の組合員たる資格を有する者は、前項の規定により組合員たる資格を有する者のほか、当該全国連合会が行う第一項各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める者で、当該共済事業の実施区域内に住所を有するもの（農林水産省令で定める基準に従い定款で定める者を除く。）とする。

⑤ 前項の規定により同項の全国連合会の組合員たる資格を有する者については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「農業共済組合の区域」とあるのは、「共済事業の実施区域」と読み替えるものとする。

（農業共済資格団体の要件）

第九条 法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の農林水産省令で定める事項は、団体の目的、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲並びに団体の意思の決定機関及びその決定の方法とする。

2 法第二十条第二項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。

一 構成員の農業経営の安定を図り、農業の健全な発展に資することをその目的に含んでいること。

二 共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこと。

三 代表者の選任の手続、代表権の範囲及び団体の意思の決定機関を明らかにしていること。

四 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

（主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設にあつては、その設置面積に二を乗じて得た面積。第七十五条第一項第一号において同じ。）の合計が五アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であること。

2 前項第三号の蚕種の掃立量は、蚕種二万粒を納める容器に収納される蚕種の量を一箱として計算するものとする。

（共済事業を行ふ全国連合会の組合員資格者から除く者の基準）

第十条 法第二十条第四項の農林水産省令で定める基準については、第八条の規定を準用する。

又は都道府県連合会が成立したときは、当該特定組合又は都道府県連合会についても、同様とする。

- (3) 農業共済組合及び全国連合会は、前条第一項又は第四項の規定により組合員たる資格を有する者でこれらの組合員にならうとするものから加入の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、その加入を拒んではならない。

(議決権及び選挙権)

第二十二条 農業共済団体の組合員は、各一個の議決権及び役員（農業共済組合及び全国連合会の組合員にあつては、役員及び総代）の選挙権を有する。

② 都道府県連合会は、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより、その組合員に対して、当該組合員の組合員等の数に基づき、二個以上の議決権及び役員の選挙権を与えることができる。

③ 全国連合会は、第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより、その組合員に対して、当該組合員の第七十三条第四項に規定する特定組合の組合員の数又は当該組合員たる都道府県連合会の組合員たる組合等の組合員等の数に基づき、二個以上の議決権並びに役員及び総代の選挙権を与えることができる。

(農業共済組合連合会の組合員等の議決権及び選挙権)

第五条 都道府県連合会が法第二十二条第二項の規定によりその組合員に対して二個以上上の議決権及び役員の選挙権を与えるときは、組合員の組合員等の数に基づいて与えられる議決権及び役員の選挙権の総数は、組合員に平等に与える議決権及び役員の選挙権の総数を超えてはならない。

2 全国連合会が法第二十二条第三項の規定によりその組合員に対して二個以上の議決権並びに役員及び総代の選挙権を与えるときは、組合員たる特定組合の組合員の数又は組合員たる都道府県連合会の組合員たる組合等の組合員等の数に基づいて与える議決権並びに役員及び総代の選挙権の総数は、組合員に平等に与える議決権並びに役員及び総代の選挙権の総数を超えてはならない。

3 全国連合会が法第六十一条第四項において準用する法第二十二条第三項の規定によりその総代に対して二個以上の議決権及び役員の選挙権を与えるときは、総代たる特定組合の組合員の数又は総代たる都道府県連合会の組合員たる組合等の組合員等の数に基づいて与える議決権及び役員の選挙権の総数は、総代に平等に与える議決権及び役員の選挙権の総数を超えてはならない。

(議決権行使の電磁的方法)

第十三条 農業共済団体の組合員は、定款で定めるところにより、

第十一条 法第二十三条第二項（法第二十九条第七項において準用する場

第五十一条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

② 農業共済団体の組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

③ 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

④ 代理人は、代理権を証する書面を農業共済団体に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

（議決権のない場合）

第二十四条 農業共済団体の組合員は、次に掲げる事由によつて議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

（脱退）

第二十五条 農業共済団体の組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散（第一百七条第一項に規定する共済事業を行つて市町村にあつては、共済事業の全部の廃止）

② 農業共済組合の組合員又は第二十条第四項の規定による全国連

合会の組合員は、前項各号に掲げる事由によるほか、共済関係の全部の消滅（第六十六条第一項の規定による場合を除く。）によつて脱退する。ただし、農林水産省令で定める基準に従い定款で特別の定めをしたときは、この限りでない。

③ 農業共済組合の組合員又は第二十条第四項の規定による全国連合会の組合員で、前項ただし書の規定により共済関係の全部の消滅があつても脱退をしないものその他当該農業共済組合又は選挙権を行つてゐる組合員（農林水産省令で定めるものとされた組合員及び解散後その清算を除く。）は、定款で定めるところにより脱退することができる。

（脱退をしない組合員の基準）

第十二条 法第二十五条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

一 法第一百五条第二項の規定による家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係の消滅により共済関係の全部が消滅することとなる組合員であること。

二 農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の消滅（法第一百五条第二項の規定による園芸施設共済の共済関係の消滅を除く。）により共済関係の全部が消滅することとなる組合員について、当該農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の成立の日から起算して一年を経過していないこと。

三 全国連合会との間に農業経営収入保険の保険関係が存する組合員であること。

（脱退する組合員から除外する組合員）

第十三条 法第二十五条第三項の農林水産省令で定める組合員は、前条第一号の規定により脱退をしないものとされた組合員及び解散後その清算の結了に至るまでの組合員とする。

合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第二十一条において同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け付ける方法

(発起人)

第二十六条 農業共済組合を設立するには、第二十条第一項に規定する者で農業共済組合を設立しようとするもの十五人以上が、農業共済組合連合会を設立するには、同条第三項の規定によりその組合員たる資格を有する者で農業共済組合連合会を設立しようとするもの二以上が発起人とならなければならない。

(設立準備会)

第二十七条 農業共済組合を設立する場合には、発起人は、あらかじめ農業共済組合の区域及び組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。
② 農業共済組合連合会を設立する場合には、発起人は、一定の期間前までに設立準備会の日時及び場所を公告して、設立準備会を開かなければなければならない。
③ 前二項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

(定款等作成委員の選任等)

第二十八条 設立準備会においては、出席した組合員たる資格を有する者（農業共済組合を設立する場合にあつては法人及び農業共済資格団体（以下「法人等」という。）を除き、出席した組合員たる資格を有する法人等の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつては出席した組合員たる資格を有する農業共済団体の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。）の中から定款及び事業規程（以下「定款等」という。）の作成に当たるべき者（以下「定款等作成委員」という。）を選任し、かつ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び共済掛金又は保険料その他事業規程作成の基本となるべき事項を定めなければならない。
② 前項の定款等作成委員は、十五人以上でなければならない。
③ 設立準備会の議事は、出席した組合員たる資格を有する者（農業共済組合を設立する場合にあつては、前条第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者）の過半数の同意をもつてこれを決する。

(創立費)

第十四条 農業共済団体の負担に帰すべき創立費及びその償却方法は、創立総会の承認を経なければならない。

第二十九条 定款等作成委員が定款等を作成したときは、発起人は、
(創立総会)

一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

② 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

③ 定款等作成委員が作成した定款等の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

④ 創立総会においては、前項の定款等を修正することができる。

⑤ 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

⑥ 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

⑦ 創立総会においては、第二十二条第一項、第二十三条第二項から第四項まで及び第二十四条の規定を準用する。この場合において、第二十三条第二項中「前項」とあるのは「第二十九条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十九条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

(認可の申請)

第三十条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款等及び事業計画書を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
② 発起人は、行政庁の要求があるときは、農業共済団体の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(認可の基準)

第三十一条 行政庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、設立の手続又は定款等若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反せず、かつ、その事業が健全に行われ、公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

(認可の期間)

第三十二条 第三十条第一項の規定による申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から一月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。
② 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その

(事業計画書)

第十五条 農業共済組合についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 組合員たる資格を有する者の法第二十条第一項各号に定める者ごとの概数
二 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）
三 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

2 都道府県連合会についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 組合員たる資格を有する者の数
二 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）
三 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

3 全国連合会についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 法第二十条第三項の規定により組合員たる資格を有する者の数
二 法第二十条第四項の規定により組合員たる資格を有する者の同条第一項各号ごとの概数

期間満了の日に第三十条第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

③

行政庁が第三十条第二項の規定により報告書提出の要求を發したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

④

行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

⑤

発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に第三十条第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(理事への事務引渡し)

第三十三条 第三十条第一項の設立の認可があつたときは、発起人は遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならぬ。

(成立の時期)

第三十四条 農業共済団体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

(定款)

第三十五条 農業共済団体の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 事業の種類

七 役員の定数及び選挙又は選任に関する規定

八 準備金の額及びその積立ての方法

九 剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定

十 公告の方法

② 農業共済団体の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、総代会を設ける場合には、総代の定数及び選挙に関する規定を記載しなければならない。

③ 第一项第七号の役員の選挙に関する規定及び前項の総代の選挙

三 保険資格者の概数
四 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）
五 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

(設立の認可申請書の添付書類)

第十六条 法第三十条第一項の規定による設立の認可の申請書には、定款等及び事業計画書のほか、創立総会の議事録の謄本並びに理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面を添付しなければならない。

(創立総会の議事録)

第十七条 創立総会の議事録については、第二十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「農業共済団体の総会又は総代会」とあるのは、「創立総会」と、「組合員又は総代」とあるのは、「設立の同意者」と、「組合員が」とあるのは、「設立の同意者が」と読み替えるものとする。

に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦又は立候補、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員又は総代を総会外において選挙することとしたときはその旨、総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項を定めなければならない。

④ 行政庁は、模範定款例を定めることができる。

(事業規程)

第三十六条 農業共済組合は、事業規程をもつて、次に掲げる事項(一)

第七号に掲げる事項にあつては、第七十三条第四項に規定する特定組合に限る。)を規定しなければならない。

一 共済事業の種類別の共済目的の種類に関する事項

二 共済金額に関する事項

三 共済掛金及び事務費に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 業務の委託に関する事項

六 損害評価会に関する事項

七 第百六十三条第一項の規定による事業に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

② 都道府県連合会は、事業規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 保険金額に関する事項

二 保険料及び事務費に関する事項

三 保険責任に関する事項

四 損害評価会に関する事項

五 第百六十三条第二項の規定による事業に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

③ 全国連合会は、事業規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 共済事業に関する次に掲げる事項

イ 共済事業の種類別の共済目的の種類及び実施区域に関する事項

ロ 第一項第二号から第六号までに掲げる事項

ハ 第百六十三条第三項の規定による事業に関する事項

二 第百七十三条各号に掲げる事業に関する事項

三 農業経営収入保険事業に関する次に掲げる事項

イ 前項第一号から第三号までに掲げる事項

ロ 第百七十五条第二項第二号に掲げる事業に関する事項

(事業規程の記載事項)

第十八条 法第三十六条第一項第八号、第一項第六号及び第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、法第一百二十七条(法第百七十二条、第一百七十四条及び第一百八十七条において準用する場合を含む。)の施設及び法第一百二十八条第一項(法第百七十二条において準用する場合を含む。)の施設に関する事項とする。

ハ 第百八十二条第一項の特約に関する事項

二 業務の委託に関する事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項
④ 行政庁は、模範事業規程例を定めることができる。

第三節 管理

(役員の定数及び選挙又は選任)

第三十七条 農業共済団体に、役員として理事及び監事を置く。

② 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

③ 役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）においてこれを選挙する。ただし、農業共済組合又は全国連合会の役員（設立当時の役員を除く。）は、定款で定めるところにより、総会外においてこれを選挙することができる。

④ 役員の選挙は、無記名投票によつてこれをを行う。ただし、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、定款で定めるところにより、投票を省略することができる。

⑤ 投票は、一人（第二十二条第二項又は第三項の規定によりその組合員に対して二個以上の選挙権を与える農業共済組合連合会については、選挙権一個）につき一票とする。

⑥ 定款で定める投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者（第四項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者）を当選人とする。

⑦ 役員の選挙においては、選挙ごとに選挙管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならぬ。

⑧ 役員の選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

⑨ 総会外において役員の選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

⑩ 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会（創立当時の役員にあつては、創立総会）において選任することができる。

⑪ 農業共済団体の理事の定数の少なくとも四分の三は、組合員（農業共済組合にあつては法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の業務を執行する役員を含むものとし、都道府県連合会にあつては組合員たる農業共済組合の役員又は組合員たる市町村の職員とし、

全国連合会にあつては組合員たる農業共済団体の役員又は組合員たる個人若しくは組合員たる法人等（農業共済団体を除く。）の業務を執行する役員とする。）でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも四分の三は、設立の同意者（農業共済組合にあつては法人等たる同意者を除き、同意者たる法人等の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては同意者たる農業共済団体の役員又は同意者たる市町村の職員とする。）でなければならない。

（役員の任期）

- 第三十八条** 役員の任期は、三年以内において定款で定める。
② 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（農業共済組合の合併による設立の場合にあつては、設立委員）において定める。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。
③ 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第四十五条の仮理事を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の忠実義務）

- 第三十九条** 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の議決を遵守し、農業共済団体のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
② 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、農業共済団体に対し連帶して損害賠償の責任を負う。
③ 役員がその職務を行つにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帶して損害賠償の責任を負う。重要な事項につき、第五十三条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

（役員の兼職禁止）

- 第四十条** 理事は、監事又は農業共済団体の使用人と、監事は、理事又は農業共済団体の使用人と兼ねてはならない。

- （業務の決定）**
第四十一条 農業共済団体の業務は、定款に特別の定めがないときは理事の過半数で決する。

(代表)

第四十二条 理事は、農業共済団体の全ての業務について、農業共済団体を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また総会又は総代会の議決に従わなければならぬ。

(理事の代理権の制限)

第四十三条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第四十四条 理事は、定款又は総会若しくは総代会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第四十五条 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第四十六条 農業共済団体が理事と契約をするときは、監事が、農業共済団体を代表する。農業共済団体と理事との訴訟についても、同様とする。

(監事の職務)

第四十七条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 農業共済団体の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款等に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(総会の招集)

第四十八条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

- ② 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会又は総代会を招集しなければならない。

会を招集することができる。

第四十九条 組合員が総組合員の五分の一以上の同意をもつて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。総代が総代総数の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求したときも、同様とする。

② 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

③ 前項前段の電磁的方法（農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第五十条 理事の職務を行う者がないとき、又は前条第一項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会又は総代会の招集の手続をしないときは、監事は、総会又は総代会を招集しなければならない。

（組合員に対する通知又は催告）

第五十一条 農業共済団体の組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（農業共済資格団体にあつてはその代表者の住所、市町村にあつてはその事務所の所在地）に、その者が別に催告を受ける場所を農業共済団体に通知したときは、その場所に宛てることをもつて足りる。

② 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

③ 総会又は総代会の招集の通知は、その会日から十日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

（理事への提出を要する電磁的方法）

第十九条 法第四十九条第三項の農林水産省令で定める方法は、第十一條第二号に掲げる方法とする。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

- 第五十二条** 理事は、定款等及び総会又は総代会の議事録を各事務所に備え置き、かつ、農林水産省令で定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
② 農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

- 第五十三条** 理事は、通常総会の会日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。
② 農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。
③ 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。
④ 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。第二百三十条第十一号において同じ。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(役員の改選の請求)

- 第五十四条** 役員は、総組合員の五分の一以上の請求により、任期中でも総会においてこれを改選することができる。
② 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の处分又は定款等の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。
③ 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を農業共済団体に提出してこれをしなければならない。
④ 前項の規定による書面の提出があつたときは、農業共済団体は、

(組合員名簿の記載事項)

- 第二十条** 農業共済団体の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農業共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。）並びに住所（農業共済資格団体においてはその代表権を有する者の住所、市町村にあつてはその事務所の所在地）及び法第五十一条第一項の別に催告を受ける場所の通知があつたときはその場所

二 加入の年月日

三 共済目的の種類（園芸施設共済にあつては、共済目的）

(監事の意見書に添付する電磁的記録)

- 第二十一条** 法第五十三条第四項の農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

総会の会日から七日前までに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(準用)

第五十五条 役員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定を準用する。

(参考)

第五十六条 農業共済団体は、参考を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行わせることができる。

② 参事の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

③ 参事については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定を準用する。

第五十七条 組合員は、組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に對し、参考の解任を請求することができる。

② 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

③ 前項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、当該参考の解任の可否を決しなければならない。

④ 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに当該参考に對して第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならぬ。

(総会の議決事項)

第五十八条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一定款等の変更

二 事務費を徴収する場合には、その額及び徴収方法

三 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案

② 定款等の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 前項の認可については、第三十一条及び第三十二条の規定を準用

(議事録の作成)

第二十二条 農業共済団体の総会又は総代会の議長は、会議の議事録を作り、次に掲げる事項を記載し、これに議長及び出席した組合員又は総代二人以上（組合員が一人の農業共済団体にあつては、一人以上）が署名又は記名捺印しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 組合員又は総代及びその議決権の総数並びに出席した組合員又は総代及びその議決権の総数

三 議事の要領

四 議決した事項及び賛否の数

する。

- ④ 農業共済団体は、第一項の農林水産省令で定める事項に係る定款等の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(総会の議事)

- 第五十九条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いては、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長によるところによる。
② 議長は、総会においてこれを選任する。
③ 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
④ 総会においては、第五十一条第三項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

(特別の議決)

- 第六十条 次の事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の一以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
二 農業共済団体の解散
三 農業共済組合の合併

(総代会)

- 第六十一条 農業共済組合及び全国連合会は、農林水産省令で定める基準に従い定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

- ② 総代の定数は、三十人以上でなければならない。
③ 総代は、当該農業共済組合又は全国連合会の組合員でなければならぬ。
④ 総代会には、総会に関する規定を、総代には、第三十七条第三項から第九項まで、第三十八条及び第五十四条の規定を準用する。

- ⑤ 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散の議決をすることができない。

(定款等の変更の認可を要しない事項)

- 第二十三条 法第五十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事務所の所在地の名称の変更
二 関係法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

(定款等の変更認可申請書の添付書類)

- 第二十四条 定款等の変更の認可の申請書及び届出書には、変更の理由を記載した書面及び総会又は総代会の議事録の謄本を添付しなければならない。

(総代会を設ける基準)

- 第二十五条 法第六十一条第一項の農林水産省令で定める基準は、農業共済組合にあつては組合員数が二百人を超えること、全国連合会にあつては法第二十条第四項の規定による組合員が存することとする。

(区分経理)

第六十二条 農業共済団体は、その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

(会計の原則)

第二十六条 農業共済団体の会計は、法及びこの章に定めるもののほか、一 般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(勘定区分)

第二十七条 農業共済組合及び都道府県連合会についての法第六十二条の 農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

- 一 農作物共済に関する勘定
 - 二 家畜共済に関する勘定
 - 三 果樹共済に関する勘定
 - 四 畑作物共済に関する勘定
 - 五 園芸施設共済に関する勘定
 - 六 任意共済（法第百六十三条第一項から第三項までの規定により行う 事業を含む。次号において同じ。）のうち農林水産大臣が指定するもの に関する勘定
 - 七 前号の任意共済以外の任意共済に関する勘定
 - 八 法第百二十八条第一項の施設に関する勘定
 - 九 業務の執行に要する経費に関する勘定
- 2 全国連合会についての法第六十二条の農林水産省令で定める勘定区分 は、次のとおりとする。
- 一 前項各号に掲げる勘定
 - 二 農業経営収入保険事業に関する勘定

(支払備金の積立て)

第二十八条 農業共済組合は、毎事業年度の終わりにおいて、支払備金とし て、次に掲げる金額の合計金額から政庁又は都道府県連合会若しくは全 国連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計金額に相当す る金額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。

一 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合であつて、まだその 金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額

二 共済金の支払又は共済掛金の返還に関する訴訟係属中のものがある ときは、これらの金額

2 前項の規定は、農業共済組合連合会に準用する。

(責任準備金の積立て)

第六十三条 農業共済団体は、毎事業年度の終わりにおいて存する共済責任又は保険責任につき、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(責任準備金の積立て)

第二十九条 農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、共済事業に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度又は翌翌事業年度にわたる共済関係についてそれぞれ次に掲げる金額を積み立てなければならない。

一 農作物共済、果樹共済又は烟作物共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から、政府又は都道府県連合会に支払う保険料の額及び共済金の仮渡額（政府又は都道府県連合会から保険金の仮渡しを受けた場合にあっては、当該仮渡額から保険金の仮渡額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額

二 家畜共済、園芸施設共済又は任意共済（法第百六十三条第一項及び第三項の規定による事業を含む。）については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額

3 前項第二号のまだ経過しない共済責任期間に対する金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まつたものとみなして月割でこれを計算する。

4 前二項の規定は、都道府県連合会及び全国連合会（法第百七十三条各号に掲げる事業に限る。）について準用する。この場合において、第一項第二号中「第六十三条第一項及び第三項」とあるのは「第六十三条第二項」と、「事業を」とあるのは「事業及び法第百七十三条各号に掲げる事業を」と読み替えるものとする。

5 全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、農業経営収入保険に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、保険期間が翌事業年度にわたる農業経営収入保険に係る保険関係について、当該事業年度の保険料の合計金額から政府に支払う再保険料の額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。

(準備金の積立て)

第六十四条 農業共済団体は、不足金の補填に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度の剩余金の中から準備金を積み立てなければならない。

(不足金填補準備金の積立て)

第三十条 農業共済団体は、法第六十四条の規定による準備金（以下「不足金填補準備金」という。）として、第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、当該勘定に係る毎事業年

度の剩余额の額の二分の一に相当する金額以上の金額を積み立てなければならない。

(特別積立金の積立て)

第三十一条 農業共済団体は、特別積立金として、第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、毎事業年度の剩余额の額から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。

(特別積立金の取崩し)

第三十二条 農業共済団体は、次に掲げる場合において、定款等で定めるところにより、特別積立金を取り崩すことができる。ただし、第三号に掲げる場合に取り崩すことができる特別積立金は、第二十七条第一項第一号から第七号までに掲げる勘定に係るものに限る。

- 一 第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、共済金、保険金又は再保険金の支払に不足を生ずる場合であつて、不足金填補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合において共済金、保険金又は再保険金の支払に充ててもなお不足金を生ずる場合において当該不足金の填補に充てる場合
- 二 第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定ごとに、共済金、保険金又は再保険金の支払に不足を生ずる場合以外の場合であつて、不足金填補準備金を不足金の填補に充ててもなお不足金を生ずる場合において当該不足金の填補に充てる場合
- 三 法第一百二十六条後段（法第一百七十二条において準用する場合を含む。）の費用並びに法第一百二十七条及び第一百二十八条第一項（これらの規定を法第一百七十二条において準用する場合を含む。）の施設（損害防止のため必要な施設に限る。次条第一項において同じ。）をするのに必要な費用の支払に充てる場合

- 2 前項第三号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、総会の議決を経てしなければならない。

(連合会特別交付金)

第三十三条 農業共済組合（特定組合を除く。）は、共済事業（第二十七条第一項第六号の農林水産大臣が指定する任意共済を除く。）について、法第一百二十六条後段の費用を負担し、又は法第一百二十七条若しくは法第一百二

十八条第一項の施設をしようとする場合には、当該共済事業の種類ごとに、毎事業年度、その属する都道府県連合会に対し、農林水産大臣が定める算式により算定される金額を限度とする金額の交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該都道府県連合会が定款で期限を定めた場合には、その期限までにしなければならない。

3 都道府県連合会は、第一項の規定による請求があつたときは、請求に係る金額（当該共済事業の種類ごとに、当該都道府県連合会の組合員たる農業共済組合の請求に係る金額の合計金額が当該都道府県連合会の第三十条の特別積立金の金額を超えるときは、その金額を農業共済組合ごとの請求に係る金額により按分した額）を交付するものとする。

4 前三项の規定は、全国連合会が法第百七十三条各号に掲げる事業を行いう場合における特定組合又は都道府県連合会について準用する。この場合において、第一項中「共済事業」ことあるのは「任意共済（法第百六十三条第一項及び第二項の規定により行う事業を含み、」と、「若しくは第二百二十八条第一項の施設」とあるのは「の施設」と、「その属する都道府県連合会」とあるのは「全国連合会」と、前二項中「当該都道府県連合会」とあるのは「全国連合会」と、前項中「都道府県連合会は」とあるのは「全国連合会は」と、農業共済組合」とあるのは「特定組合又は都道府県連合会」と読み替えるものとする。

（余裕金の運用）

第三十四条 農業共済団体の余裕金の運用は、次の方法によらなければならない。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭信託
- 三 国債証券、地方債証券その他農林水産大臣が指定する有価証券の保有
- 四 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

第四節 解散及び清算

（解散事由）

第六十五条 農業共済団体は、次の事由によつて解散する。

（解散の議決の認可申請書の添付書類）

第三十五条 法第六十五条第一項の解散の議決の認可の申請書には、解散

- 一 総会の議決
二 農業共済組合の合併（合併により当該農業共済組合が消滅する場合に限る。）

三 破産手続開始の決定

四 第二百十二条第三項の規定による解散の命令

- ② 解散の議決は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
③ 前項の場合には、第三十二条の規定を準用する。
④ 都道府県連合会は、第一項各号に掲げる事由によるほか、第七十条第三項の規定による権利義務の承継があつたことによつて解散する。

（解散による共済関係等の終了）

- 第六十六条** 農業共済組合が解散したときは、農業共済組合の合併及び前条第四項の規定による解散の場合を除いては、共済関係又は保険関係は、終了する。
② 前項の場合には、農業共済組合は、まだ経過しない期間に対する共済掛金又は保険料を払い戻さなければならない。

（合併の手続）

- 第六十七条** 農業共済組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。
② 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
③ 前項の場合には、第三十一条及び第三十二条の規定を準用する。

- 第六十八条** 農業共済組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。
② 農業共済組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知りてている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
③ 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

の理由を記載した書面、総会の議事録の謄本、財産目録、貸借対照表及び事業報告書を添付しなければならない。

（合併の認可申請及びその添付書類）

- 第三十六条** 法第六十七条第二項の合併の認可の申請は、法第七十条第一項の設立委員又は合併後存続する農業共済組合の理事がしなければならない。

- 2 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 合併によって消滅する農業共済組合の名称及び住所を記載した書面
二 合併の理由を記載した書面
三 合併によって設立する農業共済組合又は合併後存続する農業共済組合の定款等及び事業計画書
四 合併契約書の謄本
五 合併を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
六 財産目録、貸借対照表及び事業報告書
七 法第六十八条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的とし

- 第六十九条** 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなか

つたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第七十条 合併によつて農業共済組合を設立するには、各農業共済組合の総会において組合員（法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の業務を執行する役員を含む。）の中から選任した設立委員が共同して、定款等を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

② 前項の規定による役員のうち理事の選任には、第三十七条第十一項本文の規定を準用する。

③ 第一項の規定による設立委員の選任には、第六十条の規定を準用する。

（合併の時期）

第七十一条 農業共済組合の合併は、合併後存続する農業共済組合又は合併によつて設立する農業共済組合が、その主たる事務所の所在地において、登記をすることによつてその効力を生ずる。

（合併による権利義務の承継）

第七十二条 合併後存続する農業共済組合又は合併によつて設立した農業共済組合は、合併によつて消滅した農業共済組合の権利義務（当該農業共済組合がその行う事業に関し、行政手の許可、認可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（特定組合による権利義務の承継）

第七十三条 都道府県連合会の組合員たる一の農業共済組合のほかに当該都道府県連合会の組合員がなくなつたとき、又は都道府県連合会の組合員たる組合等の区域の全てを合わせた区域をその区域とする農業共済組合が成立したときは、当該農業共済組合は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、当該都道府県連

て信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

3 合併により農業共済組合を設立しようとする場合にあつては、第一項の認可の申請書には、前項の書類のほか、合併によつて設立する農業共済組合の役員の氏名及び住所を記載した書面並びにこれらの役員の選任並びに前項第三号及び第四号に掲げる書類の作成が法第七十条第一項の設立委員によつてなされたものであることを証する書面を添付しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、特定合併の認可の申請について準用する。この場合において、第一項中「法第七十条第一項の設立委員又は合併後存続する農業共済組合」とあるのは「全国連合会」と、第二項第一号中「農業共済組合」とあるのは「農業共済組合及び都道府県連合会」と、同項第三号中「合併によつて設立する農業共済組合又は合併後存続する農業共済組合」とあるのは「全国連合会」と読み替えるものとする。

（権利義務の承継の認可申請）

第三十七条 法第七十三条第一項の規定による権利義務の承継の認可の申請は、都道府県連合会の組合員たる一の農業共済組合のほかに当該都道府県連合会の組合員がなくなつたとき又は都道府県連合会の組合員たる組合等の区域の全てを合わせた区域をその区域とする農業共済組合が成立したときから三週間以内に、しなければならない。

合会の権利義務（当該都道府県連合会がその行う事業に関し、行政
府の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以
下この条において同じ。）を承継することについて、認可を申請し
なければならない。

② 前項の認可があつたときは、当該都道府県連合会の権利義務は、
その時において当該認可の申請に係る農業共済組合に承継される
ものとし、当該都道府県連合会は、その時において解散するものと
する。

③ 第一項に規定する場合に存する農業共済組合は、第二十条第三項
及び第二十一条第一項の規定にかかわらず、前項の規定による権利
義務の承継が行われるまでの間は、これを当該都道府県連合会の組
合員とみなす。

④ 第二項の規定による権利義務の承継の際現に存する都道府県連
合会と政府との間の再保険関係については、当該再保険関係に係る
共済責任期間（家畜共済に係るものにあつては、共済掛金期間）が
終了するまでの間は、同項の規定により都道府県連合会の権利義務
を承継した農業共済組合（以下「特定組合」という。）を当該都道
府県連合会とみなして、この法律の規定を適用する。

⑤ 前各項に規定するもののほか、第二項の規定により農業共済組合
が都道府県連合会の権利義務を承継する場合の手続及び当該農業
共済組合が当該都道府県連合会の権利義務を承継した場合の当該
都道府県連合会と政府との間の再保険関係に係る経過措置に関し
必要な事項は、政令で定める。

（清算中の農業共済団体の能力）

第七十四条 解散した農業共済団体は、清算の目的の範囲内において
、その清算の結了に至るまでは、なお存続するものとみなす。

（清算人の就任）

第七十五条 農業共済団体が解散したときは、合併及び破産手続開始
の決定並びに第六十五条第四項の規定による解散の場合を除いて
は、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任
したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第七十六条 前条の規定により清算人となる者がないときは、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第七十七条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第七十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(清算人の財産調査義務)

第七十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、農業共済団体の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(債権の申出の催告等)

第八十条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしな

ければならない。

- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第八十一条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、農業共済団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の農業共済団体についての破産手続の開始)

第八十二条 清算中に農業共済団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の農業共済団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の農業共済団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第八十三条 解散した農業共済団体の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第八十六条の規定による届出の時において、定款で指定した農業共済団体に帰属する。

② 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第八十四条 農業共済団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

③ 農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

④ 前項に規定する行政庁は、農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(決算報告)

第八十五条 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、決算報告を作り、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

(清算結了の届出)

第八十六条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第八十七条 農業共済団体の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第八十八条 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第八十九条 裁判所は、第七十六条の規定により清算人を選任した場合には、農業共済団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第九十条 裁判所は、農業共済団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
② 前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合については、前二条の規定を準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「農業共済団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(決算報告)

第三十七条の二 法第八十五条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

- 一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
- 二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- 三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

2 前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。

(清算結了の届出の添付書類)

第三十八条 清算結了の届出書には、決算報告及び総会の承認を得たこととを証する書面を添付しなければならない。

第五節 特定合併及び事業譲渡

(特定合併)

- 第九十一条** 全国連合会と特定組合とは、合併を行うことができる。
② 全国連合会と都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合とは、合併を行うことができる。
③ 前二項の場合において、合併後存続する法人は、全国連合会とする。

第九十二条 前条第一項又は第二項の合併（以下「特定合併」という。）の際現に存する特定組合と政府との間の保険関係又は都道府県連合会と政府との間の再保険関係については、当該保険関係又は再保険関係に係る共済責任期間（家畜共済に係るものにあつては、共済掛金期間）が終了するまでの間は、全国連合会を当該特定組合又は都道府県連合会とみなして、この法律の規定を適用する。

第九十三条 特定合併については、第六十条、第六十五条第一項、第六十七条规定から第六十九条まで、第七十一条及び第七十二条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合」とあるのは、「農業共済団体」と読み替えるものとする。

(事業譲渡)

第九十四条 農業共済組合は、共済事業の全部又は一部を全国連合会に譲り渡すことができる。
② 全国連合会は、農業共済組合から共済事業の全部又は一部を譲り受けることができる。
③ 前二項の規定による共済事業の全部又は一部の譲渡し又は譲受け（以下「事業譲渡」という。）については、第六十条及び第六十七条から第六十九条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合」とあるのは、「農業共済団体」と読み替えるものとする。

(事業譲渡の認可申請)

第三十九条 法第九十四条第三項において準用する法第六十七条第二項の事業譲渡の認可の申請は、当該事業譲渡をしようとする農業共済組合の理事がしなければならない。

- 2 前項の認可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 事業譲渡を行う農業共済組合の名称及び住所を記載した書面
二 譲渡する共済事業の種類及び共済目的の種類
三 事業譲渡の理由を記載した書類
四 事業譲渡契約書の謄本
五 事業譲渡を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
六 財産目録、貸借対照表及び事業報告書
七 法第九十四条第三項において準用する法第六十八条第二項の規定に

(共済事業の効率化)

第九十五条 農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、相互に連携し、合併の推進その他共済事業の実施体制の改善に努めるものとする。

(政令への委任)

第九十六条 この節に規定するもののほか、農業共済団体が特定合併又は事業譲渡をした場合における共済関係、保険関係又は再保険関係に係る経過措置その他特定合併又は事業譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

(事業譲渡に係る共済関係)

第六条 事業譲渡を行う農業共済組合の組合員である者であつて当該農業共済組合との間に当該事業譲渡に係る共済事業の共済関係が存するもの(以下この項において「特定組合員」という。)は、当該事業譲渡の日において、全国連合会の組合員となるものとする。この場合において、特定組合員と当該農業共済組合との間に当該事業譲渡に係る共済事業以外の共済事業の共済関係が存するときは、当該特定組合員は、当該農業共済組合の組合員たる地位を失わないものとする。

2 前項前段の場合において、全国連合会は、当該事業譲渡に係る共済事業の共済関係に關し当該農業共済組合が有する権利義務を承継する。

による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは相当の担保を供し、若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託したこと又は事業譲渡をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

第三章 農業共済事業等
第一節 農業共済事業
第一款 通則

(共済事業の種類)

第九十七条 共済事業の種類は、次のとおりとする。

- ② 一 農作物共済
 - 二 家畜共済
 - 三 果樹共済
 - 四 畑作物共済
 - 五 園芸施設共済
 - 六 任意共済
- 家畜共済は、死亡廃用共済及び疾病傷害共済とする。

(3) 果樹共済は、収穫共済及び樹体共済とする。

(共済事業の内容)

第九十八条 共済事業は、農作物共済にあつては第一号、家畜共済のうち死亡廃用共済にあつては第二号、家畜共済のうち疾病傷害共済にあつては第三号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第五号、畑作物共済にあつては第六号、園芸施設共済にあつては第七号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、組合員等に対し共済金を交付する事業とする。

一 共済目的 水稻、麦その他政令で指定する食糧農作物

共済事故 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獸害

二 共済目的 牛、馬及び豚で出生後経過した期間が農林水産省令で定める基準に適合するもの

共済事故 牛、馬及び種豚にあつては死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による特る補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下この条において同じ。）及び廃用 種豚以外の豚にあつては死亡

前号に掲げる牛、馬及び豚（種豚に限る。）

三 共済目的 前号に掲げる牛、馬及び豚（種豚に限る。）

共済事故 疾病及び傷害

うんしゆうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、

なし、ももその他政令で指定する果樹（農林水産省令で定める品種に属するもの及び農林水産省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。）

風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獸害（果実の減収又は品質の低下を伴うものに

(農作物共済の共済目的)

第七条 法第九十八条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物は、陸稻とする。

(農作物共済の共済目的の基準)

第四十条 法第九十八条第一項第二号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる家畜の種類に応じ、当該各号に定める要件に該当することとする。

一 牛 出生後第五月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日）を経過していること。

二 馬 出生の年の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣が定めた日）を経過していること。

三 種豚 出生後第五月の月の末日を経過していること。

四 肉豚（種豚以外の豚をいう。以下同じ。）のうち次号に掲げるもの以外のもの（以下「特定肉豚」という。）出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日。次号において同じ。）に達していること。

五 肉豚のうち第百四条に規定するもの 出生後第二十日の日に達し、第八月の月の末日を経過していないこと。

(果樹共済の共済目的)

法第九十八条第一項第四号の政令で指定する果樹は、かんきつ類の果樹（うんしゆうみかん及びなつみかんを除く。）、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップルとする。

(収穫共済の共済目的から除外する品種)

第四十一条 法第九十八条第一項第四号の農林水産省令で定める品種は、

五 共済目的

前号に掲げる果樹（農林水産省令で定めるその支持物を含むものとし、農林水産省令で定める生育の程度に達していない果樹及びその支持物を除く。以下この号において同じ。）

共済事故

風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による灾害、火災、病虫害及び鳥獸害（果樹の枯死、流失、滅失、埋没又は損傷を伴うものに限る。）

六 共済目的

震及び噴火を含む。）による灾害、火災、病虫害及び鳥獸害（果樹の枯死、流失、滅失、埋没又は損傷を伴うものに限る。）

共済事故

とうきび（農林水産省令で定める品種に属するもの及び農林水産省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。）並びに第一号に掲げる農作物、桑及び果樹以外の農作物で政令で指定するもの並びに蚕繭

農作物にあつては風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獸害、蚕繭にあつては蚕児の風水害、地震又は噴火による灾害、火災、病虫害及び鳥獸害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による灾害、火災、病虫害及び獸害

七 共済目的

施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。）の用に供する施設（第四項第一号において「施設園芸用施設」という。）のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（これらに附属する設備を含むものとし、農林水産省令で定める簡易なものを除く。以下「特定園芸施設」という。）

共済事故

風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による灾害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両

限る。）

なしにあつては支那なしの品種、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん及びなつみかんを除く。第百三十七条において同じ。）にあつてははっさく、ぽんかん、いよかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぽうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第二十八号及び甘平以外のものの品種とする。

（収穫共済の共済目的から除外する栽培方法）

第四十二条 法第九十八条第一項第四号の農林水産省令で定める栽培方法は、屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている特定園芸施設を用いて栽培する方法とする。

（畑作物共済の共済目的）

第九条 法第九十八条第一項第六号の政令で指定する農作物は、茶（冬芽の生長停止期か

ら一番茶の収穫をするに至るまでのものに限る。）、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップとする。

（樹体共済の共済目的となる果樹の生育の程度）

第四十三条 法第九十八条第一項第五号の農林水産省令で定める生育の程度は、毎年結実する状態にあることとする。

（畑作物共済の共済目的から除外する品種）

第四十四条 法第九十八条第一項第六号の農林水産省令で定める品種は、いんげんにあつては手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげん以外のものの品種、てん菜にあつては専ら製糖用に供するため栽培される品種以外の品種とする。

（畑作物共済の共済目的から除外する栽培方法）

第四十五条 法第九十八条第一項第六号の農林水産省令で定める栽培方法は、特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（当該施設に附属する設備を含む。）を除く。）を用いて栽培する方法とする。

（園芸施設共済の共済目的から除外する施設）

第四十六条 法第九十八条第一項第七号の農林水産省令で定める簡易な施設園芸用施設は、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの建築価額（当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを建築するのに要する費用に相当する金額をいう。第百

及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獸害

② 前項第二号に掲げる牛以外の牛及び牛の胎児（これらのうち農林水産省令で定める生育の程度に達したものに限る。）は、事業規程（第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあっては、共済事業の実施に関する条例。第四項において同じ。）で定めるところにより、家畜共済（牛の胎児にあつては、死亡廃用共済に限る。）の共済目的とすることができる。この場合において、牛の胎児に係る共済事故は、死亡とする。

③ 第一項第二号の廃用並びに同項第五号の埋没及び損傷の範囲は、農林水産省令で定める。

④ 次に掲げる物は、事業規程で定めるところにより、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とができる。

一 農林水産省令で定める施設園芸用施設（特定園芸施設を除く。）であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（以下「附帯施設」という。）

二 特定園芸施設を用いて栽培される農作物（農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物その他農林水産省令で定める農作物を除く。以下「施設内農作物」という。）

⑤ 共済事業は、任意共済にあつては、第一項第一号に掲げる農作物、同項第四号に掲げる果樹、同項第六号に掲げる農作物及び施設内農作物以外の農作物、農産物、特定園芸施設及び附帯施設以外の建物及び農機具その他農林水産省令で定める物について生じた損害又は家畜の輸送中に生じた損害について、組合員等に対し共済金を交付する事業とする。

五十六条第二項第二号イにおいて同じ。）が農林水産大臣の定める金額に満たない施設園芸用施設並びに気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設（その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。）とする。

（共済目的となる牛の胎児及び子牛の生育の程度）

第四十七条 法第九十八条第二項の農林水産省令で定める生育の程度は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して二百四十日以上である」ととする。

（子牛及び牛の胎児を共済目的とすることの申出）

第四十八条 法第九十八条第二項の規定により子牛及び牛の胎児（以下「子牛等」という。）を共済目的とするときは、組合員又は共済資格者は、共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに申出をするものとする。

（廃用の範囲等）

第四十九条 法第九十八条第一項第二号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。

一 疾病又は不慮の傷害（第三号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によつて死にひんしたとき。

二 不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つたとき（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十八条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。

三 骨折、は行若しくは両眼失明又は牛伝染性リンパ腫、伝達性海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾患若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによって使用価値を失つたとき。

四 盗難その他の理由によつて行方不明となつた場合であつて、その事実の明らかとなつた日から三十日を下回らない範囲内において事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないとき。

五 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が、治癒の見込みのない生殖器の疾患又

は傷害であつて当該家畜に係る共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて繁殖能力を失つたとき。

六 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて当該家畜に係る共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて泌乳能力を失つたことが泌乳期において明らかとなつたとき。

七 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき。

2 包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係（法第百四十条第二項の規定により成立する家畜共済の共済関係をいう。以下同じ。）に付されていた家畜についての前項第五号及び第六号の規定の適用については、当該包括共済関係の共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

3 包括共済関係に付されていた家畜であつて、当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分（第一百一条第一項各号及び第二項各号に掲げる家畜の区分をいう。以下同じ。）以外の包括共済家畜区分に属することとなつたことにより他の包括共済関係に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該家畜に係る当該他の包括共済関係の共済責任は、その付されていた包括共済関係に当該家畜が付された時に始まつたものとみなす。

4 法第二百二条第三項又は第五項の公示の際その公示に係る農業共済組合の家畜共済に付されていた家畜であつて、その公示の日から二週間以内にその公示に係る市町村の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該市町村の家畜共済の共済責任は、当該農業共済組合の家畜共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

5 法第二百十一条第一項の規定により共済事業の全部を廃止した市町村（第二百二条第二項第三号において「事業廃止市町村」という。）の家畜共済に付されていた家畜であつて、同条第四項において準用する法第六十六条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了してから二週間以内にその廃止された共済事業の行われていた地域をその区域に含む農業共済組合の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該農業共済組合の当該家畜に係る共済責任は、当該市町村の家畜共済に付された時に始まつたものとみなす。

6 法第九十八条第一項第五号の埋没及び損傷の範囲は、埋没にあつては

第一号、損傷にあっては第二号に掲げるものとする。

一 埋没に係る果樹をその埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が、当該果樹の付された樹体共済に係る共済責任期間の開始の時ににおける価額として第百二十六条の規定により組合等が定める金額を超える程度のもの

二 その損傷が主枝に係るものであり、かつ、その程度が損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前における樹冠容積の二分の一以上の部分にわたる程度のもの

(園芸施設共済の共済目的となる施設園芸用施設)

第五十条 法第九十八条第四項第一号の農林水産省令で定める施設園芸用施設は、温湿度調節施設、灌水施設、排水施設、換気施設、炭酸ガス発生施設、照明施設、しゃ光施設、自動制御施設、発電施設、病害虫等防除施設、肥料調製散布施設、養液栽培施設、運搬施設、栽培棚及び支持物とする。

(園芸施設共済の共済目的から除外する施設内農作物)

第五十一条 法第九十八条第四項第二号の農林水産省令で定める農作物は、育苗中の農作物とする。

(附帯施設又は施設内農作物を共済目的とするとの申出)

第五十二条 附帯施設又は施設内農作物は、事業規程等で定めるところにより、法第一百五十七条第一項の規定による申込みに併せて組合員又は共済資格者が申出をすることにより、共済目的とすることができる。この場合において、当該組合員又は共済資格者は、当該申込みに係る共済関係のうち、附帯施設又は施設内農作物を共済目的とすることができるもの(その特定園芸施設に係る附帯施設又は施設内農作物が、共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されるもの又は通常の管理が行われず若しくは行われないおそれがあるものである共済関係を除く。)の全てについて、当該申出をしなければならない。

(任意共済の共済目的となる物)

第五十三条 法第九十八条第五項の農林水産省令で定める物とは、畠、建具その他家具類とする。

(農業共済組合による共済事業の実施)

第九十九条 農業共済組合は、第九十七条第一項第一号及び第一号に掲げる共済事業を行う。

② 農業共済組合は、農作物共済の一の共済目的の種類につき、当該農業共済組合の組合員の當む当該種類についての耕作の業務の總体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その農作物共済において、当該種類を共済目的の種類としないことができること。

③ 家畜共済には、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該農業共済組合の組合員の當む当該種類についての耕作の業務の總体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他該種類」とあるのは、「当該種類」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

④ 農業共済組合（特定組合を除く。次項において同じ。）は、その所属する都道府県連合会が第一百六十四条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、第九十七条第一項第三号から第五号までに掲げる共済事業を行うことができる。

⑤ 農業共済組合は、その所属する都道府県連合会が第一百六十四条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、当該都道府県連合会の承認を経て、第九十七条第一項第六号に掲げる共済事業を行うことができる。

⑥ 特定組合は、第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

(農業共済組合等の農作物共済の共済目的の種類としないことができる事由)

第十一条 法第九十九条第二項（法第八十条において準用する場合を含む。）の政令で定める相当の事由は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下この条及び次条において「農業共済組合等」という。）がその農作物共済において共済目的の種類としないこととする一つの共済目的の種類につき、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のいずれにも該当すると認められること。

イ 当該農業共済組合等の区域（共済事業を行う市町村にあっては、共済事業の実施区域。以下この条及び次条第二号において同じ。）内に住所を有する農業者及び農業共済資格団体であつて、その構成員の全てが当該区域内に住所を有するもの（以下この号において「区域内農業者等」という。）につき、総体的にみて、区域内農業者等が当該共済目的の種類についての耕作の業務に係る農業所得に依存する程度が相当低位であり、当該共済目的の種類を当該農業共済組合等の農作物共済において共済目的の種類としないこととして、共済目的の種類としないこととして、も、区域内農業者等への影響が軽微であること。

ロ 区域内農業者等の当該共済目的の種類についての耕作の業務の總体としての規模からみて、当該共済目的の種類に係る農作物共済を効率的に行うことができないか又は困難であること。

二 当該農業共済組合等の区域の全部において、当該共済目的の種類につき、全国連合会の農作物共済の共済目的の種類とされていること。

(農業共済組合等の家畜共済の共済目的の種類としないことができる事由)

第十一條 法第九十九条第三項において読み替えて準用する同条第二項（法第一百八条において準用する場合を含む。）の政令で定める相当の事由は、農業共済組合等がその家畜共済において共済目的の種類としないこととする一の共済目的の種類につき、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 家畜共済の共済関係が存しない状態が相当期間にわたり継続すると認められること。

二 当該農業共済組合等の区域の全部において、当該共済目的の種類につき、全国連合会の家畜共済の共済目的の種類とされていること。

(全国連合会による共済事業の実施)

第一百条 全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域（当該全国連合会と特定合併をした特定組合又は都道府県連合会の区域に相当する区域をいう。以下同じ。）を実施区域として、第

九十七条第一項第一号及び第二号に掲げる共済事業を行う。

② 全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域を実施区域として、第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

③ 前二項に規定するもののはか、全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域以外の区域（以下この項において「特定区域外区域」という。）を実施区域として、共済事業を行うことができる。この場合において、全国連合会は、特定区域外区域において農業共済組合又は第百七条第一項に規定する共済事業を行う

(全国連合会による特定区域における共済事業の実施)

第五十四条 法第一百条第一項又は第二項の規定により共済事業を行う全国連合会は、特定区域ごとに、特定区域の全部を実施区域として共済事業を行ふものとする。

(全国連合会による特定区域外区域における共済事業の実施)

第五十五条 全国連合会は、事業譲渡により共済事業を譲り受けたときは、法第一百条第三項の規定により、当該事業譲渡をした農業共済組合の区域において、当該共済事業を行ふものとする。

2 全国連合会は、前項に規定するもののほか、法第一百条第三項の規定により、農業共済組合又は共済事業を行う市町村が、総会又は議会の議決を経て、当該農業共済組合の区域又は当該共済事業を行う市町村の共済事業の実施区域において全国連合会が共済事業を行うべき旨の申出をし

(全国連合会の農作物共済及び家畜共済の共済目的の種類としないことができる事由)

(全国連合会による家畜共済の実施に関する技術的読替え)

第十二条 法第一百条第四項において全国連合会が家畜共済を行う場合について法第九十九条第二項の規定を準用する場合において

は、同項中「当該農業共済組合の組合員の當む当該種類についての耕作の業務の總体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他当該種類」とあるのは、「当該種類」と読み替えるものとする。

(全国連合会による特定区域外区域における共済事業の実施)

2 全国連合会は、前項に規定するもののほか、法第一百条第三項の規定により、農業共済組合又は共済事業を行う市町村が、総会又は議会の議決を経て、当該農業共済組合の区域又は当該共済事業を行う市町村の共済事業の実施区域において全国連合会が共済事業を行ふべき旨の申出をし

市町村が行う共済事業の共済目的の種類とされているものを、共済事業の共済目的の種類とすることができる。

④ 第一項の規定により全国連合会が共済事業を行う場合には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(市町村による共済事業の実施の認可)	<p>第一百一条 農業共済組合（一の市町村の区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合に限る。）は、その行う共済事業の規模が農林水産大臣の定める基準に達しない場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、あらかじめその区域を管轄する市町村と協議し、総会の議決を経て、当該市町村に対し、当該市町村が第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業を行うことにつき申出をすることができる。</p> <p>② 農業共済組合は、前項の申出をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>③ 第一項の総会の議決には、第六十条の規定を準用する。</p>
--------------------	--

第十三条 第十条（第一号に係る部分に限る。）及び第十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法第百条第四項において準用する法第九十九条第二項の政令で定める相当の事由について準用する。この場合において、第十条中「事由は」とあるのは「事由は、特定区域（法第百条第一項に規定する特定区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）ごとに」と、「がその」とあるのは「が当該特定区域において行う」と、同条第一号イ中「当該農業共済組合等の区域（共済事業を行う市町村にあっては、共済事業の実施区域。以下この条及び次条第二号において同じ。）内」とあり、及び「当該区域内」とあるのは「当該特定区域内」と、「の農作物共済」とあるのは「が当該特定区域において行う農作物共済」と、第十一条中「事由は」とあるのは「事由は、特定区域」と、「その」とあるのは「当該特定区域において行う」と、同条第一号中「家畜共済」とあるのは「当該特定区域において、家畜共済」と読み替えるものとする。

た場合に、当該区域の全部を実施区域として、当該申出に係る共済事業を行うことができるものとする。

3 全国連合会は、前二項に規定するもののほか、法第百条第三項の規定により、特定組合又は都道府県連合会が、総会の議決を経て、その存する都道府県内の地域であつて農業共済組合及び共済事業を行う市町村の存しない地域において全国連合会が共済事業を行うべき旨の申出をした場合に、当該申出に係る地域を実施区域として、当該申出に係る共済事業を行なうことができるものとする。

（市町村に対する共済事業の実施の申出）

第一百二条 農業共済組合（一の市町村の区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合に限る。）は、その行う共済事業の規模が農林水産大臣の定める基準に達しない場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、あらかじめその区域を管轄する市町村と協議し、総会の議決を経て、当該市町村に対し、当該市町村が第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業を行うことにつき申出をすることができる。

② 農業共済組合は、前項の申出をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 第一項の総会の議決には、第六十条の規定を準用する。

（市町村に対する共済事業の実施の申出）

第一百一条 農業共済組合（一の市町村の区域の全部又は一部をその区

（市町村に対する共済事業の実施の申出をすることができる事由）

第十四条 法第一百一条第一項の政令で定める特別の事由は、次のいずれにも該当すると認められることとする。

一 当該農業共済組合が共済事業を行うことに困難があり、かつ、当該農業共済組合の区域において引き続き共済事業が行われることが必要であること。

二 前号の区域を管轄する市町村が共済事業を行うこととすれば、共済事業に関する事務の執行に要する経費の額が減少し、その他当該農業共済組合が共済事業を

（市町村による共済事業の実施）

第五十六条 法第一百一条第一項の申出は、申出書を提出しなければならない。

2 前項の申出書には、申出の事由を明らかにする書面を添付しなければならない。

第五十七条 市町村が法第一百二条第一項の規定により都道府県知事に提出

第一百一条 市町村は、前条第一項の申出があつた場合（当該市町村の区域の一部をその区域とする農業共済組合で第九十九条第一項の規定により現に共済事業を行つてゐるものが二以上存するとき）において、その申出に基づき共済事業を行うことを必要かつ適當と認めるときは、都道府県知事の認可を受け、当該申出に係る農業共済組合の区域に相当する区域において、第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業を行うことができる。

② 市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施計画（第一百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び新たに共済事業の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画）を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

③ 都道府県知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該市町村に対し書面で認可又は不認可の通知を発するとともに、その旨を、当該申請の原因となつた前条第一項の申出をした農業共済組合に対し書面で通知し、かつ、認可処分に係る場合にあつては共済事業の実施区域を明らかにして公示しなければならない。

④ 第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第三十一条及び第三十二条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第三十一条中「定款等」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」と読み替えるものとする。

⑤ 前項において準用する第三十二条第二項又は第五項の場合は、都道府県知事は、同条第二項の場合にあつては同項の期間満了後、同条第五項の場合にあつては同項の判決の確定後、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、共済事業の実施区域を明らかにして公示しなければならない。

（共済事業の実施に関する条例）

第一百三条 市町村の共済事業の実施に関する条例には、第三十五条第一項第六号、第八号及び第九号並びに第三十六条第一項第一号から

行う場合よりも共済事業の運営を効率的かつ円滑に行う見込みが十分であること。

する共済事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。
一 当該市町村の共済事業の実施区域となる地域内に住所を有する共済事業の種類別の共済資格者の概数（当該市町村が共済事業を行つている場合は、新たに共済事業の実施区域となる地域に係るこれらの者の概数）

二 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）
(当該市町村が共済事業を行つてている場合は、新たに共済事業の実施区域となる地域に係るこれらの概数)

三 共済事業の事業予定計画及び収入支出の概算

第五十八条 市町村が法第一百二条第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項の添付書類のほか、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施計画（当該市町村が共済事業を行つてている場合は、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び新たに共済事業の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画）の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写し並びに第五十六条第一項の申出書及び同条第二項の申出の事由を明らかにする書面の写しを添付しなければならない。

（市町村及び農業共済組合に対する通知）

第五十九条 法第一百二条第三項の規定による市町村に対する認可又は不認可の通知及び同項の規定による農業共済組合に対する通知は、同時にすることとする。

（公示の方法）

第六十条 法第一百二条第三項又は第五項（法第一百七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、都道府県の条例の公布と同一の方法により行うものとする。

第六号まで及び第八号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

(共済資格者)

第一百四条 第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業の共済関係を成立させることができる者は、当該市町村が行う第二十条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める者で、当該共済事業の実施区域内に住所を有するもの（農林水産省令で定める基準に従い共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）とする。
② 前項に規定する共済関係を成立させることができるもの（以下「共済資格者」という。）については、第二十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「農業共済組合の区域」とあるのは、「共済事業の実施区域」と読み替えるものとする。
③ 第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業の共済関係の存する者が、共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

(農業共済組合による共済事業に関する経過措置)

第一百五条 第百二条第三項の規定による公示（同条第五項の規定による公示を含む。以下この条において同じ。）があつた日以後においては、当該公示に係る農業共済組合が行う共済事業は、第九十九条の規定にかかわらず、次に掲げるものに限るものとする。
一 その共済責任期間が当該公示前に始まり当該公示の際まだ満了していない共済目的についての農作物共済
二 当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済目的についての農作物共済

三 当該公示以前に共済事故が発生した家畜共済に係る共済目的についてその共済事故の発生の際存した当該共済関係に係る家畜共済

四 果樹共済又は畑作物共済を行なう農業共済組合にあつては、次に満了していない共済関係に係る果樹共済又は畑作物共済
イ その共済責任期間が当該公示前に始まり当該公示の際まだ満了していない共済関係に係る果樹共済又は畑作物共済

(共済資格者から除く者の基準)

第六十一条 法第百四条第一項の農林水産省令で定める基準については、第八条の規定を準用する。

(共済資格者たる農業共済資格団体)

第六十二条 法第百四条第二項において読み替えて準用する法第二十条第二項の農林水産省令で定める事項には第九条第一項、法第百四条第二項において読み替えて準用する法第二十条第二項の農林水産省令で定める基準には第九条第二項の規定をそれぞれ準用する。

(相殺することのできる再保険料)

第六十三条 法第百五条第四項の農林水産省令で定める家畜共済又は園芸施設共済に係る再保険料は、法第二十条第一項の規定により共済事業を行なうこととなつた市町村の家畜共済又は園芸施設共済に付されたものに係る再保険料とする。

口 当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済関係に係る果樹共済又は畑作物共済

五 園芸施設共済又は任意共済を行なう農業共済組合にあつては、当該公示以前に共済事故が発生した園芸施設共済又は任意共済に係る共済目的についてその共済事故の発生の際存した当該共済関係に係る園芸施設共済又は任意共済

六 前各号に掲げるもののほか、当該公示の際現に行つてある共済事業の残務

② 第百二条第三項の規定による公示があつたときは、その公示の際現に当該公示に係る農業共済組合とその組合員との間に存する家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係は、消滅する。

③ 前項の規定により家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係が消滅したときは、当該農業共済組合は、これらの共済関係についてのまだ経過しない期間に対する共済掛金を払い戻さなければならない。この場合には、農業共済組合連合会又は政府は、これらの共済関係に係る保険関係又はその保険関係に係る再保険関係についてのまだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料をそれぞれ当該農業共済組合又は当該農業共済組合連合会に払い戻さなければならない。

④ 前項後段の規定により政府が払い戻すべき家畜共済又は園芸施設共済に係る再保険料は、農業共済組合連合会が払い込むべき家畜共済又は園芸施設共済に係る再保険料で農林水産省令で定めるものと相殺することができる。

⑤ 第一項の農業共済組合は、同項の規定により行う同項第一号に掲げる農作物共済に係る共済目的又は同項の規定により行う同項第四号イに掲げる果樹共済若しくは畑作物共済に係る共済関係の全てについて共済責任期間が満了した日として都道府県知事が認定する日（第百二条第三項の規定による公示の際共済責任期間の満了していない農作物共済又は果樹共済若しくは畑作物共済に係る共済目的又は共済関係の存しない農業共済組合にあつては、当該公示の日）から起算して二月を経過した時に解散する。

（政令への委任）

第二百六条 この法律に規定するもののほか、第一百一条第一項の申出、

（都道府県知事によるあつせん）

第十五条 都道府県知事は、法第一百一条第一

その申出に係る市町村の共済事業の開始及びその申出に係る農業共済組合の共済事業の結了に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村による共済事業の実施区域の特例)

第一百七条 第百二条第一項の認可を受けた市町村（以下「共済事業を行う市町村」という。）は、当該市町村の区域内の地域で農業共済組合の区域に属しないものがある場合において、当該地域を共済事業の実施区域に含めることを必要かつ適当と認めるときは、都道府県知事の認可を受け、当該地域において、第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業を行うことができる。

② 市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例及び当該地域に係る共済事業の実施計画を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

③ 都道府県知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該市町村に対し書面で認可又は不認可の通知を発するとともに、認可処分に係る場合にあつては、その旨を、新たに共済事業の実施区域となる地域を明らかにして公示しなければならない。

④ 第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第一百二条第四項及び第五項の規定を準用する。

(市町村による共済事業に関する経過措置)

第一百九条 共済事業を行う市町村は、前条において準用する第九十九条第一項及び第四項の規定にかかわらず、その共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合が第百五条第一項の規定により行う同項第一号に掲げる共済事業の共済目的に係る農作物共済並びに当該農業共済組合が同項の規定により行う同項第四号イに掲げる共済事業の共済関係に係る果樹共済及び畑作物

項の申出に係る同項の規定による農業共済組合と市町村との協議が調わない場合において、当該農業共済組合及び当該市町村又はそのいずれかからの申請があり、かつ、その申請を相当と認めるときは、必要なあつせんを行ふものとする。

第六十四条 共済事業を行う市町村が法第百七条第二項の規定により都道府県知事に提出する同条第一項の規定によりその共済事業の実施区域に含めるべき地域（第一号及び次条において「拡張地域」という。）に係る共済事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 当該拡張地域内に住所を有する共済事業の種類別の共済資格者の概数

二 共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあつては、共済目的の概数）

三 共済事業の事業予定計画及び収入支出の概算

(市町村による共済事業の実施区域となる地域の公示についての準用)

第六十五条 共済事業を行う市町村が法第百七条第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項の申請書の添付書類のほか、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び拡張地域に係る共済事業の実施計画の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付しなければならない。

(共済事業の実施区域となる地域の公示についての準用)

第六十六条 法第百七条第三項の規定による公示には、第六十条の規定を準用する。

(市町村の共済事業の実施区域の拡張に係る共済事業の実施計画)

第六十六条 法第百七条第三項の規定による公示には、第六十条の規定を準用する。

共済を行うことができない。

(区分経理)

- 第一百十条** 共済事業を行う市町村は、当該共済事業の経理については、政令で定めるところにより特別会計を設けてこれを行い、その経費は、当該共済事業による収入をもつて充てなければならぬ。
 ② 共済事業を行う市町村は、特別の事由により必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入をもつて当該共済事業の経費に充てることができる。
 ③ 前項の規定による繰入金に相当する金額は翌年度以降において予算で定めるところにより、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰り入れなければならない。ただし、一般会計又は他の特別会計において支出すべきものを当該共済事業の特別会計において支出したことによる繰入金その他の特別の事由による繰入金については、議会の議決を経て、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰り入れないことができる。
 ④ 共済事業を行う市町村の経理については、第六十三条及び第六十四条の規定を準用する。

(共済事業を行う市町村の特別会計の経理)

- 第十六条** 法第一百十条第一項の特別会計は、次に掲げる勘定に区分し、経理を行わなければならない。
 一 農作物共済に関する勘定
 二 家畜共済に関する勘定
 三 果樹共済に関する勘定
 四 畑作物共済に関する勘定
 五 園芸施設共済に関する勘定
 六 法第一百二十八条第一項の施設に関する勘定
 七 業務の執行に要する経費に関する勘定

- 勘定

(準用規定)

第六十七条 第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条、第三十一条、第三十二条本文並びに第三十三条第一項から第三項までの規定は、共済事業を行う市町村について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替える字句
第二十八条第一項、第三十二条、第三十一条及び第三十三条第一項	毎事業年度
第二十九条第一項、第三十二条第一項及び第二号	毎会計年度
第二十九条第一項及び第二十九条第一項及び第二号	都道府県連合会
第二十九条第一項	都道府県連合会
第二十九条第一項第一号	政府又は都道府県連合会
第二十九条第一項第一号	政府又は都道府県連合会
第二十九条第一項第一号	合会
第三十条	合会
第三十条	合会
第三十二条第一項第一号	合会
第三十二条第一項第一号	合会
総会	定款等
議会	共済事業の実施に関する条例

(市町村による共済事業の全部の廃止)

第一百十一条 共済事業を行う市町村は、都道府県知事の認可を受けて当該共済事業の全部を廃止することができる。

② 市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

③ 前項の規定による申請書の提出があつた場合には、第三十二条の規定を準用する。

④ 市町村が共済事業の全部を廃止した場合には、第六十六条の規定を準用する。

(共済事業の実施に関する条例の変更)

第一百十二条 共済事業を行う市町村は、共済事業の実施に関する条例の変更（共済事業の実施区域の拡張に係る変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 前項の場合には、第三十一条及び第三十二条の規定を準用する。この場合において、第三十一条中「定款等」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例」と読み替えるものとする。

(市町村の廃置分合の場合の取扱い)

第一百十三条 この法律に規定するもののほか、共済事業を行う市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村の行つていた当該共済事業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始当時におけるその事業の種類及び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に関し必要な事項は、政令で定める。

(業務の委託)

第一百四条 組合等は、その行う共済事業に係る業務のうち、共済掛金の徴収に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るものその他農林水産省令で定めるものを次に掲げる者に委託することができる。

(市町村の共済事業全部廃止の認可申請書の添付書類)

第六十八条 共済事業を行う市町村が法第一百十一条第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項の申請書の添付書類のほか、共済事業の全部の廃止の理由を記載した書面及び共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付しなければならない。

(条例変更の認可申請手続)

第六十九条 共済事業を行う市町村は、法第一百十二条第一項の共済事業の実施に関する条例の変更の認可を受けようとするときは、申請書にその変更の理由を記載した書面及び当該条例の変更の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(委託することができる業務)

第七十条 法第一百十四条第一項の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一 法第一百十八条第一項又は第三項の規定により賦課される賦課金の徴収に係る業務

- 一 農業協同組合又は農業協同組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関
- 二 その他農林水産省令で定める法人
- ② 前項第一号に掲げる者は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条の規定その他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて同項に規定する業務を行うことができる。

- 二 申込書の受理に係る業務
- 三 農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の生産数量、農作物に係る収穫物の品質若しくは価格又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る業務
- 四 共済金の支払に係る業務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るもの）

（業務を委託することができる金融機関）

第七十一条 法第百十四条第一項第一号の農林水産省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。第二百二条第三号において同じ。）
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農林中央金庫
- 六 損害保険会社（保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。第二百二条第六号において同じ。）

（業務を委託することができる法人）

第七十一条の二 法第百十四条第一項第二号の農林水産省令で定める法人は、共済事業に係る業務のうち、共済掛金の徴収に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るもの及び第七十条各号に掲げる業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある者とする。

（申込みに応ずる義務）

- 第一百十五条 組合等は、その行う共済事業の共済関係の成立について組合員又は共済資格者から申込みを受けたときは、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、その承諾を拒んではならない。

（共済関係の成立に係る承諾義務の例外）

- 第七十二条 農作物共済についての法第二百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類ごとに、組合員又は共済資格者の法第二百三十五条の規定による申込みに係る農作物が、その者が耕作を行う法第二百三十五条第一項第一号の農作物で法第二百三十五条の規定による申込みができるものの全てでないこととする。

2

家畜共済についての法第百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、包括共済関係にあっては第一号及び第二号、個別共済関係にあっては第三号から第五号までのいずれかに掲げるものとする。

一 法第百四十条の規定による申込みに係る家畜のうちに第三号から第五号までに掲げる事由に該当するものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜を組合等の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく平衡を欠くこととなるおそれがあること。

二 家畜の飼養頭数を効率的に確認するための組合員又は共済資格者の協力を得られないこと。

三 その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもののその他事業規程等で定めるものであること。

四 その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。

五 その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められるものその他事業規程等で定めるものであること。

3 果樹共済についての法第百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類ごとに、組合員又は共済資格者の法第百四十七条の規定による申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している法第九十八条第一項第四号又は第五号の果樹で法第一百四十七条の規定による申込みができるものの全てでないこととする。

4 畑作物共済についての法第百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類（法第一百五十二条第二項の規定により区分を定めた場合にあっては、当該区分）ごとに、組合員又は共済資格者の同条第一項の規定による申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行つ法第九十八条第一項第六号の農作物又は蚕繭で法第一百五十二条第一項の規定による申込みができるものの全てでないこととする。

5 園芸施設共済についての法第百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、次のいずれかに掲げるものとする。

一 特定園芸施設を管理する者が法第五十七条第一項の規定による申込みをした場合において、その者が共済事故による損害について当該

特定園芸施設の所有者に対する原状回復義務を負つていないこと。

二 特定園芸施設を管理する者が当該申込みをした場合において、当該申込みに係る特定園芸施設が第百五十三条第一号から第四号までに掲げる事由に該当すること。

三 特定園芸施設を管理する者が当該申込みをした場合において、当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付されていること。

四 特定園芸施設を所有する者が当該申込みをした場合において、当該申込みに係る特定園芸施設が、その者が当該申込みの際に所有する特定園芸施設で法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定による申込みができるものの全てでないこと。

6 任意共済についての法第百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、その申込みに係る共済目的につき、共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されることその他共済事業の本質に照らし著しく平衡を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため任意共済の共済関係を成立させないことを相当とする事由があることとする。

7 前項の規定は、法第百六十三条第四項において準用する法第百十五条の農林水産省令で定める正当な理由について準用する。

(共済掛金の支払)

第一百六条 組合員等は、組合等との間に共済関係が成立したときは、農林水産省令で定める支払期限までに、事業規程又は共済事業の実施に関する条例（以下「事業規程等」という。）で定めるところにより、共済掛金を組合等に支払わなければならない。

(共済掛金の支払期限)

第七十三条 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る共済掛金についての法第百六十六条の農林水産省令で定める支払期限は、共済責任期間の開始前で事業規程等で定める日とする。

2 組合等は、前項の規定にかかわらず、農作物共済及び畑作物共済に係る共済掛金（茶及びさとうきびに係るものを除く。）について同項の規定による支払期限までに当該共済掛金の額を確定することができる困難である場合には、当該額を確定することができる時期として事業規程等で定める日まで、当該支払期限を延長することができる。

3 さとうきびに係る共済掛金についての法第百六十六条の農林水産省令で定める支払期限は、第一項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る年産のさとうきびの収穫時期の終了する日の属する年の前年の五月三十一日とする。

4 組合等は、第一項の規定にかかわらず、収穫共済の共済掛金の支払期限を、当該共済関係に係る年産の果実の前年産のものの収穫時期の終了す

る日以前の事業規程等で定める日まで、延長することができる。

5 家畜共済及び園芸施設共済に係る共済掛金についての法第百十六条の農林水産省令で定める支払期限は、法第百四十一条第一項又は第二項及び第一百五十七条第一項の規定による承諾の日の翌日から起算して一週間を経過する日とする。ただし、事業規程等で別段の定めをしたときは、この限りでない。

6 家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る共済掛金を、事業規程等で定めるところにより分割して支払う場合における法第百十六条の農林水産省令で定める支払期限は、前各項の規定にかかわらず、第一次の支払にあつては第一項から第三項まで又は前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあつては次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ当該各号に定める日以前の事業規程等で定める日とする。

一 家畜共済 共済掛金期間の十二分の一に相当する期間を経過する日（特定肉豚に係る包括共済関係にあつては、共済掛金期間中の最後の基準期間（第八十一条第二項に規定する基準期間をいう。）の開始の日の前日）

二 収穫共済 当該共済関係に係る年産の果実の前年産のものの収穫時期の終了する日

三 樹体共済 前号に定める日に相当する日

四 畑作物共済 共済責任期間の二分の一に相当する期間を経過する日

五 園芸施設共済 共済責任期間の十二分の一に相当する期間を経過する日

（共済事故としない旨の申出）

第一百七十三条 組合員等は、政令で定めるところにより、組合等に対し、第九十八条第一項各号に掲げる共済事故の一部を共済事故としない旨の申出をすることができる。

② 前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済事業の共済関係（家畜共済の共済関係にあつては、当該申出に係る共済掛金期間）においては、第九十八条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

③ 組合等は、第一項の申出に係る共済関係については、農林水産省令で定めるところにより、共済掛金を割り引くものとする。この場

（共済事故としない旨の申出）

第十七条 家畜の飼養頭数その他家畜の飼養に関する条件が農林水産省令で定める基準

に適合する組合員等は、農林水産省令で定めるところにより、組合等に対し、死亡廃用

共済の包括共済関係について、法第九十八条第一項第二号に掲げる共済事故の一部を

共済事故としない旨の法第百十七条第一項の申出をすることができる。

（家畜共済の事故除外）

第七十四条 令第十七条第一項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 摺乳牛又は育成乳牛 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 当該共済掛金期間の開始の時ににおいて現に飼養する摺乳牛又は育成乳牛の頭数が六頭以上であること。

ロ 摺乳牛又は育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

二 繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬又は種豚の申出をすることができる。

該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

2 施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が農林水産省令で定める基準に適合する組合員等は、農林水産省令で定め

合において、第十条第一項及び第二項、第十三条並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「基準共済掛金率」とあるのは、「基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率」とする。

るところにより、組合等に対し、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済の共済関係について、法第九十八条第一項第七号に掲げる共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の法第百十七条第一項の申出をすることができる。

- 三 肉豚（特定肉豚に限る。）次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
イ 当該共済掛金期間の開始の時において現に飼養する肉豚の頭数が二百頭以上であること。
ロ 肉豚につき、当該共済掛金期間の開始前五年間にわたり引き続いている業務を営んだ経験を有すること。

2

令第十七条第一項の規定による共済事故の一部を共済事故としない旨の申出は、事業規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める共済事故についてすることができる。

- 一 摺乳牛又は育成乳牛 次に掲げるいずれかの共済事故
イ 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病（同法第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
ロ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用
ハ 第四十九条第一項第五号及び第六号に掲げる場合における廃用
二 繁殖用雌牛又は育成・肥育牛 次に掲げるいずれかの共済事故
イ 前号イに掲げる死亡及び廃用
ロ 前号ロに掲げる廃用
ハ 第四十九条第一項第一号から第二号までに掲げる場合における廃用
三 繁殖用雌馬又は育成・肥育馬 第一号イに掲げる死亡及び廃用
四 種豚 次に掲げるいずれかの共済事故
イ 第一号イに掲げる死亡及び廃用
ロ 第二号ハに掲げる廃用
五 肉豚（特定肉豚に限る。） 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第四条第一項に規定する届出伝染病にあつては、農林水産大臣が指定するものに限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡

第七十五条 令第十七条第二項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が五アールを下回らない範囲内において事業規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前三年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。
- 二 病虫害による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

2 令第十七条第二項の規定による病虫害を共済事故としない旨の申出は、法第百五十七条第一項の規定による申込みと同時に、当該申込みに係る園芸施設共済の共済関係のうち施設内農作物を共済目的とするものの全てについてしなければならない。

(事務費の賦課)

第一百八条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、第十九条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。
② 前項の規定による賦課金の賦課については、政令で定めるところによる。
③ 第百七十二条及び第百七十四条において準用する前二項の規定により賦課される賦課金の支払に充てる費用についても、前二項と同様とする。

(事務費の賦課)

第十八条 農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度、法第百十八条第一項の規定により賦課金を賦課しようとするときは、農林水産省令で定める特別の場合を除き、その額及び賦課方法につき、行政庁の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 共済事業を行う市町村は、毎会計年度、法第百十八条第一項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定めたときは、遅滞なく、その額及び賦課方法を都道府県知事に報告しなければならない。これを変更

(事務費の賦課の承認申請手続)

第七十七条 農業共済組合及び全国連合会は、令第十八条第一項前段の行政庁の承認を受けようとするときは、賦課金の額及び賦課方法を記載した申請書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添付し、その正副二通を行政府に提出しなければならない。

2 農業共済組合及び全国連合会は、令第十八条第一項後段の規定による行政庁の承認を受けようとするときは、変更に係る賦課金の額又は賦課方法を記載した申請書に変更の理由及び変更に係る事業予定計画を記載した書面を添付し、その正副二通を行政府に提出しなければならない。

(事務費の賦課の報告手続)

第七十八条 令第十八条第二項の規定による報告は、賦課金の額及び賦課方法を記載した報告書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書

したときも、同様とする。

3 農業共済組合及び共済事業を行う市町村

は、毎事業年度（共済事業を行う市町村については、毎会計年度）、法第百十八条第三項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定めたときは、遅滞なく、その額及び賦課方法を行政府に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

面を添付し、その正副二通を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、令第十八条第三項の規定による報告について準用する。この場合において、前項中「報告書」に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添付し、その」とあるのは「報告書」と、「都道府県知事」とあるのは「行政庁」と読み替えるものとする。

（共済掛金等に関する権利の消滅時効）

第一百十九条 共済掛金若しくは前条第一項若しくは第三項の規定による賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これらを行使することができる時から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

（共済掛金等の相殺の制限）

第一百二十条 組合員等は、組合等に支払うべき共済掛金及び第百十八条第一項又は第三項の規定による賦課金について相殺をもつて当該組合等に対抗することができない。

（共済金等の削減の要件）

第一百一十二条 共済金の支払に不足を生ずるときは、組合等は、政令で定めるところにより、共済金額を削減することができる。

（共済金額の削減）

第十九条 組合等（特定組合等を除く。）は、事業年度ごと及び事業勘定区分（法第六十二条の農林水産省令で定める勘定区分であつて、共済事業の種類に応じ設けられるものをいう。次項及び第二十七条において同じ。）（共済事業を行う市町村にあつては、第十六条第一号から第五号までに掲げる勘

（共済金又は保険金の仮渡し）

第七十九条 農業共済団体は、事業規程で定めるところにより、共済金又は保険金（農業経営収入保険に係るものを除く。）の仮渡しをすることができる。

（共済金額の削減の要件）

第八十条 令第十九条第一項及び第二項の農林水産省令で定める要件は、事業勘定区分ごとに、当該事業勘定区分に係る不足金填補準備金及び特別積立金の金額の合計金額を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

定の区分ごとに、法第六十四条（法第一百十条第四項において準用する場合を含む。）の準備金を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、事業規程等で定めることにより、共済金額の削減を行うことができる。

2 特定組合等は、事業年度ごと及び事業勘定区分ごとに、法第六十四条の準備金を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、事業規程で定めるところにより、共済金額の削減を行うことができる。この場合において、次の各号に掲げる共済事業については、共済金額の削減により支払われないこととなる共済金の総額は、事業年度ごと及び事業勘定区分ごとに、当該各号に定める金額を超えてはならない。該各号に定める金額を超過してはならない。

- 一 農作物共済 支払うべき共済金の総額から第二十二条第一項第一号に規定する農作物通常責任共済金額を差し引いて得た金額の五分の五に相当する金額
- 二 家畜共済 支払うべき共済金の総額から第三十八条第一項に規定する家畜通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の五に相当する金額
- 三 果樹共済 支払うべき共済金の総額から第二十四条第一項第一号に規定する果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の十に相当する金額
- 四 畑作物共済 支払うべき共済金の総額から第四十条第一項に規定する畑作物通常責任共済金額を差し引いて得た金額の千分の百四十五に相当する金額

五 園芸施設共済 支払うべき共済金の総額から第四十一条第一項第二号に規定する園芸施設通常責任共済金額を差し引いて得た金額の千分の百四十五に相当する金額

(共済関係の存続)

第一百二十三条 組合等との間に共済事業の共済関係の存する者が、住所を移転したこと（農業共済資格団体にあつては、その構成員が住所を移転したこと）により組合員又は共済資格者でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

② 組合等は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

(共済関係に関する権利義務の承継)

第一百二十四条 共済目的の譲受人（農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体）は、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人（農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体）の有する権利義務を承継することができる。

② 組合等は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

③ 共済目的について相続その他の包括承継があつた場合には、前一項の規定を準用する。

(通常すべき管理等の義務)

第一百二十五条 組合員等は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠つてはならない。

② 組合等は、前項の管理その他損害防止について組合員等を指導することができる。

(損害防止の処置の指示)

第一百一十六条 組合等は、組合員等に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員等の負担した費用は、当該組合等の負担とする。

(損害防止施設)

第一百一十七条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、損害防止のため必要な施設（次条第一項に規定する施設に該当するものを除く。）をすることができる。

(家畜診療施設)

第一百一十八条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることができる。
② 組合等は、その事業に支障がない場合に限り、事業規程等で定めるところにより、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用させることができる。

(調査)

第一百一十九条 組合等は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第一百三十条 組合員等は、次に掲げる場合は、事業規程等で定めるところにより、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。
一 共済目的に農林水産省令で定める異動を生じたとき。
二 共済事故が発生したとき。
三 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるとき。

(通知義務のある共済目的の異動)

第八十一条 法第一百三十条第一号の農林水産省令で定める異動は、次の各号に掲げる共済事業の種類ごとに、当該各号に定めるものとする。

- 一 農作物共済 次に掲げる異動
 - イ 共済目的の譲渡し
 - ロ 収穫適期前の刈取り又はすき込み
 - ハ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更
- 二 第八十三条第一項第三号の出荷計画の変更
- 二 死亡廃用共済（肉豚以外の家畜に係るものに限る。） 次に掲げる異動
 - イ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け
 - ロ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことの目的とする共済目的たる家畜の譲受け

ハ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなつたこと。

三 死亡廃用共済（特定肉豚に係るものに限る。） 次に掲げる異動

イ 共済目的たる肉豚の譲受け

ロ 共済目的たる肉豚が出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したこと。

ハ 共済目的たる肉豚を飼養しないこととなつたこと。

ニ 共済目的たる肉豚が種豚になつたこと。

四 死亡廃用共済（特定肉豚以外の肉豚に係るものに限る。） 次に掲げる異動

イ 共済目的たる肉豚の譲受け

ロ 共済目的たる肉豚が出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したこと。

五 果樹共済 次に掲げる異動

イ 共済目的の譲渡し、伐倒又は高接ぎ

ロ パインアップルの開花促進処理に関する計画の変更（その変更により果実の年産の変更が生ずるものに限る。）

ハ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

ニ 第八十三条第三項第四号の出荷計画の変更

六 畑作物共済 農作物にあつてはイ、ロ及びニ、蚕繭にあつてはハに掲げる異動

イ 共済目的の譲渡し、収穫適期前の掘取り、刈取り、抜取り又はすき込み

ロ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

ハ 共済目的の譲渡し又は収繭期前の棄蚕

ニ 第八十三条第四項第一号ニの出荷計画の変更

七 園芸施設共済 次に掲げる異動

イ 共済目的の譲渡し、移転、解体、増築、改築、構造若しくは材質の変更又は共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）若しくは滅失

ロ 共済目的を他の保険又は共済に付したこと。

ハ 特定園芸施設の被覆期間の変更

ニ 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更

ホ 施設内農作物の発芽又は移植

特定肉豚に係る前項第三号に掲げる異動（次に掲げるものを除く。）についての法第二百三十条の規定による通知は、その異動の日の属する基準期間（共済責任期間の開始の日から最初の基準日（共済掛金期間の開始の日から一月を経過するとの日をいう。以下この項において同じ。）までの期間及び各基準日の翌日から次の基準日までの各期間をいう。以下同じ。）の終了後、遅滞なくするものとする。

一 養畜の業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる肉豚の譲受け

二 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うこととする共済目的たる肉豚の譲受け

三 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる肉豚を飼養しないこととなつたこと。

（損害認定）

第二百三十一条 組合等が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、農林水産省令で定める基準に従つてこれをしなければならない。

② 組合等は、その支払うべき農作物共済、収穫共済又は畑作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たつては、事業規程等で定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならぬ。

（免責事由）

第二百三十二条 次の場合には、組合等は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができる。

一 組合員等が第二百二十五条第一項の規定による義務を怠つたとき。

二 組合員等が第二百二十六条の規定による指示に従わなかつたとき。

三 組合員等が第二百三十条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

四 組合員等が正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅滞したとき。

五 第二百三十五条、第二百四十条第一項、第二百四十七条、第二百五十二条第一項又は第二百五十七条第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物、家畜（当

（免責事由）

第二十一条 法第二百三十二条第一項第六号の政令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 家畜共済に付された家畜であつて当該

家畜について家畜共済に係る共済責任の始まつた日から二週間（農林水産省令で特定の疾病につき二週間を超える期間を定めたときは、当該疾病又は当該疾病によって生じた共済事故については、その農林水産省令で定めた期間）を経過しないものについて共済事故が生じたこと（当該共済事故の原因が当該共済責任の始まった時以後に生じたものである場合その他農林水産省令で定める場合を除く。）

（申込みの際の通知事項）

第八十二条 法第二百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次のとおりとする。

一 共済目的の種類

二 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

三 第八十七条第一項の規定により農作物共済の共済関係について同項第四号に規定する災害収入共済方式を選択する場合にあつては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

2 家畜共済についての法第二百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次のとおりとする。

一 共済目的の種類（法第二百四十条第一項の規定による申込みにあつては、包括共済家畜区分）

二 申込みの際現に飼養している家畜の頭数

該申込みの際、現に飼養していたものに限る。）、果樹、蚕繭又は特定園芸施設（第九十八条第四項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」といふ。）に関する農林水産省令で定める重要な事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知つていたとき、及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。

六 その他政令で定める事由があるとき。

② 組合等は、第一百三十六条第一項、第一百四十八条第一項又は第一百五十三条第一項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物又は果樹につき、組合員等がその栽培方法をこれらの規定により定められた区分で当該農作物又は果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。

③ 組合等は、その組合員等が植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。

二 死亡廃用共済に付された家畜であつて廃用に係るものと殺し、又は譲り渡したこと（当該承諾を得なかつたこと）に農林水産省令で定めるやむを得ない事由のある場合を除く。）。

三 申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るものの中に疾病にかかり、若しくは傷害を受けているものがあること又は疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること。

四 果樹共済についての法第一百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次のとおりとする。

一 共済目的の種類

二 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地において植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数

三 既に法第九十八条第一項第五号の共済事故が発生している果樹であること又はその事故の原因が生じている果樹があること。

四 第百十九条第一項の規定により収穫共済の共済関係について同項第一号に規定する全相殺減収方式、同項第二号に規定する全相殺品質方式又は同項第五号に規定する災害収入共済方式を選択する場合にあつては、当該共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画

五 畑作物共済についての法第一百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 農作物に係る畑作物共済 次に掲げる事実又は事項

イ 共済目的の種類

ロ 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

ハ 第百三十八条第一項第四号の規定により事業規程等で定める作付基準に適合していることを明らかにする事項

二 第百四十条第一項の規定により畑作物共済の共済関係について同項第四号に規定する災害収入共済方式を選択する場合にあつては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

二 蚕繭に係る畑作物共済 次に掲げる事実又は事項

イ 類区分

ロ 掃立時期、掃立箱数及び見込収繭量

ハ 蚕児に使用する桑葉を生産する桑園の所在地及び面積（当該組合員等が桑葉の譲受けに関する契約を締結している場合にあつては、契約の締結の相手方、桑葉の譲受数量その他の当該契約の内容を明らかにする事項を含む。）。

二 蚕児の飼育場所

ホ 組合等が定める特殊な飼育方法により蚕児を飼育する場合にあつては、その旨

5 園芸施設共済についての法第百三十二条第一項第五号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間とする。

(待期間からの除外)

第八十四条 令第二十条第一号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

一 当該共済事故に係る家畜が、法第百二条第三項又は第五項の規定による公示のあつた日から二週間以内に当該公示に係る共済事業を行う市町村の家畜共済に付されたものであつて、当該公示の際に、当該市町村に対し法第百一条第一項の規定による申出をした農業共済組合の家畜共済に付されていたものである場合

二 当該共済事故に係る家畜が、共済事業を行う市町村が法第百十一条第一項の規定により共済事業の全部を廃止した際にその行う家畜共済に付されていたものであつて、廃止の日から二週間以内に、当該市町村の共済事業の実施区域であつた地域をその区域に含む農業共済組合の家畜共済に付されたものである場合

三 当該共済事故に係る家畜が、包括共済関係に付されたものであつて、当該包括共済関係の成立により消滅した個別共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されていたものである場合

四 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から当該組合員等の他の包括共済関係に付されていたものであつて、当該他の包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜でなくなつたことにより、当該共済事故に係る包括共済関係に付されたものである場合

五 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されていたものであつて、種雄牛又は種雄馬となつた後二週間以内に当該共済事故に係る個別共済関係に付されたものである場合

六 当該共済事故に係る家畜が、第四十七条の生育の程度に達したこと

- 又は出生により共済関係に付された子牛等（子牛にあつては、組合員等が出生後引き続き飼養しているものに限る。）である場合であつて、当該子牛等の母牛が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から、当該組合員等の共済関係に付されていたものであるとき（当該母牛が当該組合員等の共済関係に付される二週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）の共済関係に付された場合であつて、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなつた後一週間以内に当該組合員等の共済関係に付されたものであるときを含む。）。
- 七 当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であつて、当該組合員等の飼養する母豚から出生し、当該特定肉豚に係る包括共済関係の成立後に出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）に達したものである場合
- 八 当該共済事故に係る家畜が、特定肉豚であつて、法第百四十二条第一項の規定により消滅した特定肉豚以外の肉豚に係る包括共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されていたものである場合
- 九 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から特定肉豚に係る包括共済関係に付されていた肉豚であつて、当該包括共済関係の消滅後二週間以内に特定肉豚以外の肉豚に係る包括共済関係に付されたものである場合
- 十 当該共済事故に係る家畜が、当該共済事故に係る共済関係に付される二週間以上前から他の組合員等（他の組合等の組合員等を含む。）に係る共済関係に付されていたものであつて、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなつた後一週間以内に、当該共済事故に係る共済関係に付されたものである場合
- （廃用家畜のやむを得ないと殺又は譲渡し）**
- 第八十五条** 令第二十条第二号の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるるものとする。
- 一 当該廃用に係る家畜を緊急にと殺し、又は譲り渡す必要があつたこと。
- 二 当該廃用に係る家畜が牛伝染性リンパ腫又は伝達性海綿状脳症にかかっていることを知らずにと殺し、又は譲り渡したことにつき、重大な

過失がないこと。

(協力依頼等)

第一百三十三条 組合等は、共済金額の決定又は支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関し必要があるときは、組合員等からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該農産物の売渡しを受けた者又は組合員等に資材の売渡しをした者に対し、当該委託又は売渡しに係る農産物又は資材の数量、品質又は価格に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

② 行政庁は、組合等に対し、共済事業の効率的かつ円滑な実施に必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする。

(準用)

第一百三十四条 組合等の共済事業には、保険法（平成二十年法律第五十六号）第四条、第六条、第十一条、第十七条第一項、第二十条、第二十五条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに第三十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定（これらの規定のほか、家畜共済にあつては同法第十条、第十七条第二項及び第二十二条の規定、園芸施設共済にあつては同法第十七条第二項、第十八条第二項及び第二十二条の規定、任意共済にあつては同法第九条、第十条及び第十八条第二項の規定）を準用する。

第二款 農作物共済

(共済関係の成立)

第一百三十五条 農作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、農業共済組合の組合員若しくは第二十条第四項の規定による全国連合会の組合員（第一百四十六条及び第一百六十三条规定による全国連合会の組合員（第一百四十六条及び第一百六十三条第二項を除き、以下この節において「組合員」と総称する。）又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物（農作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で

(共済関係を成立させないことを相当とする事由)

第八十六条 法第一百三十五条の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

- 一 共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。
- 二 当該農作物に係る法第一百三十六条第一項第一号の基準収穫量又は同条第三項の基準生産金額の適正な決定が困難であること。
- 三 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

定める事由に該当するものを除く。)の全てを農作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

四 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他當該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

(引受方式)

第八十七条 法第一百三十五条の規定による申込みは、農林水産大臣が定めるとところにより、次に掲げる共済関係の区分(以下この款において「引受方式」という。)を選択してするものとする。

一 全相殺方式(法第一百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第九十七条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。)

二 半相殺方式(法第一百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第九十七条第一項第二号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。)

三 地域インデックス方式(法第一百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第九十七条第一項第三号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。)

)

四 災害収入共済方式(法第一百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。以下この条において同じ。)

2 前項の規定により災害収入共済方式を選択することができる農作物共済の共済関係は、水稻及び麦に係るものとする。

3 第一項の規定により全相殺方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、乾燥調製施設における計量結果(麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量)の調査(当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測)により適正に確認できる者

二 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、その者の青色申告書(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第四十号に規定する青色申告書又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十六号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。)及びその関係書類により適正に確認できる者

(共済金額)

第一百三十六条 農作物共済の共済金額は、共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分を定めたとき）において同じ。）ことに、次に掲げるいづれかの金額とする。

一 当該共済目的の種類に係る基準収穫量に農林水産省令で定める割合を乗じて得た数量に、単位当たり共済金額を乗じて得た金額

三 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量が、所得税法第一百二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類又は法人税法第七十四条第二項に規定する書類、同法第一百五十条の二第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者（この号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第一百三十四条において準用する保険法（平成二十年法律第五十六号）第三十条の規定により農作物共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。）

4 第一項の規定により災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去五年間において法第一百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出售することが確実であると見込まれる者

二 類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書及びその関係書類又は実測により適正に確認できる者

5 組合員又は共済資格者は、農作物共済に係る法第一百三十五条の規定による申込みに併せて、収穫量が耕地別基準収穫量（第九十六条第二項の耕地別基準収穫量をいう。）の二分の一に相当する数量に達しないと認められる耕地につき、当該耕地別基準収穫量の二分の一に相当する数量を減収量とみなして共済金を支払う旨の特約（以下「一筆半損特約」という。）をすることができる。

(共済金額の設定に当たり基準収穫量に乗ずる割合)

第八十八条 法第一百三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める割合は一から、第九十六条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合を差し引いて得た割合とする。

(災害収入共済方式の共済金額の下限)

第八十九条 組合員又は共済資格者が法第一百三十六条第一項第二号の規定により申し出ることができる農作物共済の共済金額は、同条第三項の基

二 当該共済目的の種類に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額

(2) 前項第一号の基準収穫量は、組合員又は共済資格者ごとに、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める数量とし、同号の単位当たり共済金額は、共済目的の種類に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

(3) 第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(4) 前項の基準生産金額は、組合員又は共済資格者ごとに、過去一定年間において収穫された共済目的の種類ごとの農作物の生産金額（当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第百三十八条第二項において同じ。）を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める金額とする。

(基準収穫量の設定方法)

第九十条 法第百三十六条第一項第一号の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺方式にあつては乾燥調製施設における計量結果等に基づく単位面積当たり収穫量、半相殺方式にあつては耕地ごとの収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量 地域インデックス方式にあつては統計単収（作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第四条第三項の収穫量調査に基づく単位面積当たりの作物の種類別収穫量をいう。以下同じ。）をそれぞれ基礎として、定めるものとする。

(単位当たり共済金額)

第九十一条 法第百三十六条第一項第一号の単位当たり共済金額（以下の条において「単位当たり共済金額」という。）は、類区分ごとに、農林水産大臣が定める二以上の金額から、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

2 共済責任期間の開始後に前項の農林水産大臣が定める二以上の金額が変更された場合は、組合員等は、農林水産大臣が定めるところにより、単位当たり共済金額を変更するものとする。

3 前項の規定による単位当たり共済金額の変更により、共済金額が増額した場合は、組合員等は農林水産大臣が定める日までに増加する共済金額に対する共済掛金を支払うものとし、減額した場合は、組合等は減少する共済金額に対する共済掛金を組合員等に返還するものとする。

(共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合)

第九十二条 法第百三十六条第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十、百分の八十又は百分の七十の中から組合員又は共済資格者が申し出た割合（第九十九条第二項及び第三項において「共済限度額割合」という。）とする。

(農作物の生産金額に含める収入金額)

第九十三条 法第百三十六条第四項の農林水産省令で定める収入金額は、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平

準生産金額の百分の四十に相当する金額を下回らない金額とする。

成十八年法律第八十八号。以下「扱い手経営安定法」という。) 第二条第四項に規定する対象農業者につき、同法第三条第一項第二号に掲げる交付金のうち麦に係るものに、同条第四項に規定する調整額のうち麦に係るものとす。

(基準生産金額の設定方法)

第九十四条 法第百三十六条第三項の基準生産金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、法第百三十三条第一項に規定する資料、青色申告書及びその関係書類又は実測に基づき算定される組合員又は共済資格者ごとの単位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。

(共済掛金率)

第一百三十七条 農作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「共済掛け金区分」という。)ごと及び共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて組合等が定める区分(以下この節において「危険段階」という。)ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

- (2) 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するよう、組合等が共済掛け金区分ごと及び危険段階ごとに定めること。
- (3) 前項の共済掛け金標準率は、共済掛け金区分ごとに、過去一定年間ににおける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。
- (4) 第二項の共済掛け金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

第一百三十八条 組合等は、第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物の減収量が農林水産省令で定める数量を超えた場合に、その超えた部分の数量に同号の単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

(2) 組合等は、第百三十六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故によ

(共済金の支払開始減収量)

第九十五条 法第百三十七条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

- 一 類区分
二 引受方式の別
三 第九十二条又は次条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別
四 一筆半損特約の有無の別

(共済金の支払開始減収量)

第九十六条 法第百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと(地域インデックス方式については、組合員等ごと及び統計単位地域(統計単位が都道府県別に公表される農作物にあつては都道府県、市町村別に公表される農作物にあつては市町村の区域をいう。以下同じ。)ごと。以下この条において同じ。)に、当該各号に定めるものとする。

一 全相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の十、百分の二十又

る農作物の減収又は品質の低下（これらのうち農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、その年産の農作物の生産金額が同号の共済限度額に達しないときに、当該共済限度額と当該生産金額との差額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

③ 第一項の減収量は、第一百三十六条第一項第一号の基準収穫量及びその年産の農作物の収穫量を基礎として、農林水産省令で定めるところにより算定するものとする。

は百分の三十のうち当該組合員等が法第百三十五条の規定による申込みの際に申し出した割合を乗じて得た数量

二 半相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の二十、百分の三十五又は百分の四十のうち当該組合員等が法第百三十五条の規定による申込みの際に申し出した割合を乗じて得た数量

三 地域インデックス方式 基準統計単収（当該統計単位地域の過去一定年間における統計単収の平均をいう。以下同じ。）に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第百三十五条の規定による申込みの際に申し出した割合を乗じて得た数量

前項の規定にかかるらず、法第百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地で共済事故により収穫のないもの（第百条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつた又は発芽しなかつた耕地（以下「移植不能耕地」という。）を含む。以下この款において「全損耕地」という。）がある場合であつて、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量を超えるときは、全損耕地の耕地別基準収穫量（組合員等の耕地）ことに、第九十条の農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める数量をいう。以下この款において同じ。）の合計に全損耕地支払開始割合（前項各号の組合員等が申し出した割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た数量とする。

一 組合員等ごとに、全損耕地減収量（全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし、移植不能耕地にあつては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量をいう。以下この款において同じ。）の合計から、全損耕地の耕地別基準収穫量の合計に全損耕地支払開始割合を乗じて得た数量を差し引いて得た数量

二 組合員等ごとに、次条第一項の規定により算定される減収量から、前項の規定により算定される数量を差し引いて得た数量

三 前二項の規定にかかるらず、一筆半損特約をした共済関係についての法第百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地で共済事故により収穫量が当該耕地の耕地別基準収穫量の二分の一に相当する数量以下であると認められるもの（全損耕地を除く。以下この款において「半損耕地」という。）がある場合であつて、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量を超えるときは、全損耕地の耕地別基準収穫量に

全損耕地支払開始割合を乗じて得た数量及び半損耕地の耕地別基準収穫量に半損耕地支払開始割合（第一項各号の組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。第一号ロにおいて同じ。）を乗じて得た数量を合計して得た数量とする。

一 組合員等ごとに、次に掲げる数量を合計して得た数量

イ 前項第一号に掲げる数量

ロ 半損耕地減収量（半損耕地の耕地別基準収穫量の二分の一に相当する数量を基礎として、農林水産大臣が定めるところにより算定される数量をいう。次条第四項において同じ。）の合計から、半損耕地の耕地別基準収穫量の合計に半損耕地支払開始割合を乗じて得た数量を差し引いて得た数量

二 前項第二号に掲げる数量

（減収量の算定方法）

第九十七条 法第百三十八条第一項の減収量は、類区分ごとに、次に掲げるいずれかの方法により算定される数量とする。

一 組合員等ごとに、基準収穫量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量を差し引いて算定する方法

二 耕地ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における当該耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して算定する方法

三 統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準統計単収を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて算定する方法

2 移植不能耕地がある場合における法第百三十八条第一項の減収量について、前項第一号又は第二号に掲げる方法により算定するときは、同項第一号又は第二号に掲げる方法により算定された数量に、実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定するものとする。

3 法第百三十八条第一項の減収量は、全損耕地がある場合であつて、前条第二項第一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、類区分ごとに、全損耕地減収量の合計とする。

4 一筆半損特約をした共済関係における法第百三十八条第一項の減収量

は、半損耕地がある場合であつて、前条第三項第一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を超えるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、類区分ごとに、全損耕地減収量及び半損耕地減収量の合計とする。

（共済事故による農作物の減収又は品質の低下）

第九十八条 法第百三十八条第二項の農林水産省令で定める農作物の減収又は品質の低下は、類区分ごとに、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量に達しないこととする。

一 農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年産における当該組合員等の農作物に係る収穫量に、その年産における当該農作物の品質の程度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量

二 農林水産大臣が定める準則に従い、過去一定年間ににおける当該組合員等の農作物に係る収穫量に、当該一定年間ににおける当該農作物の品質の程度に応じて一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、組合等が定める数量

（生産金額の算定方法）

第九十九条 法第百三十八条第二項の生産金額は、組合員等ごと及び類区分ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における農作物の生産金額とする。

2 法第百三十八条第二項の生産金額は、全損耕地がある場合であつて、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、法第百三十六条第一項第二号の共済限度額（以下この条において「共済限度額」という。）から第一号に掲げる金額を差し引いて得た金額とする。

一 全損耕地の耕地別基準生産金額の総額に全損耕地補償割合（共済限度額割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。）を乗じて得た金額を基礎とし、移植不能耕地がある場合にあつては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額

3 一 共済限度額から、前項の規定による生産金額を差し引いて得た金額は、半損耕地がある場合であつて、第一号に掲げる金額が第二号に掲げ

る金額を超えるときは、前二項の規定にかかわらず、共済限度額から第一号に掲げる金額を差し引いて得た金額とする。

一 組合員等ごとに、次に掲げる金額の合計金額

イ 前項第一号に掲げる金額

- ロ 半損耕地の耕地別基準生産金額の総額に半損耕地補償割合（共済限度額割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。）を乗じて得た金額から、半損耕地生産金額（半損耕地の耕地別基準生産金額の二分の一に相当する金額を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される金額をいう。）の総額を差し引いて得た金額

二 前項第二号に掲げる金額

- 4 前二項の「耕地別基準生産金額」とは、組合員等の耕地ごとに、法第三十六条第三項の基準生産金額を基礎として農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める金額をいう。

（共済責任期間）

第一百三十九条 農作物共済の共済責任期間は、共済目的の種類たる農作物の移植期又は発芽期、共済事故の発生態様その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程等で定める期間とする。

第三款 家畜共済

（共済関係の成立）

第一百四十条 家畜共済の共済関係は、農林水産省令で定める家畜の区分ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者の飼養する当該区分に係る家畜共済の共済目的たる家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）を一体として死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

② 種雄牛、種雄馬その他の家畜であつて農林水産省令で定めるものに係る家畜共済の共済関係は、前項の規定にかかわらず、家畜ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者の飼養する家畜共済の共済目的たる家畜を死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付することを申し込み、組合

（包括共済家畜区分）

第一百一条 死亡廃用共済についての法第一百四十条第一項の農林水産省令で定める家畜の区分は、次に掲げる区分とする。

- 一 摺乳牛（満二十四月齢以上の乳牛の雌であつて搾乳の用に供されるものをいう。以下同じ。）
- 二 繁殖用雌牛（満二十四月齢以上の肉用牛の雌であつて繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）
- 三 育成乳牛（満二十四月齢未満の乳牛の雌をいい、牛の胎児のうち乳牛であるものを含む。以下同じ。）
- 四 育成・肥育牛（搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛をいい、牛の胎児のうち乳牛でないものを含む。以下同じ。）
- 五 繁殖用雌馬（満三十六月齢以上の馬の雌であつて繁殖の用に供され

等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

るものをいう。以下同じ。)

六 育成・肥育馬（繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬をいう。以下同じ。）

七 種豚
八 肉豚

2 疾病傷害共済についての法第百四十条第一項の農林水産省令で定める家畜の区分は、次に掲げる区分とする。

- 一 乳用牛（前項第一号及び第三号に掲げる区分に属する牛（牛の胎児を除く。）をいう。）
- 二 肉用牛（前項第二号及び第四号に掲げる区分に属する牛（牛の胎児を除く。）をいう。）
- 三 一般馬（前項第五号及び第六号に掲げる区分に属する馬をいう。）
- 四 種豚

（個別共済関係の対象となる家畜）

第一百二条 法第百四十条第二項の農林水産省令で定める家畜は、次に掲げる家畜とする。ただし、牛にあつては十二歳以下のもの、馬にあつては明け十七歳未満のもの、豚にあつては六歳以下のものに限る。

- 一 種雄牛
 - 二 種雄馬
 - 三 包括共済家畜区分に属する家畜（子牛等及び肉豚を除く。）のうち、次に掲げる事由に該当する家畜
- イ 組合等が組合員等からの当該包括共済家畜区分についての法第四十条第一項の規定による申込みにつき、第七十二条第二項第一号に掲げる理由があるため法百十五条の規定によりその承諾を拒んだこと。ただし、同号に掲げる理由がなくなった場合は、この限りでない。
- ロ 同一の包括共済家畜区分に属する家畜につき当該組合員等との間に個別共済関係が存していること。
- 2 次に掲げる場合には、前項ただし書の規定は適用しないものとする。
- 一 前項ただし書に規定する家畜に該当しないこととなつた家畜について、その二年以上前から引き続いて個別共済関係が存している場合
- 二 次の要件の全てに適合する場合
- イ 当該個別共済関係が共済事業を行う市町村との間に存するもので

あつて、当該市町村につき法第百二条第三項又は第五項の規定による公示のあつた日から二週間以内に新たに成立したものであること。

口 当該家畜が、前項ただし書に規定する家畜に該当しないこととなつた日から起算して二年以上前から法第百五条第二項の規定により家畜共済の共済関係が消滅するまで引き続き当該市町村に対し法第一百一条第一項の規定による申出をした農業共済組合の個別共済関係に付されていたものであること。

次の要件の全てに適合する場合

イ 当該個別共済関係が、事業廃止市町村の共済事業の実施区域であった地域をその区域に含む農業共済組合の家畜共済に係るものであつて、当該事業廃止市町村が法第百十一条第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内に新たに成立したものであること。

ロ 当該家畜が、前項ただし書に規定する家畜に該当しないこととなつた日から起算して二年以上前から法第百十一条第四項において準用する法第六十六条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続き当該事業廃止市町村の個別共済関係に付されていたものであること。

(共済関係の消滅)

第一百四十二条 前条第一項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下「包括共済関係」という。）の成立の際、その成立により死亡廃用共済に付されたこととなつた家畜につき既に他の死亡廃用共済の共済関係が存するときは、新たに成立する包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、既に存する死亡廃用共済の共済関係は消滅するものとする。

② 疾病傷害共済については、前項の規定を準用する。

(共済責任の開始日及び共済掛金期間)

第一百四十二条 組合等の家畜共済に係る共済責任は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、組合等が組合員等から共済掛金の支払（事業規程等で定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日から始ま

(共済掛金期間の特例)

第一百三条 法第百四十二条第二項の農林水産省令で定める家畜は、次条に規定する肉豚とする。

2 法第百四十二条第二項の農林水産省令で定める期間は、出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）から出生後第八月

る。

- ② 家畜共済に係る共済掛金期間は、一年（農林水産省令で定める家畜に係るものにあつては、一年未満で農林水産省令で定める期間）とする。ただし、農林水産省令で定める特別の事由があるときは、事業規程等で別段の定めをすることができる。

- ③ 家畜共済に係る最初の共済掛金期間は、第一項の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

（共済金額）

第一百四十三条 死亡廃用共済の共済金額は、共済掛金期間（農林水産省令で定める家畜に係るものにあつては、農林水産省令で定める飼養区分。次項において同じ。）ごとに、共済価額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

② 疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、支払限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

③ 第一項の共済価額は死亡廃用共済の共済関係に係る家畜の価額を基礎として、前項の支払限度額は疾病傷害共済の共済関係に係る家畜の価額及び家畜の診療に要する標準的な費用を基礎として、農林水産省令で定めるところにより、それぞれ組合等が定める金額とする。

④ 農林水産省令で定める事由により包括共済関係に係る家畜の価額の合計金額に変更が生じたときは、共済掛金期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、死亡廃用共済にあつては第一項の共済価額及び共済金額を、疾病傷害共済にあつては第二項の支払限度額及び共済金額を、それぞれ変更するものとする。

（肉豚の飼養区分）

第一百五条 法第百四十三条第一項の農林水産省令で定める飼養区分は、離乳の日（その日後に当該組合員又は共済資格者が飼養するに至った肉豚については、その飼養するに至った日）を同一とする肉豚の群の別とする。

3 の月の末日までとする。

法第百四十二条第二項ただし書の農林水産省令で定める特別の事由は、組合等が家畜共済の共済関係に係る共済掛金期間の始期又は終期を統一する必要があることとする。

（共済金額を飼養区分ごとに定める家畜）

第一百四条 法第百四十三条第一項の農林水産省令で定める家畜は、次に掲げる要件のいずれかを満たさない者の飼養する肉豚とする。

一 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。
二 過去三年間においてその者の飼養する母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。

三 過去三年間においてその者の飼養する母豚から出生した豚が、その者の出荷する肉豚（第八十一条第二項第一号又は第二号に掲げる異動により飼養するに至った肉豚を除く。以下この号において同じ。）のおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることができると見込まれること。

四 過去三年間において出荷した肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる者に肉豚を出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれること。

(死亡・廃用共済の共済金額)

第一百六条 死亡廃用共済の共済金額は、次条第一項本文の規定により算定された共済価額の百分の二十（肉豚にあつては、百分の四十）に相当する金額を下回らず当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲内において、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。ただし、次条第一項ただし書の規定により共済掛金期間中に飼養した家畜の価額の合計金額を共済価額とする場合は、当該申し出た金額に農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た金額とする。

(死亡・廃用共済の共済価額)

第一百七条 包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）についての法第百四十三条第一項の共済価額は、農林水産大臣が定める準則に従い、当該共済掛金期間中に飼養すると見込まれる当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜の価額の合計金額として、当該共済掛金期間の開始前に算定された金額とする。ただし、共済掛金期間中に飼養した当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜の価額の合計金額が当該算定された金額と異なる場合は、当該合計金額とする。

2 前項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 摺乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚 共済掛金期間の開始の時（その時後に飼養することとなる家畜にあつては、その飼養することとなる時）における家畜の価額

二 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬 牛及び馬にあつては共済掛金期間の終了の時における家畜の価額（その時前に飼養しないこととなる家畜にあつては、農林水産大臣が定める金額）、牛の胎児にあつては一定期間における牛の価格を基礎として農林水産大臣が定めることにより算定される牛の出生の日における価額に相当する金額

3 肉豚に係る包括共済関係についての法第百四十三条第一項の共済価額は、次の各号に掲げる肉豚の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。一 特定肉豚 基準期間ごとに、当該基準期間の開始の時において組合員等が現に飼養している肉豚の価額の合計金額
二 特定肉豚以外の肉豚 飼養区分ごとに、共済掛金期間の開始の時ににおける当該飼養区分に属する肉豚の価額の合計金額

前項各号の肉豚の価額は、第四十条第四号又は第五号に定める要件を

満たすこととなつた日における肉豚の価額に相当する金額として、一定期間における肉豚の価格を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される金額とする。

5 個別共済関係についての法第百四十三条第一項の共済価額は、当該個別共済関係に係る家畜の共済掛金期間の開始の時における家畜の価額とする。

(疾病傷害共済の支払限度額)

第一百八条 疾病傷害共済の共済金額は、次条の規定により算定された法第百四十三条第二項の支払限度額を超えない範囲内において、共済掛金期間の開始の時までに組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

(疾病傷害共済の支払限度額)

第一百九条 法第百四十三条第二項の支払限度額は、包括共済関係にあっては共済掛金期間の開始の時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあっては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時における価額（これらの金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合には、当該金額）に農林水産大臣が定める率（第一百十二条第二項第一号において「支払限度率」という。）を乗じて得た金額（一年に満たない共済掛金期間にあっては、その金額に第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）とする。

(肉豚以外の家畜に係る死亡廃用共済の共済価額及び共済金額の変更)

第一百十条 死亡廃用共済（肉豚に係るものを除く。）についての法第百四十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、第八十一条第一項第二号に定める異動を生じたこととする。

2 組合等は、第八十一条第一項第二号に定める異動につき法第百三十条第一号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、第百七条第一項の規定の例により、共済価額を変更するものとする。

3 前項の規定により共済価額が変更された場合には、第一号に掲げる金額を共済金額とする。ただし、共済価額が増加した場合であつて、組合員等が第一項の異動の日から二週間以内に同号に掲げる金額から第二号に掲げる金額までの範囲内の金額を申し出たときは、当該金額を共済金額

とする。

一 変更後の共済価額に、変更前の共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額

二 変更前の共済金額と、変更後の共済価額の百分の二十に相当する金額のいずれか高い金額

4 組合員等は、前項の規定により共済金額が増額される場合は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合については、その第一回の支払に係るもの）を、第一項の異動の日から一月以内に支払わなければならない。

5 組合等は、第三項の規定により共済金額が減額される場合は、減額する共済金額に対する共済掛金のうち、まだ経過していない共済掛金期間に対するものを組合員等に返還するものとする。

6 第二項の規定による共済価額の変更及び第三項の規定による共済金額の変更は、当該変更に係る第一項に規定する事由の生じた日からその効力を生ずる。

(特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更)

第一百十一条 特定肉豚に係る死亡廃用共済についての法第百四十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、共済事故が生じたこと及び第八十一条第一項第三号に定める異動を生じたこととする。

2 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額は、共済事故が生じたときは、当該共済事故が生じた時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

3 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が第八十一条第一項第三号又は口に掲げる共済目的の異動により増加したときは、組合員等は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、組合員等は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、当該請求をした日から二週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、組合等が組合員等から当該共済掛金の支払（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

4

特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が共済事故又は第八十一条第二項第三号に掲げる共済目的の異動により著しく減少したときは、組合員等は、当該共済事故又は当該異動が生じた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の減少の割合の範囲内で、共済金額の減額を請求することができる。(この場合において、組合等は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、組合等が組合員等の請求を受理した日の翌日からその効力を生ずるものとする。)

(疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更)

第一百十二条 疾病傷害共済についての法第百四十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる異動を生じたこととする。

- 一 共済目的たる家畜を飼養することとなつたこと。
- 二 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなつたこと。

組合等は、組合員等の共済目的につき前項第一号に掲げる異動が生じた場合であつて、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、支払限度額にあつては第一号、共済金額にあつては第二号に掲げる金額を増額するものとする。この場合において、組合員等は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、当該申出をした日から二週間以内に共済掛金(分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払に係るもの)を支払わなければならぬものとし、当該共済金額の増額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。

- 一 当該異動に係る家畜の当該異動の時における価額の合計額(その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあっては、当該金額)に支払限度率を乗じて得た金額
- 二 前号に掲げる金額に、変更前の共済金額の支払限度額に対する割合及びまだ経過していない共済掛金期間の割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出した金額

組合等は、組合員等の共済目的につき第一項第二号に掲げる異動が生じた場合であつて、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、変更後の共済金額がその時までに支払われた共済金(その時までに法第百三十条(第三号に係る

(共済掛金率)

第一百四十四条 死亡廃用共済の共済掛金率は、共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この条において同じ。）ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

② 疾病傷害共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、次に掲げる率を合計して得た率とする。

一 疾病及び傷害による損害（次号に規定する診療技術料等を除く。）に対応する基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める率

二 診療技術料等（疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるものをいう。）に対応する基準共済掛け金率を下回らず、農林水産省令で定める率を超えない範囲内において事業規程等で定める率

③ 前二項の基準共済掛け金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するよう、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと、前項各号に規定する損害の区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める率

④ 前項の共済掛金標準率は、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと及び第二項各号に規定する損害の区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

⑤ 前項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

部分に限る。）の規定による通知がされた損害に係る共済金であつて、その後に支払われるものを含む。）の総額を下回らない範囲において、支払限度額にあつては前項第一号、共済金額にあつては前項第二号に掲げる金額を減額するものとする。この場合において、組合等は共済掛け金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。

(診療技術料等)

第一百十三条 法第百四十四条第二項第二号の農林水産省令で定める診療技術料等は、診療に要する費用から次に掲げる費用を差し引いたものとする。

- 一 医薬品費
- 二 医療用消耗品費
- 三 医療用器具及び機械の償却費
- 四 往診用車両の修理費及び償却費
- 五 往診用車両の燃料費及び往診時の交通費

(疾病傷害共済の診療技術料等に対応する共済掛け金率の上限)

第一百四十四条 法第百四十四条第二項第二号の農林水産省令で定める率は、その率を危険段階ごとの共済金額の総額の見込額により加重平均して得た率が、過去一定年間における各年の被害率のうち最も高いものを基礎として農林水産大臣が定める率に一致するよう、組合等が共済掛け金区分ごと及び危険段階ごとに定める率とする。

(共済金)

第一百四十五条 死亡廃用共済に係る共済金は、共済事故に係る家畜の価額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定された損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、農林水産省令で定める死亡廃用共済の共済関係については、農林水産大臣が定める金額を限度とする。

② 疾病傷害共済に係る共済金は、農林水産省令で定めるところにより、共済事故によつて組合員等が被る損害の額として算定された額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(共済金の支払とみなされる場合)

第一百四十六条 疾病傷害共済に付した家畜につき共済事故が発生した場合において、組合等又は都道府県連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、当該組合等又は当該都道府県連合会の組合員たる組合等は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払つたものとみなす。

(死亡廃用共済の損害の額の算定方法)

第一百十五条 法第百四十五条第一項の損害の額は、共済事故に係る家畜の価額から、事業規程等の定めるところにより、共済事故が発生したときに当該家畜につき存する利益及び共済事故の発生によって生じた利益の全部又は一部を差し引くことにより、算定するものとする。

2 包括共済関係についての前項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 摺乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚 共済掛金期間の開始の時（その時後に当該包括共済関係に付された家畜にあつては、その付された時）における当該家畜の価額

二 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬 共済事故が発生した時における当該家畜の価額（牛の胎児にあつては、第百七条第二項第二号に定める金額）

三 肉豚 第百七条第四項の規定による金額
3 個別共済関係についての第一項の家畜の価額は、共済掛金期間の開始の時ににおける当該家畜の価額とする。

(死亡廃用共済の共済金の支払限度額を設定する共済関係)

第一百六条 法第百四十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める死亡廃用共済の共済関係は、牛又は豚に係る包括共済関係であつて組合員等ごとの被害率が農林水産大臣が定める率を超えることその他農林水産大臣が定める事由に該当する組合員等との間に存するものとする。

(疾病傷害共済の損害の額の算定方法)

第一百十七条 法第百四十五条第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得た金額の百分の九十に相当する金額とする。
2 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用の百分の九十に相当する金額を限度とする。

(共済関係の成立)

第一百四十七条 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び共済責任期間ごとに、組合員又は共済資格者が事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者が現に栽培している収穫共済又は樹体共済の共済目的たる果樹（収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く。）の全てを収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

(共済関係を成立させないことを相当とする事由)

第一百八条 法第一百四十七条の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。
一 共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。
二 当該果樹に係る法第一百四十八条第一項第一号の標準収穫量（以下「標準収穫量」という。）、同条第三項の基準生産金額又は同条第六項の共済価額の適正な決定が困難であること。
三 当該果樹に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
四 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の施肥管理が行われず、又は行われないおそれがあること。
五 当該果樹に係る類区分ごとの栽培面積が、五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内で事業規程等で定める面積に達しないこと。

(収穫共済に係る引受方式)

第一百九条 収穫共済についての法第一百四十七条の規定による申込みは、農林水産大臣が定めるところにより、次に掲げる共済関係の区分（以下の款において「引受方式」という。）を選択してするものとする。

- 一 全相殺減収方式（法第一百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百三十二条第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 二 全相殺品質方式（法第一百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百三十二条第二号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 三 半相殺方式（法第一百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百三十二条第三号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 四 地域インデックス方式（法第一百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百三十二条第四号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 五 災害収入共済方式（法第一百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済の共済関係は、うんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、とうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインア

ツブルに係るものとする。

第一項の規定により全相殺減収方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

三 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量が、所得税法第二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類又は法人税法第七十四条第三項に規定する書類、同法第百五十条の二第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者(一)の号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第百三十四条において準用する保険法第三十条の規定により収穫共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。)

4 第一項の規定により全相殺品質方式又は災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

一 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る果実のおおむね全量を原則として過去五年間において法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該果実のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者

二 類区分ごとに、その者が栽培する果樹に係る収穫量及び品質がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

(共済金額)

第一百四十八条 収穫共済の共済金額は、収穫共済の共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この款において同じ。)ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

一 当該収穫共済の共済目的の種類に係る標準収穫量に果実の单

(収穫共済の共済金額)

第一百二十条 法第一百四十八条第一項第一号に掲げる金額は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 全相殺減収方式及び全相殺品質方式 標準収穫金額(標準収穫量に同号の果実の単位当たり価額を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)の百分の四十に相当する金額を下回らず、標準収穫金額に百分の九十九の金額とする。

二 当該収穫共済の共済目的の種類に係る標準収穫量に果実の单

- 位当たり価額を乗じて得た金額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額
- 二 当該収穫共済の共済目的の種類に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額
- ② 前項第一号の標準収穫量は、組合員又は共済資格者ごとに、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める数量とし、同号の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目的の種類ごとに、過去一定年間における果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする。
- ③ 第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。
- ④ 前項の基準生産金額は、組合員又は共済資格者ごとに、過去一定年間において収穫された収穫共済の共済目的の種類ごとの果実の生産金額（当該果実に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第一百五十条第二項において同じ。）を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める金額とする。
- ⑤ 農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類につきその細区分を定めたときは、当該収穫共済の共済目的の種類についての第一項第一号及び第二項の規定の適用については、同号中「収穫共済の共済目的の種類に係る標準収穫量に」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類の細区分ごとの標準収穫量にそれぞれ當該細区分に係る」と、「得た金額」とあるのは「得た金額の合計金額」と、同項目中「収穫共済の共済目的の種類」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類の細区分」とする。
- ⑥ 樹体共済の共済金額は、樹体共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の生育の程度に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この款において同じ。）ごとに、共済価額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。
- ⑦ 前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員又は共済資格者ごとに、樹体共済の共済関係に係る果樹及び支持物の

割合を差し引いて得た割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出た金額

- 二 半相殺方式 標準収穫金額の百分の四十に相当する金額を下回らず、標準収穫金額に一から第百二十九条第二号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合を差し引いて得た金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出た金額
- 三 地域インデックス方式 標準収穫金額の百分の四十に相当する金額を下回らず、標準収穫金額に一から第百二十九条第三号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合を差し引いて得た割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出た金額

（災害収入共済方式の共済金額の下限）

第一百二十二条 組合員又は共済資格者が法第一百四十八条第一項第一号の規定により申し出ることができる収穫共済の共済金額は、同条第三項の基準生産金額の百分の四十に相当する金額とする。

（収穫共済の標準収穫量の設定方法）

第一百二十三条 法第一百四十八条第一項第一号の標準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺減収方式にあつては農業協同組合等の出荷資料等に基づく単位面積当たり収穫量、全相殺品質方式にあつては当該単位面積当たり収穫量に果実の品質の程度に応じて一定の調整を加えて得た数量、半相殺方式にあつては樹園地ごとの樹齢等を勘案した収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあつては統計単収をそれぞれ基礎として、定めるものとする。

（共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合）

第一百二十四条 法第一百四十八条第三項の農林水産省令で定める割合は、百分の八十、百分の七十又は百分の六十の中から組合員又は共済資格者が申し出た割合とする。

（基準生産金額の設定方法）

第一百二十三条 法第一百四十八条第三項の農林水産大臣が定める準則に従い、法第一百三十三条第一項に規定する資料又は青色申告書及びその関係書類に基づき算定される組合員又は共済資格者ごとの單

価額を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める金額とする。

位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。

(樹体共済の共済金額)

第一百二十五条 法第一百四十八条第六項の共済金額は、同項の共済価額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲内において、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

(樹体共済の共済価額)

第一百二十六条 法第一百四十八条第六項の共済価額は、農林水産大臣が定める準則に従い、当該樹体共済に係る果樹及びその支持物の共済責任期間の開始の時における価額として組合等が定めるものを合計した金額とする。

(共済掛金率)

第一百四十九条 果樹共済の共済掛金率は、収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分（以下この条において「収穫共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分（以下この条において「樹体共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、それぞれ基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

② 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するよう、収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める。

③ 前項の共済掛金標準率は、収穫共済にあつては収穫共済掛金区分ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

④ 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

(共済金の支払開始減収量)

(樹体共済の共済掛金区分)

第一百二十七条 収穫共済についての法第一百四十九条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

- 一 類区分
- 二 引受方式の別
- 三 第百二十三条又は第一百二十九条各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別
- 四 第百三十七条第二項の申出の有無の別
- 五 防災施設の有無及びその種類の別

第一百二十八条 樹体共済についての法第一百四十九条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、共済目的の種類とする。

第一百五十条 組合等は、第一百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類ごとに、共済事故による果実の減収量が農林水産省令で定める数量を超えた場合に、共済金額に、当該減収量の基準収穫量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

② 組合等は、第一百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類ごとに、共済事故による果実の減収又は品質の低下（これらのうち農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、その年産の果実の生産金額が同号の共済限度額に達しないときに、当該共済限度額と当該生産金額との差額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

③ 第一項の減収量は、農林水産省令で定めるところにより算定するものとし、同項の基準収穫量は、第一百四十八条第一項第一号の標準収穫量に農林水産省令で定めるところにより一定の調整を加えて得た数量とする。

④ 第百四十八条第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類についての第一項の規定の適用については、同項中「果実の減収量」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類の細区分ごとの果実の減収量にそれぞれ当該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計金額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「減収量の基準収穫量」とあるのは「合計金額の基準収穫金額（当該細区分ごとの果実の基準収穫量にそれぞれ当該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計金額をいう。）」とする。

⑤ 組合等は、樹体共済については、樹木共済の共済目的の種類ごとに、共済事故によつて組合員等が被る損害の額が農林水産省令で定める金額を超えた場合に、その損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

⑥ 前項の損害の額は、共済事故に係る果樹又は支持物の価額で樹木共済の共済価額の算定の基礎となつたものにより、農林水産省令で定めるところにより、事業規程等で定める方法によつて算定する

第一百二十九条 法第一百五十条第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと（地域インデックス方式については、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）に、当該各号に定めるものとする。

一 全相殺減収方式及び全相殺品質方式 当該組合員等の法第一百五十条第一項の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）に百分の二十、百分の三十又は百分の四十のうち当該組合員等が法第一百四十七条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

二 半相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の三十、百分の四十又は百分の五十のうち当該組合員等が法第一百四十七条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

三 地域インデックス方式 基準統計単収に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の樹齢構成及び隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量

統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第一百四十七条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

量

（共済金額に対する共済金の支払率）

第一百三十条 法第一百五十条第一項の農林水産省令で定める率のうち、全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式に係るものは、前条第一号又は第二号の規定により組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

百分の三十	百分の二十	百分の十	割合	率
減収量の基準収穫量に対する割合に七分の十を乗じて得た率から七分の三を差し引いて得た率	減収量の基準収穫量に対する割合に四分の五を乗じて得た率から四分の一を差し引いて得た率	法第一百五十条第一項の減収量（以下この条において「減収量」という。）の基準収穫量に対する割合に九分の十を乗じて得た率から九分の一を差し引いて得た率	法第一百五十条第一項の農林水産省令で定める率のうち、全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式に係るものは、前条第一号又は第二号の規定により組合員等が申し出た次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。	百分の三十

ものとする。

百分の四十	百分の五十	減収量の基準収穫量に対する割合に三分の五を乗じて得た率から三分の二を差し引いて得た率
減収量の基準収穫量に対する割合に二を乗じて得た率から一を差し引いて得た率	減収量の基準収穫量に対する割合に一を乗じて得た率から一を差し引いて得た率	法第百五十条第一項の農林水産省令で定める率のうち、地域インデックス方式に係るものは、統計単位地域ごとに、第一号に掲げる率に第一号に掲げる割合を乗じて得た率とする。

- 一 前条第三号の規定により組合員等が申し出た前項の表の上欄に掲げる割合に応じ同表の下欄に掲げる率
- 二 標準収穫量に対する、その算定の基礎となつた当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の標準的な収穫量の合計の割合

(減収量の算定方法)

- 第一百三十一条** 法第百五十条第一項の減収量は、類区分(法第四十八条第五項の規定により細区分が定められた類区分にあっては、細区分)ごとに、次に掲げるいずれかの方法により算定される数量とする。
- 一 組合員等ごとに、基準収穫量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量を差し引いて算定する方法
 - 二 組合員等ごとに、基準収穫量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量にその年産における果実の品質の程度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量を差し引いて算定する方法
 - 三 樹園地ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における当該樹園地の収穫量が樹園地別基準収穫量(組合員等の樹園地ごとに、次条の農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める数量をいう。)に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して算定する方法
 - 四 統計単位地域ごとに、イに掲げる数量がロに掲げる数量を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の面積を乗じて算定する方法
イ その年産の統計単収に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の樹齢構成を考慮して農林水産大臣が定めるところによ

り一定の調整を加えた数量

ロ 基準統計単収に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の樹園地の樹齢構成及び隔年結果の状況を考慮して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えた数量

(基準収穫量の設定方法)

第一百三十二条 法第一百五十条第一項の基準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い、標準収穫量を基礎とし、隔年結果の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。

(共済事故による果実の減収又は品質の低下)

第一百三十三条 法第一百五十条第二項の農林水産省令で定める果実の減収又は品質の低下については、第九十八条の規定を準用する。

(生産金額の算定方法)

第一百三十四条 法第一百五十条第二項の生産金額は、組合員等ごと及び類区分ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における果実の生産金額とする。

(収穫共済の細区分に係る読み替え)

第一百三十五条 法第一百五十条第四項の規定により読み替えて適用する同一条第一項の農林水産省令で定める金額には、第一百二十九条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「法第一百五十条第一項の」とあるのは「法第一百五十条第四項において読み替えて適用する同一条第一項に規定する」と、「以下この款」とあるのは「次号」と、同条第一号及び第二号中「基準収穫量」とあるのは「基準収穫金額」と、「数量」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。

(樹体共済の小損害不填補及び損害の額の算定方法)

第一百三十六条 法第一百五十条第五項の農林水産省令で定める金額は、十万円(共済価額の十分の一に相当する金額が十万円に満たないときは、当該相当する金額)とする。

2 法第一百五十条第五項の損害の額は、同条第六項の規定により当該樹体共済に係る共済責任期間の開始の時ににおける当該共済事故に係る果樹の

(共済責任期間)

第一百五十一条 果樹共済の共済責任期間は、収穫共済にあつては第一号に掲げる期間、樹体共済にあつては第二号に掲げる期間とする。
一 共済目的の種類たる果樹の花芽の形成期、共済事故の発生様子その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程等で定める期間
二 共済目的の種類ごとに事業規程等で定める日から一年間

(収穫共済の共済責任期間の基準)

第一百三十七条 法第一百五十一条第一号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間を事業規程等で定めることとする。
一 りんご、ぶどう、なし、もも、とうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツ 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間
二 うんしゅうみかん、いよかん及びびわ 春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
三 なつみかん及びかんきつ類の果樹（いよかんを除く。次項第三号において同じ。） 春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌々年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
四 パインアップル 夏実の収穫期から当該夏実の収穫期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間

2 前項の規定にかかるらず、事業規程等で定めた場合は、半相殺方式の共済責任期間は、組合員又は共済資格者の申出により、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間とすることができる。
一 りんご、ぶどう、なし、もも、とうとう、かき、くり、すもも及びキウイフルーツ 発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
二 うんしゅうみかん、いよかん及びうめ 開花期から当該開花期の属する年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
三 なつみかん、かんきつ類の果樹及びびわ 開花期から当該開花期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間
3 前項の申出は、法第四十七條の規定による申込みと同時にしなければならない。

(共済関係の成立)

第一百五十二条 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者が栽培又は養蚕を行ふ畑作物共済の共済目的たる農作物又は蚕繭（畑作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く。）の全てを畑作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

② 組合等が農林水産省令で定めるところにより事業規程等で畑作物共済の共済目的たる農作物又は蚕繭につき共済目的の種類に応じて区分を定めた場合における前項の規定の適用については、同項中「共済目的の種類ごと」とあるのは、「次項の規定により定められた区分ごと」とする。

(共済関係を成立させないことを相当とする事由)

第一百三十八条 法第一百五十二条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

- 一 共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。
- 二 当該農作物に係る法第一百五十三条第一項第一号の基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る同号の基準収繭量又は同条第三項の基準生産金額の適正な決定が困難であること。
- 三 当該農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

四 当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること、農作物の作付けが事業規程等で定める作付基準に適合しないこと又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること。

五 当該農作物に係る類区分ごとの栽培面積が五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内（北海道にあっては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内）で事業規程等で定める面積に達しないこと又は当該蚕繭に係る類区分ごとの蚕種の掃立量が〇・二五箱を下回らず二箱を超えない箱数の範囲内で事業規程等で定める箱数に達しないこと。

2 前項第五号の蚕種の掃立量については、第八条第二項の規定を準用する。

(一括加入の区分)

第一百三十九条 組合等は、法第一百五十二条第二項の区分を定める場合には、連続して作付けすることによりその生育に重大な支障を及ぼすおそれがある農作物について一の区分とするものとする。

(引受方式)

第一百四十条 法第一百五十二条第一項の規定による申込みは、農林水産大臣が定めるところにより、次に掲げる共済関係の区分（以下この款において「引受方式」という。）を選択してするものとする。

- 一 全相殺方式（法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百四十九条第一項第一号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 二 半相殺方式（法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百四十九条第一項第二号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 三 地域インデックス方式（法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、第百四十九条第一項第三号に掲げる方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）
- 四 災害収入共済方式（法第百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする共済関係をいう。以下この条において同じ。）
- 2 前項の規定により全相殺方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ又は蚕繭に係るものとする。
- 3 第一項の規定により半相殺方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、大豆、小豆、いんげん又は茶に係るものとする。
- 4 第一項の規定により地域インデックス方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ又はかぼちゃに係るものとする。
- 5 第一項の規定により災害収入共済方式を選択することができる畑作物共済の共済関係は、茶に係るものとする。
- 6 第一項の規定により全相殺方式（蚕繭を除く。）を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。
- 一 類別ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者
- 二 類別ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者
- 三 類別ごとに、その者が栽培する大豆、小豆又はいんげんに係る収穫量が、所得税法第二百二十条第六項に規定する書類、同法第二百三十二条第一項に規定する帳簿及びこれらの関係書類又は法人税法第七十四条第三項に規定する書類、同法第二百五十条の二第一項に規定する帳

簿及びこれらの関係書類により適正に確認できる者（この号に掲げる者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第百三十四条において準用する保険法第三十条の規定により畑作物共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。）

第一項の規定により災害収入共済方式を選択することができる組合員又は共済資格者は、次に掲げる者に限るものとする。

- 一 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去五年間において法第百三十三条第一項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者
- 二 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量及び価格がその者の青色申告書及びその関係書類により適正に確認できる者

（共済金額）

第一百五十三条 畑作物共済の共済金額は、共済目的の種類（農林水産

大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法、蚕期等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

- 一 当該共済目的の種類に係る基準収穫量（蚕繭にあつては、基準収繭量）に農林水産省令で定める割合を乗じて得た数量に、単位当たり共済金額を乗じて得た金額

- 二 当該共済目的の種類に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額

- ② 前項第一号の基準収穫量及び基準収繭量は、組合員又は共済資格者ごとに、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める数量とし、同号の単位当たり共済金額は、共済目的の種類に係る収穫物又は繭の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

- ③ 第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。
- ④ 前項の基準生産金額は、組合員又は共済資格者ごとに、過去一定年間ににおいて収穫され、又は収繭された共済目的の種類ごとの農作

（共済金額の設定に当たり基準収穫量に乗ずる割合）

第一百四十二条 法第一百五十三条第一項第一号の農林水産省令で定める割合により申し出ることができる畑作物共済の共済金額は、同条第三項の基準生産金額の百分の三十に相当する金額を下回らない金額とする。

（災害収入共済方式の共済金額の下限）

第一百四十三条 法第一百五十三条第一項第一号の農林水産省令で定めることにより組合員又は共済資格者が法第一百五十三条第一項第二号の規定により申し出ることができる畑作物共済の共済金額は、同条第三項の基準生産金額の百分の三十に相当する金額を下回らない金額とする。

（基準収穫量等の設定方法）

第一百四十四条 法第一百五十三条第一項第一号の基準収穫量（以下この款において「基準収穫量」という。）及び同号の基準収繭量（以下この款において「基準収繭量」という。）は、農林水産大臣が定める準則に従い、全相殺方式にあつては農業協同組合等の出荷資料等に基づく単位面積当たり収穫量（てん菜及びさとうきびにあつては当該単位面積当たり収穫量に農作物の糖度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量、蚕繭にあつては収繭量）、半相殺方式にあつては耕地ごとの収穫量等に基づく単位面積当たり収穫量、地域インデックス方式にあつては統計単収をそれぞれ基礎として、定めるものとする。

（単位当たり共済金額）

物又は蚕繭の生産金額（当該農作物又は蚕繭に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第百五十五条第二項において同じ。）を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める金額とする。

- 2 共済責任期間の開始後に前項の農林水産大臣が定める二以上の金額から、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。
変更された場合については、第九十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

（共済限度額の設定に当たり基準生産金額に乗ずる割合）

第百四十五条 法第百五十三条第一項第一号の単位当たり共済金額は、類別ごとに、農林水産大臣が定める二以上の金額から、組合員又は共済資格者が申し出た割合とする。

（基準生産金額の設定方法）

第百四十六条 法第百五十三条第三項の基準生産金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、法第百三十三条第一項に規定する資料又は青色申告書及びその関係書類に基づき算定される組合員又は共済資格者ごとの單位面積当たり生産金額を基礎として定めるものとする。

（共済掛金率）

- 第百五十四条 煙作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分（以下この条において「共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。
② 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するよう、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。
③ 前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごとに、過去一定年間ににおける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。
④ 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

（共済金）

- 第百五十五条 組合等は、第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を

（共済掛金区分）

第百四十七条 法第百五十四条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別

一 類別区分

二 引受方式の別

三 第百四十五条又は次条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別

（共済金の支払開始減収量）

- 第百四十八条 法第百五十五条第一項の農林水産省令で定める数量は、次

共済金額とする畑作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物又は蚕繭の減収量が農林水産省令で定める数量を超えた場合に、その超えた部分の数量に同号の単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

② 組合等は、第百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物又は蚕繭の減収又は品質の低下（これらのうち農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、その年産の農作物又は蚕繭の生産金額が同号の共済限度額に達しないときに、当該共済限度額と当該生産金額との差額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

③ 第一項の減収量は、第百五十三条第一項第一号の基準収穫量又は基準収繭量及びその年産の農作物の収穫量又は蚕繭の収繭量を基礎として、農林水産省令で定めるところにより算定するものとする。

の各号に掲げる引受方式に応じ、組合員等ごと（地域インデックス方式にあっては、組合員等ごと及び統計単位地域ごと）に、当該各号に定めるものとする。

一 全相殺方式 当該組合員等の基準収穫量（蚕繭にあっては、基準収繭量）に、百分の二十、百分の三十又は百分の四十（ばれいしょ、大豆及びん菜にあっては、百分の十、百分の二十又は百分の三十）のうち当該組合員等が法第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

二 半相殺方式 当該組合員等の基準収穫量に、百分の三十、百分の四十又は百分の五十（大豆にあっては、百分の二十、百分の三十又は百分の四十）のうち当該組合員等が法第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

三 地域インデックス方式 基準統計単収に当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて得た数量に、百分の十、百分の二十又は百分の三十のうち当該組合員等が法第百五十二条第一項の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量

さとうきびを共済目的とする全相殺方式の共済関係についての法第五十五条第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地で共済事故により収穫のないもの（次条第二項第一号に掲げる事由の存する耕地（以下「発芽不能耕地」という。）を含む。以下この款において「全損耕地」という。）がある場合であって、第一号に掲げる数量が第二号に掲げる数量を超えるときは、前項の規定にかかわらず、全損耕地の耕地別基準収穫量（組合員等の耕地ごとに、第百四十三条の農林水産大臣が定める基準に従い組合等が定める数量をいう。以下この款において同じ。）の合計に全損耕地支払開始割合（前項第一号の組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める割合をいう。第一号において同じ。）を乗じて得た数量とする。

一 組合員等ごとに、全損耕地減収量（全損耕地の耕地別基準収穫量を基礎とし、発芽不能耕地にあっては実損害を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量をいう。次条第三項において同じ。）の合計から、全損耕地の耕地別基準収穫量の合計に全損耕地支払開始割合を乗じて得た数量を差し引いて得た数量

二 組合員等ごとに、次条第一項第一号の規定により算定される減収量から、前項第一号の規定により算定される数量を差し引いて得た数量

(減収量の算定方法)

第一百四十九条 法第百五十五条第一項の減収量は、類区分ごとに、次に掲げるいづれかの方法により算定される数量とする。

- 一 組合員等ごとに、基準収穫量（蚕繭にあっては、基準収繭量）から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量（てん菜及びさとうきびにあっては当該収穫量にその年産における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応じて農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量、蚕繭にあっては収繭量）を差し引いて算定する方法
 - 二 耕地ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における当該耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ごとに合計して算定する方法
 - 三 統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準統計単収を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて算定する方法
- 2 次に掲げる事由の存する耕地がある場合（全相殺方式及び半相殺方式に限る。）における法第百五十五条第一項の減収量について、前項第一号又は第二号に掲げる方法により算定するときは、同項第一号又は第二号に掲げる方法により算定された数量に、実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定するものとする。
- 一 第百五十二条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたこと。
 - 二 播種又は移植をしたてん菜が風害、凍霜害若しくは獸害により発芽若しくは活着をしなかつた場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害若しくは獸害により滅失した場合において再び播種又は移植をしたこと。
 - 三 植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかつた場合その他共済事故により収穫の見込みがない場合において当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けたこと。
 - 四 蚕種が共済事故により掃立不能となつたこと。
- 3 さとうきびを共済目的とする全相殺方式の共済関係についての法第五十五条第一項の減収量は、全損耕地がある場合であつて、前条第二項第

一号に掲げる数量が同項第二号に掲げる数量を超えるときは、第一項の規定にかかるらず、類区分ごとに、全損耕地減収量の合計とする。

(共済事故による農作物の減収又は品質の低下)

第一百五十条 法第百五十五条第二項の農林水産省令で定める農作物の減収又は品質の低下は、類区分ごとに、農林水産大臣が定める準則に従い認定されたその年産における当該組合員等の農作物に係る収穫量が、過去一定年間ににおける当該組合員等の農作物に係る収穫量を基礎として農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定める数量に達しないこととする。

(生産金額の算定方法)

第一百五十二条 法第百五十五条第二項の生産金額は、組合員等ごと及び類区分ごとに、第八十二条の準則に従い認定されたその年産における農作物の生産金額とする。

(共済責任期間の基準)

第一百五十六条 畑作物共済の共済責任期間は、共済目的の種類たる農作物又は桑の発芽期、共済事故の発生態様その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程等で定める期間とする。

(共済責任期間)

第一百五十二条 法第百五十六条の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間を事業規程等で定めることとする。
一 茶及び蚕繭以外の共済目的の種類 発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間
二 茶 冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでの期間
三 蚕繭 桑の発芽期（農林水産大臣が特定の地域及び類区分について桑の発芽期の日を定めた場合にあっては、当該地域及び類区分について桑の発芽期前日の日を定めた場合にあっては、当該地域及び類区分については、その農林水産大臣が定めた日）から収繭をするに至るまでの期間

第六款 園芸施設共済

(共済関係の成立)

第一百五十七条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、その所有し、又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

第六款 園芸施設共済

(共済関係を成立させないことを相当とする事由)

第一百五十三条 法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。
一 共済価額が、第百五十九条第一項の規定により申し出た金額以下であること。

る。

② 組合員又は共済資格者が特定園芸施設の所有者である場合における当該特定園芸施設についての前項の規定の適用については、同項中「所有し、又は管理する特定園芸施設」とあるのは、「所有する特定園芸施設（園芸施設共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するもの及び園芸施設共済に付されたものを除く。）の全てを」とする。

（共済責任期間）

第一百五十八条 園芸施設共済の共済責任期間は、組合等が組合員等から共済掛金の支払（事業規程等で定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日から一年間とする。ただし、農林水産省令で定める特別の事由があるときは、事業規程等で別段の定めをすることができる。

（共済金額）

第一百五十九条 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

② 前項の共済価額は、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸

二 共済事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。

三 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。

四 当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われないことがあります。

五 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

六 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超えており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

（共済責任期間の特例）

第一百五十四条 法第一百五十八条の農林水産省令で定める特別な事由は、次の各号に定める事由とする。

一 現に存する共済関係の共済責任期間の終了後引き続いて共済責任期間が開始する共済関係であつて、当該現に存する共済関係に係る特定園芸施設を共済目的とするものの申込みがあつたこと（当該共済関係に係る特定園芸施設の施設区分（第一百五十七条第五号の区分をいう。）が現に存する共済関係に係る特定園芸施設の施設区分と異なる場合を含む。）。

二 組合等が組合員等との間に存する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間の始期又は終期を統一すること。

三 組合員等が特定園芸施設を設置する期間が一年未満であること。

四 第八十二条第一項第七号イに掲げる異動（共済目的の増築、改築又は構造若しくは材質の変更に限る。）又は同号ニに掲げる異動（施設内農作物の種類の変更に限る。）が生じたことにより、現に存する共済関係の共済目的について共済関係の申込みがあつたこと。

（共済金額）

第一百五十五条 法第一百五十九条第一項の共済金額は、同項の共済価額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲内において、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

施設及び附帯施設の価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める金額とする。

(共済掛金率)

2

組合員又は共済資格者は、前項の規定により法第百五十九条第一項の共済価額の百分の八十に相当する金額を申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、当該金額に、当該共済価額（施設内農作物に係るもの）を除く。）の百分の十又は百分の二十に相当する金額のうち組合員又は共済資格者が申し出た金額を加えて得た金額を法第百五十九条第一項の共済金額とする旨の特約をすることができる。

3 組合員又は共済資格者は、前項の規定により特約をするに当たっては、第一項の規定による申出と同時にしなければならない。

(共済価額)

第百五十六条 法第百五十九条第一項の共済価額は、次の各号に掲げる共済目的の区分に応じ当該各号に定める金額を基礎として、農林水産大臣が定める準則に従い定める金額とする。

一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の共済責任期間の開始の時における価額

二 附帯施設 当該附帯施設の共済責任期間の開始の時における価額

三 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額

2 法第百五十九条第一項の共済価額は、事業規程等で定めたときは、前項の規定にかかわらず、組合員又は共済資格者の申出により、同項の規定により定められる金額に、次に掲げる金額を加えた金額とする。

一 共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用の額として農林水産大臣が定める金額

二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た金額

イ 特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額及び附帯施設の再取得価額（当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額をいう。）の合計金額

ロ 特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設の共済責任期間の開始の時における価額の合計金額

3 前項の申出は、法第百五十七条第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

(共済掛金区分)

第一百六十条 園芸施設共済の共済掛金率は、特定園芸施設の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分（以下この条において「共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

② 前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

③ 前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごとに、過去一定年間に

おける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

④ 第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

第一百五十七条 法第一百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一 施設内農作物に係る第五十二条の申出の有無の別
二 前条第二項第一号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別
三 前条第二項第一号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別
四 特定園芸施設の被覆期間の別

五 次の表に定める区分

六 第百五十九条第一項の規定により申し出た金額の別

七 第百五十九条第二項の規定による特約の有無の別

八 特定園芸施設の骨格の主要部分の強度の別

九 園芸施設共済に付することの集団による申込みの有無の別

特定園芸施設の区分	区分の標準
ガラス室I類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分の強度の別
ガラス室II類	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
I類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
II類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
III類	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスIV類甲及びプラスチックハウスIV類乙以外のもの
IV類甲	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもので、プラスチックハウスIV類乙及びプラスチックハウスV類以外
プラスチックハウスIV類甲	

				プラスチックハウス IV類乙
プラスチックハウス VII類	プラスチックハウス VI類	プラスチックハウス V類	プラスチックハウス IV類	主としてプラスチックフィルム（農林水産大臣が定める施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもので、プラスチックハウスV類以外のもの
プラスチックハウス VII類以外のもの	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもの	主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設及びその全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材により被覆されている施設のうちプラスチックハウスVII類以外のもの	屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設並びに屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち農林水産大臣が定める基準に該当するもの	主としてプラスチックフィルム（農林水産大臣が定める施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもの

(被覆期間の変更)

2 第百五十八条 組合等は、第八十一条第一項第七号ハに掲げる異動につき法第百三十条第一号の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る特定園芸施設の共済掛金区分を変更するものとする。

3 組合員等は、前項の規定による共済掛金区分の変更により共済掛金が増額された場合は、同項の通知の日から二週間以内にその増額された共済掛金を支払わなければならない。

3 組合等は、第一項の規定による共済掛金区分の変更により共済掛金が減額された場合は、その減額された共済掛金を組合員等に返還するものとする。

(共済金)

第一百六十一条 組合等は、園芸施設共済については、特定園芸施設等ごとに、共済事故によつて組合員等が被る損害の額が農林水産省令で定める金額を超えた場合に、その損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

② 前項の損害の額は、農林水産省令で定めるところにより、事業規程等で定める方法によつて算定するものとする。

(小損害不填補)

第一百五十九条 法第一百六十一条第一項の農林水産省令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のうち組合員又は共済資格者が申し出たものとする。

- 一 三万円（共済価額の二十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額）
- 二 十万円
- 三 二十万円
- 四 五十万円
- 五 百万円

2 組合員又は共済資格者は、前項の規定により同項第一号に掲げる金額を申し出た場合には、同項の規定にかかわらず、法第一百六十一条第一項の農林水産省令で定める金額を一万円とする旨の特約をすることができる。ただし、共済価額の二十分の一に相当する金額が一万円に満たないとときは、この限りでない。

3 組合員又は共済資格者は、前項の規定により特約をするに当たつては、第一項の規定による申出と同時にしなければならない。

(損害の額の算定方法)

第一百六十条 法第一百六十一条第一項の損害の額は、次の各号に掲げる共済目的の区分に応じ当該各号に定める金額にそれぞれ共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から、事業規程等で定めるところにより、共済事故が発生したときに現に当該共済目的のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引くことにより、算定するものとする。

- 一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの
- 二 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの
- 三 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

2 第百五十六条第二項第一号に掲げる金額について同項の申出があつた共済関係に係る法第一百六十一条第一項の損害の額は、次のいずれかの場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される金額に特

定園芸施設撤去費用額（共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用であつて、農林水産大臣が定めるものの額（その額が同号の金額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）をいう。以下この項において同じ。）を加えて得た金額とする。

- 一 特定園芸施設撤去費用額が農林水産大臣が定める金額を超える場合
- 二 特定園芸施設の共済事故による損害（被覆材の損害を除く。）の割合が農林水産大臣が定める割合を超える場合

3 第百五十六条第二項第二号に掲げる金額について同項の申出があつた共済関係に係る法第一百六十一条第一項の損害の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される金額に、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を差し引いて得た金額（その金額が第百五十六条第二項第二号に掲げる金額に特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設（以下この項において「復旧対象施設」という。）の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）を加えて得た金額とする。

- 一 共済事故の発生に伴い復旧対象施設を復旧するのに要する費用
- 二 復旧対象施設の共済責任期間の開始の時における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額

第七款 任意共済

（共済金額の最高額の制限）

第一百六十二条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、任意共済の共済金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、任意共済の共済金額は、当該金額を超えてはならない。

（共済金を交付する事業）

第一百六十三条 特定組合は、第九十九条第一項又は第六項の規定により行う共済事業のほか、総会の議決を経て、当該特定組合の区域内に住所を有する農業協同組合又は農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第九十八条第五項に規定する損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。
② 都道府県連合会は、総会の議決を経て、その組合員たる農業共済組合、その組合員たる共済事業を行う市町村に係る共済資格者又は

当該都道府県連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第九十八条第五項に規定する損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行なうことができる。

③ 全国連合会は、第一百条第一項から第三項までの規定により行なう共済事業のほか、総会の議決を経て、特定区域内に住所を有する農業協同組合又は農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第九十八条第五項に規定する損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行なうことができる。

④ 前三項の規定による事業には、第一百五十五条並びに保険法第四条、第六条、第九条から第十一条まで、第十七条第一項、第十八条第二項、第二十条、第二十五条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに第三十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第二節 農業共済責任保険事業

第二節 農業共済責任保険事業

第二節 農業共済責任保険事業

（都道府県連合会の保険事業）

第一百六十四条 都道府県連合会は、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第一号及び第二号に掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行う。
② 都道府県連合会は、前項の規定による事業のほか、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行うことができる。

（保険関係の成立）

第一百六十五条 都道府県連合会の組合員たる組合等とその組合員等との間に共済事業の共済関係が存するときは、政令で定めるところにより、当該都道府県連合会と当該組合等との間に、当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

（保険関係の成立）

第二十一条 農作物共済に係る法第一百六十五条の保険関係は、農作物共済に係る共済事故の発生態様その他の事情を勘案して農林水産省令で定める区分（次条及び第三十条第一項において「農作物保険区分」という。）は、次に掲げる区分とする。
一 共済目的の種類の別
二 第八十七条第一項に規定する引受方式の別
三 第九十二条又は第九十六条第一項各号の規定により組合員又は共済としてこれにつき存するものとする。

（農作物連合会保険区分）

第一百六十一条 令第二十一条第一項の農林水産省令で定める区分（以下「農作物連合会保険区分」という。）は、次に掲げる区分とする。
一 共済目的の種類の別
二 第八十七条第一項に規定する引受方式の別
三 第九十二条又は第九十六条第一項各号の規定により組合員又は共済資格者が申し出た割合の別

2 家畜共済、畑作物共済、園芸施設共済又は任意共済に係る法第百六十五条の保険関係は、共済関係ごとに、当該共済関係に係る共済責任につき存するものとする。

3 果樹共済に係る法第百六十五条の保険関係は、果樹共済に係る共済事故の発生態様その他の事情を勘案して農林水産省令で定める区分（第二十四条及び第三十条第三項において「果樹保険区分」という。）ごとに、果樹共済に係る共済責任を一体としてこれにつき存するものとする。

第一百六十二条 令第二十一条第三項の農林水産省令で定める区分（以下「果樹連合会保険区分」という。）は、収穫共済に係る次に掲げる区分及び樹体共済に係る第一号に掲げる区分とする。

一 共済目的の種類の別

二 第百十九条第一項に規定する引受方式の別

三 第百三十七条第二項の申出の有無の別

（保険金額等）

第一百六十六条 前条の保険関係に係る保険金額、保険料及び保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

（保険金の支払とみなされる場合）

第一百六十七条 都道府県連合会の組合員たる組合等の疾病傷害共済に付された家畜につき共済事故が発生した場合において、都道府県連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、当該都道府県連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において保険金を当該組合等に支払つたものとみなす。

（農作物共済に係る保険金額等）

第二十二条 農作物共済に係る法第百六十六条の保険金額は、農作物保険区分ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一 農作物異常責任共済金額（共済金額の総額から農作物通常責任共済金額（当該総額のうち、農作物通常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。以下同じ。）を差し引いて得た金額をいう。第三十一條第一項及び第三十七条第一項において同じ。）

（農作物異常責任共済掛金）

第一百六十三条 令第二十二条第一項第一号に規定する農作物通常責任共済金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物通常標準被害率を乗じて得た金額とする。

2 前項の危険段階別農作物通常標準被害率は、農林水産大臣が共済掛金区分ごとに定める農作物通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛け金率の共済掛け金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（農作物通常責任共済金額）

第一百六十四条 令第二十二条第二項第一号に規定する農作物異常責任共済掛け金は、共済掛け金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別農作物保険料基礎率は、農作物異常各年被害率を基礎として共済掛け金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛け金率の共済掛け金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

2 農作物共済に係る法第百六十六条の保険料は、農作物保険区分ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一 農作物異常責任共済掛け金（共済掛け金の総額のうち、農作物異常各年被害率（組合

等の支払うべき共済金の総額に係る過去一定年間ににおける各年の被害率（第四項において「農作物各年被害率」という。）のうち農作物通常標準被害率を超えるものその超える部分の率をいう。第三十条において同じ。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。以下同じ。）

二 共済掛金の総額から農作物異常責任共済掛金を差し引いて得た金額に、農作物責任保険歩合を乗じて得た金額

3 農作物共済に係る法第一百六十六条の保険金は、農作物保険区分ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額とする。

一 組合員たる組合等の支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超えない場合 当該総額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額

二 組合員たる組合等の支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超える場合 その超える部分の金額に、農作物通常責任共済金額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額を加えて得た金額

4 第一項第一号及び第二項第一号の「農作物通常標準被害率」とは、農作物各年被害率の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

（家畜共済に係る保険金額等）

第二十三条 家畜共済に係る法第一百六十六条の保険金額は、共済金額の百分の八十（都道府県連合会が農林水産省令で定める基準に従い事業規程でこれに代わる割合を定めた

（家畜共済に係る保険金額の特例）

第一百六十五条 令第二十三条第一項の農林水産省令で定める基準は、百分の七十を事業規程で定めることとする。

（家畜共済に係る保険金の算定）

場合にあつては、その定めた割合。以下この条において同じ。)に相当する金額とする。

2 家畜共済に係る法第百六十六条の保険料は、共済掛金の額の百分の八十に相当する金額(疾病傷害共済に係る保険関係であつて、次項第二号ロに掲げる金額の保険金を支払うものにあつては、共済掛金の額の百分の八十に相当する金額に、法第一百四十四条第二項第一号に掲げる率の共済掛金率に対する割合を乗じて得た金額)とする。

3 家畜共済に係る法第百六十六条の保険金は、死亡廃用共済に係るものにあつては第一号、疾病傷害共済に係るものにあつては第二号に掲げる金額とする。

一 組合員たる組合等の支払うべき共済金の額の百分の八十に相当する金額

二 次に掲げるいずれかの金額であつて、都道府県連合会とその組合員たる組合等とが協議して定めるもの(保険関係の成立の時までにその協議が調わない場合にあつては、ロに掲げる金額)

イ 組合員たる組合等の支払うべき共済金の額の百分の八十に相当する金額
ロ 組合員たる組合等の支払うべき共済金の額のうち共済事故による損害(法第一百四十四条第二項第一号に規定するものに限る。第三十八条第三項において同じ。)に応じて農林水産省令で定めるところにより算定される金額の百分の八十に相当する金額

(果樹共済に係る保険金額等)
第二十四条 果樹共済に係る法第百六十六条の保険金額は、果樹保険区分ごとに、次に掲

第一百六十六条 令第二十三条第三項第二号ロの共済事故による損害に応じて算定される金額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用のうち法第百四十四条第二項第二号に規定する診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数を第百十七条第一項の農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得た金額の百分の九十に相当する金額(その金額が、組合等が支払うべき共済金の額を超えるときは、当該共済金の額)とする。

第一百六十七条 令第二十四条第一項第一号に規定する果樹通常責任共済金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階

げる金額を合計して得た金額とする。

一 果樹異常責任共済金額（共済金額の総額から果樹通常責任共済金額（当該総額のうち、果樹通常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。以下同じ。）を差し引いて得た金額をいう。第三十三条第一項及び第三十九条第一項において同じ。）の百分の九十に相当する金額

二 共済金額の総額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に、百分の二十から百分の八十までの範囲内で農林水産大臣が定める割合（以下この条及び第二十七条第三号ロにおいて「果樹責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

2 果樹共済に係る法第百六十六条の保険料は、果樹保険区分ごとに、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一 果樹異常責任共済掛金（共済掛金の総額のうち、果樹異常各年被害率（組合等の支払うべき共済金の総額に係る過去一定年間における各年の被害率（第四項において「果樹各年被害率」という。）のうち果樹通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。第三十三条第二項及び第三十九条第二項において同じ。）の百分の九十に相当する金額

二 共済掛金の総額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に、果樹責任保険歩合を乗じて得た金額

3 果樹共済に係る法第百六十六条の保険料は、果樹保険区分ごとに、次の各号に掲げる

別果樹通常標準被害率を乗じて得た金額とする。

2 前項の危険段階別果樹通常標準被害率は、農林水産大臣が共済掛金区分ごとに定める果樹通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛け金率の共済掛け金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（果樹異常責任共済掛金）

第一百六十八条 令第二十四条第二項第一号に規定する果樹異常責任共済掛金は、共済掛け金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別果樹保険料基礎率は、果樹異常各年被害率を基礎として共済掛け金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛け金率の共済掛け金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

場合に応じ当該各号に定める金額とする。

一 組合員たる組合等の支払うべき共済金の総額が果樹通常責任共済金額を超えない場合 当該総額に果樹責任保険歩合を乗じて得た金額

二 組合員たる組合等の支払うべき共済金

の総額が果樹通常責任共済金額を超える場合 次に掲げる金額を合計して得た金額

二 組合員たる組合等の支払うべき共済金

の総額が果樹通常責任共済金額を超える場合 次に掲げる金額を合計して得た金額

イ 当該総額から果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額の九十に相当する金額

ロ 当該総額からイに掲げる金額を差し引いて得た金額に、果樹責任保険歩合を乗じて得た金額

4 第一項第一号及び第二項第一号の「果樹通常標準被害率」とは、果樹各年被害率の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

(畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金額等)

第二十五条 畑作物共済又は園芸施設共済に係る法第百六十六条の保険金額は、共済金額の百分の九十(都道府県連合会が農林水産省令で定める基準に従い事業規程でこれに代わる割合を定めた場合にあつては、その定めた割合。以下この条において同じ。)に相当する金額とする。

2 畑作物共済又は園芸施設共済に係る法第百六十六条の保険料は、共済掛金の額の百分の九十に相当する金額とする。

3 畑作物共済又は園芸施設共済に係る法第百六十六条の保険金は、組合員たる組合等

(畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金額の特例)

第一百六十九条(令第二十五条第一項の農林水産省令で定める基準は、百分の八十を事業規程で定めることとする。)

の支払うべき共済金の額の百分の九十に相当する金額とする。

(任意共済に係る保険金額等)

- 第二十六条** 任意共済に係る法第百六十六條の保険金額は、共済金額に、都道府県連合会が百分の九十を下回らない範囲内で事業規程で定める割合を乗じて得た金額とする。
2 任意共済に係る法第百六十六條の保険料は、共済掛金の額に前項の事業規程で定める割合を乗じて得た金額とする。
3 任意共済に係る法第百六十六條の保険金は、組合員たる農業共済組合の支払うべき共済金の額に第一項の事業規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(保険金額の削減)

- 第二十七条** 都道府県連合会は、事業年度ごと及び事業勘定区分ごとに、法第六十四条の準備金を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するとき限り、事業規程で定めるところにより、保険金額の削減を行うことができる。この場合において、次各号に掲げる保険事業については、保険金額の削減により支払われないこととなる保険金の総額は、事業年度ごと及び事業勘定区分ごとに、当該各号に定める金額を超えてはならない。

- 一 農作物共済に係る保険事業 組合員たる組合等の支払うべき共済金の総額から、農作物通常責任共済金額、第三十一条第一項に規定する農作物異常責任保険金額及び政府の支払うべき再保険金の総

(保険金額の削減の要件)

- 第一百七十条** 令第二十七条の農林水産省令で定める要件は、事業勘定区分ごとに、当該事業勘定区分に係る不足金填補準備金及び特別積立金の金額の合計金額を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

(通知義務)

第一百六十八条 都道府県連合会の組合員は、農林水産省令で定めると
ころにより、定期に、都道府県連合会に対し、当該組合員たる組合
等とその組合員等との間に存する共済関係に關し必要な事項を通
知しなければならない。

- 額の合計金額を差し引いて得た金額
- 二 家畜共済に係る保険事業 支払うべき
保険金の総額から第三十二条第一項に規
定する家畜通常責任保険金額を差し引い
て得た金額の百分の五に相当する金額
- 三 果樹共済に係る保険事業 イ及びロに
掲げる金額の合計金額からハに掲げる金
額を差し引いて得た金額
- イ 組合員たる組合等の支払うべき共済
金の総額から果樹通常責任共済金額
を差し引いて得た金額の百分の九十
に相当する金額
- ロ 組合員たる組合等の支払うべき共済
金の総額から果樹通常責任共済金額
を差し引いて得た金額の百分の十に
相当する金額に、果樹責任保険歩合
を乗じて得た金額
- 四 畑作物共済に係る保険事業 支払うべ
き保険金の総額から第三十四条第一項に
規定する畑作物通常責任保険金額及び政
府の支払うべき再保険金の総額の合計金
額を差し引いて得た金額
- ハ 政府の支払うべき再保険金の総額
- 五 園芸施設共済に係る保険事業 支払う
べき保険金の総額から第三十五条第一項
第二号に規定する園芸施設通常責任保
険金額を差し引いて得た金額の百分の五に
相当する金額

(共済関係に関する通知)

第一百七十七条 法第一百六十八条第一項（法第一百七十四条において準用する
場合を含む。）の規定による通知は、事業規程で定める事項について、農
作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては毎年共済責任期間の開始
後遅滞なく、家畜共済、園芸施設共済及び任意共済（法第一百七十三条各号

(2) 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、都道府県連合会の組合員は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県連合会に通知しなければならない。

(損害防止の指導)

第一百六十九条 都道府県連合会の組合員は、第一百二十五条第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

(免責事由)

第一百七十条 次の場合には、都道府県連合会は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責任を免れることができる。
一 組合員が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払つたとき。
二 組合員が損害額を不当に認定して共済金を支払つたとき。
三 組合員が事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

四 組合員が第一百六十八条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
五 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
六 組合員が前条の規定による指導を怠つたとき。
七 組合員が第一百七十二条において準用する第一百二十六条の規定による指示に従わなかつたとき。

八 組合員が第一百七十二条において準用する第一百三十条（第一号を除く。）の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(審査の申立て)
第一百七十七条 都道府県連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができる。
(2) 前項の審査の申立ては、時効の中斷に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

に掲げる事業を含む。) にあつては毎月するものとする。

(組合等の保険料の納付)

第一百七十二条 組合等は、当該組合等がその属する都道府県連合会に支払うべき保険料（農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあつては、負担金交付区分ごとの保険料）の合計金額が組合等別国庫負担金を超えるときは、その超える部分の金額を当該都道府県連合会に支払うものとする。

(準用)

第一百七十二条 都道府県連合会の保険事業には、第百十八条第一項及び第二項、第百十九条から第百二十二条まで、第百二十六条から第百二十九条まで、第百三十条（第一号を除く。）、第百三十二条並びに第百三十二条第三項並びに保険法第六条及び第十一条の規定を準用する。

(全国連合会の保険事業等)

第一百七十三条 全国連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 特定組合が第九十七条第一項第六号に掲げる共済事業によつてその組合員に対し負う共済責任を相互に保険する事業
- 二 特定組合が第百六十三条第一項の規定による事業によつて同項の農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して負う共済責任を相互に保険する事業

三百一十九条 都道府県連合会が第百六十三条第一項第六号に掲げる共済事業に係る保険事業によつてその組合員たる農業共済組合に対して負う保険責任を相互に再保険する事業

(準用)

第一百七十四条 前条各号に掲げる事業には、第百十八条第一項及び第二項、第百十九条、第百二十条、第百二十六条、第百二十七条、第百二十九条、第百三十条（第一号を除く。）、第百三十二条第一項、第百三十二条第三項並びに第百六十八条から第百七十条まで並びに保険法第六条及び第十一条の規定を準用する。

(事務費の賦課)

第二十八条 第十八条第一項の規定は農業共済組合連合会が法第百七十二条及び第百七十三条において準用する法第百四条において準用する法第百十八条第一項の規定により賦課金を賦課し、又はその規定により賦課金を賦課し、又はその額及び賦課方法を変更しようとするときについて、第十八条第三項の規定は都道府県連合会が法第百十八条第三項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定め、又は変更したときについて、それぞれ準用する。

- 3 令第二十八条において準用する令第十八条第三項の規定による都道府県連合会の報告には、第七十八条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「報告書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添付し、その」とあるのは「報告書」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。
- 2 農業共済組合連合会が令第二十八条において準用する令第十八条第一項の規定による行政庁の承認を受けようとするときは、第七十七条第二項の規定を準用する。

(損害の額の認定の基準)

第一百七十四条 法第百七十二条及び第百七十四条において準用する法第百三十二条第一項の農林水産省令で定める基準には、第八十二条の規定を準用する。

(事務費の賦課)

第一百七十三条 農業共済組合連合会が令第二十八条において準用する令第十八条第一項前段の行政庁の承認を受けようとするときは、第七十七条第一項の規定を準用する。

第四章 農業経営収入保険事業

(農業経営収入保険事業)

第一百七十五条 全国連合会は、農業経営収入保険事業を行うことができる。

第四章 農業経営収入保険事業

第四章 農業経営収入保険事業

(2)

農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業とする。

一 被保険者の農業収入の減少について、当該被保険者に対し保険金（第百八十二条第一項の特約をした場合にあつては、同項第二号の特約補填金を含む。次号及び第百八十六条において同じ。）を交付する事業

二 前号に掲げる事業の被保険者で保険金の支払が見込まれるものに対し、その見込額の範囲内で、当該被保険者の農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業

(保険資格者)

第百七十六条 全国連合会との間に農業経営収入保険の保険関係を成立させることができるとする者は、農業を営む者であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「保険資格者」という。）とする。

一 農林水産省令で定める期間を通じて所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号に規定する青色申告書である同項第三十七号に規定する確定申告書を提出する個人（農林水産省令で定める基準に従い、農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。）であること。

二 農林水産省令で定める期間を通じて法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十六号に規定する青色申告書である同條第三十一号に規定する確定申告書を提出する法人（農林水産省令で定める基準に従い、農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。）であること。

② 前項の規定にかかわらず、保険期間において、組合等との間に、第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業（農林水産省令で定めるものを除く。）の共済関係の存する者その他農業収入の減少について補填を行う事業であつて農林水産省令で定めるものを利用する者は、保険資格者に該当しないものとする。

(青色申告書等の提出期間等)

第百七十五条 法第百七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始日の属する年の前年までの五年間（風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による灾害（以下「気象災害」という。）により農地、農業用施設等が甚大な被害を受けたため、やむを得ず農業経営を行なうことができない者にあつては、これにより青色申告書を提出することが困難と認められる期間（当該期間の開始日の属する年の前年に青色申告書を提出している場合に限る。以下「當農不能年」という。）を除く。）とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の九十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあつては、同項の表の上欄に掲げる保険期間の開始日の属する年の前年までの期間（當農不能年を除く。）とする。

2 法第百七十六条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始日の属する事業年度の前事業年度までの五年間（気象災害により農地、農業用施設等が甚大な被害を受けたため、やむを得ずその農業経営を行うことができない者にあつては、これにより青色申告書を提出することが困難と認められる期間（当該期間の開始日の属する事業年度の前年度に青色申告書を提出している場合に限る。以下「當農不能年度」という。）を除く。）とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 保険期間の開始日の前日までに農業経営の全部又は一部について承継又は譲渡があつた場合には、承継人又は譲受人は、農林水産大臣が定めるとところにより被承継人又は譲渡人が青色申告書を提出した期間を前二項又は次項ただし書に規定する期間に含めることができる。この場合において、被承継人又は譲渡人の當農不能年（法人にあつては、當農不能年

度。第百七十六条を除き、以下同じ。）は、承継人又は譲受人の営農不能年に含めるものとする。

法第百七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分的五十五又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間（営農不能年を含む。第百九十二条において同じ。）が保険期間の開始日の属する年の前年（法人にあっては、保険期間の開始日の属する事業年度の前事業年度。以下同じ。）までの五年間に満たない保険資格者にあっては、保険期間の開始日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。

期間	四年間	三年間	二年間	一年間	割合
	百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分的六十、百分的五十五又は百分的五十	百分的八十五、百分的八十三、百分的八十、百分的七八、百分的七十五、百分的七十、百分的六十五、百分的五十又は百分的五十	百分的八十、百分的七十五、百分的七十、百分的六十五、百分的五十、百分的六十五、百分的五十又は百分的五十	百分的七十五、百分的七十、百分的六十五、百分的五十	十

第一項、第三項又は前項ただし書の期間には、所得税法第六十七条の規定の適用を受けている年以前の期間を含めないものとする。

第二項、第三項又は第四項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度の期間（新たに事業を開始した事業年度の期間を除く。）及び一年を超える事業年度のうちその開始の日から一年を経過した日以後の期間を含めないものとする。

第三項の場合における承継又は譲渡に係る被承継人又は譲渡人の事業年度の期間と、当該承継又は譲渡の日に開始する承継人又は譲受人の事業年度の期間との合計が一年間であるときは、前項の規定の適用については、承継人又は譲受人の当該事業年度の期間は、一年間であるものとみなす。

7

第一項、第三項又は前項ただし書の期間には、所得税法第六十七条の規定の適用を受けている年以前の期間を含めないものとする。

第二項、第三項又は第四項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度の期間（新たに事業を開始した事業年度の期間を除く。）及び一年を超える事業年度のうちその開始の日から一年を経過した日以後の期間を含めないものとする。

7

第三項の場合における承継又は譲渡に係る被承継人又は譲渡人の事業年度の期間と、当該承継又は譲渡の日に開始する承継人又は譲受人の事業年度の期間との合計が一年間であるときは、前項の規定の適用については、承継人又は譲受人の当該事業年度の期間は、一年間であるものとみなす。

次の各号のいずれかに該当するときには、当該各号に定める年又は年度の期間を第一項から第三項まで又は第四項ただし書の期間に含めることができる。

一 新たに事業を開始した年のうち事業に従事した期間が一年に満たないとき 当該年

二 法人の場合にあっては、新たに事業を開始した事業年度の農業収入金額が零円のとき又は新たに事業を開始した事業年度の期間が一年に満たないとき 当該事業年度
保険資格者は、第一百八十七条第一項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が第四項の規定により保険資格者が申し出た次の表の上欄に掲げる割合の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額のうち保険資格者が選択した金額を下回る場合は、その選択した金額を保険期間中の農業収入金額とする旨の申出をすることができる。

申し出た割合	金額
百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八又は百分の七十五	基準収入金額に百分の七十、百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の六十又は百分の六十五	基準収入金額に百分の六十又は百分の五十を乗じて得た金額
百分の七十又は百分の六十五	基準収入金額に百分の五十を乗じて得た金額

(農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準)

第一百七十六条 法第一百七十六条第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 保険期間の開始の日の属する年の前年及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。ただし、当該前年が営農不能年(法人にあっては、営農不能年度)に該当する場合は、当該営農不能年の開始の日の属する年の前年(法人にあっては、当該営農不能年度の開始の日の属する事業年度の前事業年度)及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、同条の規定の適用を受けていないこと。

二 帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

三 事業規程で定めるところにより、農産物等の種類及び栽培面積並びに農業収入その他の事項についての農業経営に関する計画（以下「農業経営に関する計画」という。）を作成していること。

（農業経営収入保険の保険期間において加入できる共済事業）

第一百七十七条 法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める共済事業は

、次に掲げる事業とする。

一 農作物共済、収穫共済及び畑作物共済（共済責任期間が当該保険期間中に終了するものを除く。）

二 死亡廃用共済のうち第一百一条第一項第一号、第二号、第三号（同号に掲げる包括共済家畜区分の家畜について、第百八十三条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者が飼養するものに限る。）、第四号、第五号、第七号若しくは第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、種雄牛又は種雄馬を共済目的とするもの

三 疾病傷害共済

四 樹木共済

五 園芸施設共済（施設内農作物を共済目的としている場合であつて、当該保険期間が施設内農作物の栽培期間と重複するときを除く。）

（農業収入の減少について補填を行う事業）

第一百七十八条 法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第一項の生産者補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第九条第一項第一号の補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業（これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

二 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条第十三号に掲げる事業（事業に係る補填金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

三 担い手農業安定法第四条第一項の交付金を交付する事業（事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が当該保険期間と重複している場合に限る。）

四 产地活性化総合対策事業推進費補助金（いぐさ・畠表農家経営所得安定化対策事業に限る。）（事業に係る助成金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）

（保険関係の成立）

第一百七十七条 農業経営収入保険の保険関係は、保険期間ごとに、保険資格者が、農林水産省令で定めるところにより、当該保険関係の成立について申し込み、全国連合会がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

② 全国連合会は、前項の規定による申込みを受けたときは、当該申し込みをした者が第百八十七条において準用する保険法第三十条の規定により農業経営収入保険の保険関係を解除されたことがある場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、その承諾を拒んではならない。

（保険関係の成立についての申込み）

第一百七十九条 保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類（第四号に掲げる書類にあっては青色申告書を提出する期間が保険期間の開始日の日の属する年の前年のみである者に限り、第五号に掲げる書類にあっては第百八十三条第一項に規定する期間において當農不能年がある者に限る。）を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち保険期間の開始日の属する年の前年のものにあっては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。

一 過去における農業収入金額（保険期間の開始日の日の属する年の前年における農業収入金額を含む。）に関する書類

二 農業経営に関する計画に関する書類

三 青色申告書（青色申告決算書を含む。）の写し

四 保険資格者の青色申告の承認の通知（所得税法第百四十六条又は法人税法第百二十四条の規定に基づき税務署長が承認の処分をする旨を通知する書面をいう。）の写し

五 営農不能年に該当する事実を証明する書類

2 保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みにより成立した保険関係に係る保険期間の満了日の翌日以降に保険期間が開始する保険関係の全てについて、それぞれの保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、同項の規定による申込みをしない旨の申出がないときには該申込みがあつたものとする特約をすることができる。

3 前項の特約をした保険資格者にあっては、第一項の規定にかかわらず、それぞれの保険期間に係る同項第二号に掲げる書類を、当該保険期間において確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。ただし、当該確定申告をするまでに保険事故が発生した場合にあっては、法第百

八十七条において準用する法第百三十条（第一号を除く。）の規定による通知と同時に当該書類を提出しなければならない。

4 第一項及び前項の規定により提出すべきものは、電磁的記録をもつて提供することができる。

（保険関係の成立に係る承諾義務の例外）

第一百八十一条 法第百七十七条第二項の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

- 一 保険法第三十条の規定により農業経営収入保険の保険関係を解除されたことがある者であること。
- 二 保険事故の発生が相当の確実さをもつて見通されること。
- 三 基準収入金額の適正な設定が困難であること。
- 四 保険事故の発生の適正かつ円滑な確認が困難であることが見込まれること。
- 五 通常の肥培管理若しくは飼養管理が行われず、又は行われないおそれがあること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、保険関係を成立させるとすれば、農業経営収入保険事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、農業経営収入保険事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため保険関係を成立させないとする事由があること。

（保険料の支払）

第一百七十八条 被保険者は、全国連合会との間に保険関係が成立したときは、農林水産省令で定める支払期限までに、事業規程で定めるところにより、保険料を全国連合会に支払わなければならない。

（保険料の支払期限）

第一百八十二条 法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、次項の規定により支払う場合を除き、保険期間の開始日の前日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。

2 保険料を事業規程で定めるところにより分割して支払う場合における法第百七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、第一回の支払にあつては前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあつては保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。

（保険金額）

第一百七十九条 農業経営収入保険の保険金額は、保険限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより保険資格者

が申し出た金額とする。

- ② 前項の保険限度額は、基準収入金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

- ③ 前項の基準収入金額は、保険資格者の農林水産省令で定める期間における農業収入金額及び保険期間中に見込まれる農業収入金額を基礎として、農林水産省令で定めるところにより全国連合会が定める金額とする。

- ④ 前項の農業収入金額（以下「農業収入金額」という。）は、対象農産物等（農作物、家畜及び農産物並びに農産物に簡易な加工を施したものとして農林水産省令で定めるものをいい、他の農業者が生産したものその他の農林水産省令で定めるものを除く。以下同じ。）に係る収入金額として農林水産省令で定めるところにより算出した金額とする。

- ⑤ 被保険者が生産する対象農産物等の種類の変更その他農林水産省令で定める事由がある場合は、保険期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、第一項の保険限度額及び保険金額を変更するものとする。

保険資格者が申し出た割合を乗じて得た金額とする。

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第一百八十三条 法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一 個人につては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間（営農不能年を含む。次号において同じ。）が五年間に満たない者にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

二 法人にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあつては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

2 前項第一号に掲げる期間については第百七十五条第三項、第五項及び第八項の規定を、前項第二号に掲げる期間については同条第三項及び第六項から第八項までの規定を準用する。

（基準収入金額の設定方法）

第一百八十四条 全国連合会は、法第百七十九条第三項の規定により基準収入金額を定める場合は、農林水産大臣が定める準則に従い、保険資格者の前条第一項に規定する期間における農業収入金額の平均額（青色申告書を提出した期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみであるときは、当該前年における農業収入金額。次項及び第三項において同じ。）に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

2 全国連合会は、前項の準則に従い、第百七十九条第一項第二号に掲げる書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額が前項の平均額を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、当該保険期間中に見込まれる農業収入金額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

3 全国連合会は、第一項の準則に従い、保険期間において経営面積の拡大が見込まれることその他の事由がある場合は、前二項の規定にかかわらず、前項の保険期間中に見込まれる農業収入金額が前項の平均額に一定の調整を加えて得た金額を基準収入金額として定めるものとする。

4 第百七十五条第三項に規定する場合には、第一項の準則に従い、被承継

人又は譲渡人の前条第一項に規定する期間における農業収入金額を第一項の農業収入金額に含めることができる。

5 前条第一項に規定する期間（営農不能年を除く。）のいずれかの年（法にあつては、事業年度。以下この項において同じ。）において気象災害により保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合には、第一項の準則に従い、当該年における農業収入金額に一定の調整を加えて得た金額を当該年における第一項の農業収入金額とすることができる。

（農産物に簡易な加工を施したもの）

第一百八十五条 法第百七十九条第四項の農産物に簡易な加工を施したものとして農林水産省令で定めるものは、保険資格者が自ら生産した農産物に簡易な加工を施したものとする。

（対象農産物等から除外するもの）

第一百八十六条 法第百七十九条第四項の農林水産省令で定める対象農産物等から除外するものは、次に掲げるものとする。

一 他の農業者が生産したもの又は当該保険資格者が肥培管理若しくは飼養管理を行っていないもの

二 次に掲げる家畜又は畜産物

イ 肉用牛（畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項第一号に規定する積立金の対象とすることができる肉用牛（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含む。）に限る。）

ロ 肉用子牛（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第十九十八号）第二条に規定する肉用子牛のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第九条に規定する月齢に達したものをいう。）

ハ 肉豚（畜産経営の安定に関する法律第三条第一項第一号に規定する積立金の対象とができる肉豚（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含む。）に限る。）

二 鶏卵

三 前号に掲げるもののほか、同号イに掲げる肉用牛又は同号ロに掲げる肉用子牛につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあつては第百一条第一項第四号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、前号ハに掲げる

肉豚につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあつては同項第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜

(農業収入金額の算定方法)

第一百八十七条 法第百七十九条第三項の農業収入金額は、農林水産大臣が定める準則に従い、対象農産物等の販売金額、事業用消費の金額及び保険期間の期末において有する棚卸高の合計金額から保険期間の期首において有する棚卸高を控除した金額とする。

2 前項の規定により農業収入金額を算定する場合には、次に掲げるものを対象農産物等の販売金額に含めるものとする。

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）

第十九条第一項の交付金

二 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項の交付金

三 畜産経営の安定に関する法律第四条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第十四条の集送乳調整金

四 担い手経営安定法第三条第一項各号の交付金

3 法第百八十二条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第一項の規定にかかわらず、第百九十九条の準則に従い、第百七十五条第九項の申出に係る調整その他一定の調整を加えて算定するものとする。

(保険限度額及び保険金額の変更事由)

第一百八十八条 法第百七十九条第五項の農林水産省令で定める事由は、被保険者の生産に係る対象農産物等の栽培面積の変更、法第百八十四条第一項の規定による承継又は譲渡その他の事情により基準収入金額を変更する必要が生じたこととする。

(保険限度額及び保険金額の変更方法)

第一百八十九条 前条の事由が生じることが見込まれるとき又は生じたときは、被保険者は、事業規程で定めるところにより、全国連合会にその旨を申し出るものとする。

2 前項の規定による申出により全国連合会が基準収入金額を変更したときは、法第百七十九条第五項の規定による変更後の保険限度額は、当該変更後の基準収入金額に第百七十五条第四項の規定により当該被保険者が申し出た割合を乗じて得た金額とし、法第百七十九条第五項の規定によ

る変更後の保険金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額までの範囲内において被保険者が申し出た金額とする。

一 変更後の保険限度額に、変更前における保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額

二 変更前の保険金額

- 3 前項の規定により保険金額が増額された場合は、被保険者は、第一項の規定による申出をした日から一月以内に、増加する保険金額に対する保険料を支払うものとする。ただし、第百八十二条第二項の規定により支払をする者にあつては、事業規程で定めるところにより支払うものとする。
- 4 第二項の規定により保険金額が減額された場合は、全国連合会は、事業規程で定めるところにより、減少する保険金額に対する保険料を被保険者に返還するものとする。

(保険料率)

第一百八十条 農業経営収入保険の保険料率は、保険事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて全国連合会が定める区分（次項において「危険段階」という。）ごとに、基準保険料率を下回らない範囲内において事業規程で定める。

- ② 前項の基準保険料率は、その率を危険段階ごとの保険金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が保険料標準率に一致するよう、全国連合会が危険段階ごとに定める。
- ③ 前項の保険料標準率は、過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。
- ④ 第二項の保険料標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(保険金)

第一百八十二条 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が第百七十九条第一項の保険限度額に達しないときに、当該保険限度額と当該農業収入金額との差額に、保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額を保険金として支払うものとする。

(特約)

第一百八十二条 農業経営収入保険の保険関係が成立する場合には、農林水産省令で定めるところにより、これと併せて次に掲げる内容の

(特約)

第一百九十条 保険資格者は、法第百八十二条第一項の規定により特約をするに当たっては、法第百七十七条第一項の規定による申込みと同時にし

特約をすることができる。

一 被保険者が、農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための積立金を全国連合会に積み立てるものであること。

二 全国連合会が、被保険者の保険期間中の農業収入金額が補填限度額に達しないときに、当該被保険者に対し、特約補填金を支払うものであること。

三 全国連合会が、保険期間の満了後、第一号の積立金（以下この条において「積立金」という。）の額に残余があるときは、その残余の額を当該被保険者に払い戻すものであること。

② 積立金は、その額、その積立ての方法その他の事項が、農林水産省令で定める基準に適合するものとする。

③ 第一項第二号の補填限度額（次項において「補填限度額」という。）は、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一 第百七十九条第一項の保険限度額

二 第百七十九条第二項の基準収入金額に、農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額（次項において「基準補填金額」という。）

④ 第一項第二号の特約補填金（次項において「特約補填金」という。）の金額は、補填限度額と当該被保険者の保険期間中の農業収入金額との差額に、補填対象金額（基準補填金額の範囲内において、農林水産省令で定めるところにより被保険者が申し出た金額をいう。第一号において同じ。）の基準補填金額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額を限度とする。

一 补填対象金額

二 積立金の額に四を乗じて得た金額

⑤ 前項の場合において、特約補填金の金額のうち、その四分の一に相当する金額は積立金をもつて充て、その四分の三に相当する金額は第十八条の交付金をもつて充てるものとする。

⑥ 保険期間の満了日の翌日に開始する保険期間において第一項の特約を継続する場合には、同項第三号の規定にかかわらず、積立金の残余の額を当該保険期間における積立金の全部又は一部に充てることができる。

なければならない。

（積立金の基準）

第一百九十二条 法第一百八十二条第二項の農林水産省令で定める基準は、補填対象金額の四分の一に相当する金額が、次の各号に掲げる場合に応じて取扱われる。ただし、やむを得ない事由により、被保険者が当該金額をその日までに当該各号に定める日までに全国連合会に納付され、かつ、その日から特約補填金の支払を受けまでの間において取り崩されていないこととする。全国連合会に納付できない場合は、この限りでない。

一 新たに特約をする場合（積立金を分割して納付するときを除く。）

二 新たに特約をする場合（積立金を分割して納付するときを除く。）

三 新たに特約をする場合（積立金を分割して納付するときを除く。）

イ 第一回の支払にあつては、保険期間の開始の日の前日

ロ 最後の支払にあつては、保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日

三 法第一百八十二条第一項の特約をした保険関係の保険期間の満了日の翌日にその保険期間が開始する保険関係において当該特約をする場合 保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日

（基準補填金額）

第一百九十三条 法第一百八十二条第三項第二号の農林水産省令で定める割合は、百分の十又は百分の五のうち保険資格者が申し出た割合とする。ただし、当該割合に第百七十五条第四項の規定により申し出た割合を加えて得た割合が、次の表の上欄に掲げる保険資格者の青色申告書を提出する期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合を超えてはならない。

期間	割合
五年間	百分の九十
四年間	百分の八十八
三年間	百分の八十五
二年間	百分の八十
一年間	百分の七十五

（補填対象金額）

<p>(被保険者の遵守すべき事項)</p> <p>第百八十五条 全国連合会は、被保険者が、帳簿を備えて農作業の状況を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程で定める期間とする。</p> <p>(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)</p> <p>第百八十四条 被保険者が死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を承継させるものに限る。）をした場合には、その包括承継人は、全国連合会の承諾を受けて、農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を一体として譲り渡すことができる。被保険者が、農林水産省令で定める方法により、農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を一体として譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。</p> <p>② 全国連合会は、前項の包括承継人が第百七十六条第一項各号に掲げる要件を満たしていないことその他の正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。</p>	<p>(保険期間)</p> <p>第百八十三条 農業経営収入保険の保険期間は、課税期間その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程で定める期間とする。</p>
---	---

<p>(被保険者の遵守すべき事項)</p> <p>第百九十七条 法第百八十五条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げ</p>	<p>(基準補填金額及び補填対象金額の変更方法)</p> <p>第百九十四条 基準補填金額及び補填対象金額の変更については、第百八十九条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第百七十五条第四項」とあるのは「第百九十二条」と、同条第三項中「第百八十二条第二項の規定により支払をする者」とあるのは「第百九十二条第二号又は第三号に掲げる場合」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険期間の基準)</p> <p>第百九十五条 法第百八十三条の農林水産省令で定める基準は、個人については毎年一月から十二月までの一年間、法人にあってはその事業年度を基礎とする一年間となるよう保険期間を定めることとする。</p> <p>(農業経営の全部譲渡)</p> <p>第百九十六条 法第百八十四条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、当該農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を一体とした譲渡しに関する契約の内容を書面により明らかにすることとする。</p>
--	--

況その他のその農業経営に関する事項を記入すべきこと、保険金額を変更すべき事由が生じた場合に全国連合会に通知すべきことその他の被保険者の遵守すべき事項として農林水産省令で定める事項を事業規程において定めなければならない。

る事項とする。

一 農作業について記録した日誌、事業用消費について記録した帳簿及び対象農産物等の販売について記録した帳簿を備え付けて、これらに農作業の状況その他の農業経営に関する事項を記録し、かつ、これらを保存していること。

二 農業経営に関する計画につき、生産する対象農産物等の種類の変更その他の変更が生じた場合（保険期間に係るものに限る。）には、全国連合会に通知すること。
三 第百八十三条第一項各号に規定する期間における青色申告書（青色申告決算書を含む。）の内容について変更が生じた場合には、全国連合会に通知すること。
四 全国連合会による調査及び必要な資料の提供に協力すること。

（重要な事実又は事項）

第一百九十八条 法第百八十六条第一号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申込みの時において既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由がある場合にあつては、その事由二 所得税又は法人税の申告方法に変更があること。
三 第百七十九条第一項及び第三項の規定により提出した書類（その提出に代えて電磁的記録を提供する場合における当該電磁的記録を含む。）の記載事項又は記録事項のうち、次に掲げる事項イ 過去における農業収入金額に関する事項のうち対象農産物等の種類、保険期間の期首及び期末において有する棚卸高、販売金額、事業用消費の金額並びに経営面積ロ 農業経営に関する計画に関する事項のうち、次に掲げる事項（保険期間に係るものに限る。）
 - (1) 対象農産物等の種類、当該種類ごとの栽培面積又は飼養頭羽数その他の事業の規模、栽培又は飼養の時期及び経営面積
 - (2) 対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首及び期末において有する棚卸高、収穫量又は出荷頭羽数、販売金額、事業用消費の金額並びにこれらの金額の算定の基礎となる事項
- 四 被保険者が次条において準用する第一百二十五条第一項の規定による義務を怠つたとき。
- 五 被保険者が次条において準用する第一百二十六条の規定による指示に従わなかつたとき。
- 六 被保険者が次条において準用する第一百三十条（第一号を除く。）の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 七 その他政令で定める事由があるとき。

(準用)

第一百八十七条 農業経営収入保険には、第百十八条第一項及び第二項、第百二十条、第百二十五条から第百二十七条まで、第百二十九条、第百三十条（第一号を除く。）、第百三十二条第一項並びに第百三十二条第三項並びに保険法第四条、第六条、第十一条、第十七条规定の業務を除く。

第一項、第二十条、第二十一条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに第九十五条の規定を準用する。この場合において、第百十八条第一項中「賦課する」とあるのは「負担させる」と、同条第二項中「賦課金の賦課」とあるのは「事務費」と、第百二十五条第一項中「共済目的について通常すべき管理その他損害防止」とあるのは「通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生の防止」と、同条第二項中「管理その他損害防止」とあるのは「努力その他保険事故の発生の防止」と、第百二十六条及び第百二十七条中「損害防止」とあるのは「保険事故の発生の防止」と、第百一十九条中「損害の防止又は」とあるのは「保険事故の発生の防止又は保険事故の」と、「共済目的のある土地又は工作物」とあるのは「被保険者の事務所その他の施設」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(業務の委託)

第一百八十八条 全国連合会は、農業経営収入保険事業に係る業務のうち、保険料の徴収に係るもの、資金の貸付けに係るもの（貸付けの決定を除く。）その他農林水産省令で定めるものを次に掲げる者に委託することができる。

一 農業共済組合、都道府県連合会又は共済事業を行う市町村
二 農業協同組合又は農業協同組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関

三 その他農林水産省令で定める法人

② 前項第一号に掲げる者は、同項の規定による委託を受けて同項に規定する業務を行うことができる。

(損害の額の認定の基準)

第一百九十九条 法第百八十七条において準用する法第百三十一条第一項の農林水産省令で定める基準は、損害の額の認定が農林水産大臣の定める準則に従つて行われることとする。

(事務費の負担の承認申請手続)

第二十九条 第十八条第一項の規定は、全国連合会が法第百八十七条において読み替えられて準用する法第百十八条第一項の規定により事務費を負担させ、又はその額及び負担方法を変更しようとするときについて準用する。

第二百条 全国連合会が令第二十九条において準用する令第十八条第一項前段の行政庁の承認を受けようとするときには、第七十七条第一項の規定を準用する。

2 全国連合会が令第二十九条において準用する令第十八条第一項後段の行政庁の承認を受けようとするときには、第七十七条第二項の規定を準用する。

(委託することができる業務)

第二百一条 法第百八十八条第一項の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 農業経営収入保険（法第百八十二条第一項の特約を含む。）の引受けに係る業務（保険関係の成立についての申込みの承諾の決定に係るものと除外する。）
二 保険金又は特約補填金の支払に係る業務（保険金又は特約補填金の額の決定に係るものと除外する。）
三 法第百八十二条第一項第一号の積立金の受領に係る業務
四 事務費の徴収に係る業務
五 農業経営収入保険事業の実施に必要な調査に係る業務

(③) 第一項第二号に掲げる者は、農業協同組合法第十条の規定その他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて同項に規定する業務を行うことができる。

六 保険事故の発生の防止に係る業務

(連携及び技術的な協力の確保等)

第一百九十条 全国連合会は、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施を図るため、全国連合会の行う事業と同種の事業を行う者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金を交付する事業その他の農業収入の減少について補填を行う事業を行う者を含む。）との連携及び技術的な協力の確保に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第一百八十九条 全国連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、農業経営収入保険に関する限り得た秘密を漏らしてはならない。

② 前項の規定は、前条第一項の規定により委託を受けて行う農業経営収入保険に係る業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。

第二百二条 法第百八十八条第一項第二号の農林水産省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 銀行法第二条第一項に規定する銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 四 労働金庫及び労働金庫連合会
- 五 農林中央金庫
- 六 損害保険会社

(業務を委託することができる法人)

第二百二条の二 法第百八十八条第一項第三号の農林水産省令で定める法人は、農業経営収入保険事業に係る業務のうち、保険料の徴収に係るもの、資金の貸付けに係るもの（貸付けの決定を除く。）及び第二百一条各号に掲げる業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある者とする。

②

ときは、国、独立行政法人、地方公共団体及び対象農産物等の販売の事業を行う者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

③ 行政庁は、全国連合会に対し、農業経営収入保険事業の実施に関する必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする。

第五章 政府の再保険事業等

第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業

(政府の再保険事業)

第一百九十二条 都道府県連合会とその組合員との間に第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業に係る保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。

(再保険関係の成立)

第一百九十二条 政府は、都道府県連合会が第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業に係る保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。

第五章 政府の再保険事業等

第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業

(再保険関係の成立)

第三十条 農作物共済に係る法第百九十二条の再保険関係は、一又は二以上の農作物保險区分ごとに農林水産省令で定める区分(次条において「農作物再保険区分」という。)ごとに、農作物共済に係る保険責任を一体としてこれにつき存するものとする。

2 家畜共済に係る法第百九十二条の再保険関係は、事業年度ごとに、家畜共済に係る保険責任を一体としてこれにつき存するものとする。

3 果樹共済に係る法第百九十二条の再保険関係は、一又は二以上の果樹保險区分ごとに農林水産省令で定める区分(第三十三条において「果樹再保険区分」という。)は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

第二百三条 令第三十条第一項の農林水産省令で定める区分(第二百九条第一項において「農作物再保険区分」という。)は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済關係

二 法第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済關係

(農作物再保険区分)

第二百四条 令第三十条第三項の農林水産省令で定める区分(第二百十二条において「果樹再保険区分」という。)は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係及び樹体共済の共済関係

二 法第百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共

4 畑作物共済に係る法第百九十二条の再保険関係は、畑作物共済に係る共済事故の発生態様その他の事情を勘案して農林水産省令で定める区分（第三十四条において「畑作物再保険区分」という。）ごとに、畑作物共済に係る保険責任を一体としてこれにつき存するものとする。

（畑作物再保険区分）
濟の共済関係

5 園芸施設共済に係る法第百九十二条の再保険関係は、保険関係ごとに、当該保険関係に係る保険責任（保険金額に園芸施設基準率（園芸施設共済の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産省令で定める率をいう。第三十五条第二項第一号において同じ。）を乗じて得た金額（次項及び第三十五条において「園芸施設基準保険金額」という。）に係るものを除く。）につき存するものとする。

6 前項に規定するもののほか、園芸施設共済に係る法第百九十二条の再保険関係は、事業年度ごとに、園芸施設共済に係る保険責任（園芸施設基準保険金額に係るものに限る。）を一体としてこれにつき存するものとする。

（再保険金額等）

第一百九十三条 前条の再保険関係に係る再保険金額、再保険料及び再保険金に関する必要な事項は、政令で定める。

（農作物共済に係る再保険金額等）

第三十一条 農作物共済に係る法第百九十三条の再保険金額は、農作物再保険区分ごとに、農作物異常責任共済金額の総額から農作物異常責任保険金額（当該総額のうち、農作物異常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。第二項において同じ。）を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額とする。

（農作物共済に係る再保険料）

（農作物異常責任保険金額）

第二百七条 令第三十一条第一項に規定する農作物異常責任保険金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物異常標準被害率を乗じて得た金額とする。

2 前項の危険段階別農作物異常標準被害率は、農作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める農作物異常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（園芸施設基準率）
二百六条 令第三十条第五項の農林水産省令で定める率は、百分の三十分第一項において「畑作物再保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。
一 法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

二 法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済關係

2 農作物共済に係る法第百九十三条の再保険料は、農作物再保険区分ごとに、農作物異常責任共済掛金の総額のうち農作物異常標準被害率を超える農作物異常各年被害率のその超える部分の率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額の百分の九十五に相当する金額とする。

3 農作物共済に係る法第百九十三条の再保險金は、農作物再保険区分ごとに、都道府県連合会の組合員たる組合等の支払うべき共済金の総額のうち農作物通常責任共済金額を超える部分の金額が農作物異常責任保険金額を超える場合におけるその超える部分の金額の百分の九十五に相当する金額とする。ただし、共済事故の発生態様を勘案して農林水産省令で定める農作物再保険区分にあっては、農林水産省令で定めるところにより算定される金額を限度とする。

4 第一項及び第二項の「農作物異常標準被害率」とは、農作物異常各年被害率の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

(家畜共済に係る再保険金額等)

第三十二条 家畜共済に係る法第百九十三条の再保険金額は、事業年度ごとに、保険金額

の総額から家畜通常責任保険金額（当該総額のうち、家畜通常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。第三項において同じ。）を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額とする。

2 家畜共済に係る法第百九十三条の再保険料は、事業年度ごとに、保険料の総額のうち

第二百八条 令第三十一条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別農作物再保険料基礎率は、農作物異常標準被害率を超える農作物異常各年被害率のその超える部分の率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(農作物共済に係る再保険金の限度)

第二百九条 令第三十一条第三項ただし書の農林水産省令で定める農作物再保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百三条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十一条第三項ただし書の規定による再保険金の限度額は、共済目的の種類ごとに、全ての都道府県連合会に係る再保険金額及び全ての特定組合等に係る保険金額の合計金額並びに全ての都道府県連合会に係る同項本文の規定により算定された金額及び全ての特定組合等に係る令第三十七条第三項本文の規定により算定された金額の合計金額を勘案して、農林水産大臣が定めるところにより算定するものとする。

(家畜通常責任保険金額)

第二百十条 令第三十二条第一項に規定する家畜通常責任保険金額は、次に掲げる家畜共済に係る共済関係の区分（以下「家畜共済区分」という。）ごと及び危険段階ごとの経過総保険金額に危険段階別家畜通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

一 共済掛金区分
二 令第十七条第一項の規定による申出により共済事故としない事故の別

三 次に掲げる共済関係の別

イ 都道府県連合会の保険関係のうち令第二十三条第三項第二号イに掲げる金額を保険金とするものに係る共済関係及び令第三十八条第

家畜異常各年被害率（組合等の支払うべき共済金の総額に係る過去一定年間における各年の被害率（第四項において「家畜各年被害率」という。）のうち家畜通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。第三十八条第二項において同じ。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額の百分の九十五に相当する金額とする。

3 家畜共済に係る法第百九十三条の再保険金は、事業年度ごとに、都道府県連合会の支払うべき保険金の総額が家畜通常責任保険金額を超える場合におけるその超える部分の金額の百分の九十五に相当する金額とする。

4 第一項及び第二項の「家畜通常標準被害率」とは、家畜各年被害率の標準的な水準を勘査して、農林水産大臣が定める率をいう。

三項の規定により特定組合等が指定をしない共済関係
□ 都道府県連合会の保険関係のうち令第二十三条第三項第二号□に掲げる金額を保険金とするものに係る共済関係

三項の規定により特定組合等が指定をする共済関係
△ 前項の「経過総保険金額」とは、保険金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、都道府県連合会の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

2 一 当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

九月	八月	七月	六月	五月	四月	共済掛金期間の開始の月	率
二十四分の十三	二十四分の十五	二十四分の十七	二十四分の十九	二十四分の二十一	二十四分の二十三	二十四分の二十三	二十四分の二十三

二 当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済掛金期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

十月	二十四分の十一
十一月	二十四分の九
十二月	二十四分の七
一月	二十四分の五
二月	二十四分の三
三月	二十四分の一

三 当該保険金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 当該共済掛金期間の月数に二を乗じ二十四で除した率

3 前項の規定の適用については、共済掛金期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

4 第一項の危険段階別家畜通常標準被害率は、農林水産大臣が家畜共済区分ごとに定める家畜通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(家畜共済に係る再保険料)

第二百十一条 令第三十二条第一項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総保険金額に危険段階別家畜再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別家畜再保険料基礎率は、家畜異常各年被害率を基礎として家畜共済区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(果樹共済に係る再保険料)

第三十三条 果樹共済に係る法第二百九十三条の再保険金額は、果樹再保険区分ごと及び都道府県連合会の組合員たる組合等ごとに、果樹異常責任共済金額の総額の百分の九十に相当する金額とする。

2 果樹共済に係る法第二百九十三条の再保険料は、果樹再保険区分ごと及び都道府県連合会の組合員たる組合等ごとに、果樹異常

第二百十二条 令第三十三条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、果樹再保険区分ごとに、果樹連合会保険区分ごとの果樹異常責任共済掛金の総額に農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額とする。

(果樹共済に係る再保険金の限度)

第二百十三条 令第三十三条第三項ただし書の農林水産省令で定める果樹再保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百四条第二号に掲げる共済閾

責任共済掛金の総額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額の百分の九十に相当する金額とする。

3 果樹共済に係る法第百九十三条の再保険金は、果樹再保険区分ごと及び都道府県連合会の組合員たる組合等ごとに、当該組合等の支払うべき共済金の総額が果樹通常責任共済金額の総額を超える場合におけるその超える部分の金額の百分の九十に相当する金額とする。ただし、共済事故の発生態様を勘案して農林水産省令で定める果樹再保険区分にあっては、農林水産省令で定めるところにより算定される金額を限度とする。

係に係るものとする。

2 令第三十三条第三項ただし書の規定による再保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十三条第三項本文」と、「令第三十七条第三項本文」とあるのは「令第三十九条第三項本文」と読み替えるものとする。

(畑作物共済に係る再保険金額等)

第三十四条 畑作物共済に係る法第百九十三条の再保険金額は、畑作物再保険区分ごとに、保険金額の総額から畑作物通常責任保険金額（当該総額のうち、畑作物通常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。第三項において同じ。）を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額とする。

2 畑作物共済に係る法第百九十三条の再保険料は、畑作物再保険区分ごとに、保険料の総額のうち畑作物異常各年被害率（組合等の支払うべき共済金の総額に係る過去一定年間における各年の被害率（第四項において「畑作物各年被害率」という。）のうち畑作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。第四十条第二項において同じ。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額の百分の

(畑作物通常責任保険金額)

第二百四十四条 令第三十四条第一項に規定する畑作物通常責任保険金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。
2 前項の危険段階別畑作物通常標準被害率は、畑作物各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める畑作物通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(畑作物共済に係る再保険料)

第二百五十五条 令第三十四条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別畑作物再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。
2 前項の危険段階別畑作物再保険料基礎率は、畑作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率にて得た率とする。

九十五に相当する金額とする。

3 畑作物共済に係る法第百九十三条の再保険金は、畑作物再保険区分ごとに、都道府県連合会の支払うべき保険金の総額が畑作物通常責任保険金額を超える場合におけるその超える部分の金額の百分の九十五に相当する金額とする。ただし、共済事故の発生態様を勘案して農林水産省令で定める畑作物再保険区分にあっては、農林水産省令で定めるところにより算定される金額を限度とする。

4 第一項及び第二項の「畑作物通常標準被害率」とは、畑作物各年被害率の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

(園芸施設共済に係る再保険金額等)

第三十五条 園芸施設共済に係る法第百九十三条の再保険金額は、第三十条第五項の規定による再保険関係に係るものにあっては

第一号、同条第六項の規定による再保険関係に係るものにあっては第二号に掲げる金額の百分の九十五に相当する金額とする。

一 保険金額から園芸施設基準保険金額を差し引いて得た金額

二 事業年度ごとに、園芸施設基準保険金額の総額から園芸施設通常責任保険金額（当該総額のうち、園芸施設通常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。第三項第二号において同じ。）を差し引いて

2 園芸施設共済に係る法第一百九十三条の再保険料は、第三十条第五項の規定による再

(畑作物共済に係る再保険金の限度)

第二百六十六条 令第三十四条第三項ただし書の農林水産省令で定める畑作物再保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百五条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十四条第三項ただし書の規定による再保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十四条第三項本文」と、「令第三十七条第三項本文」とあるのは「令第四十条第三項本文」と読み替えるものとする。

(園芸施設通常責任保険金額)

第二百七十七条 令第三十五条第一項第二号に規定する園芸施設通常責任保険金額は、共済掛金区分及び令第十七条第二項の規定による申出の有無の別（以下「共済掛金区分等」という。）ごと並びに危険段階ごとの経過総保険金額に危険段階別園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の「経過総保険金額」とは、保険金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、都道府県連合会の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

一 共済責任期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済責任期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
二十四分の九	二十四分の七	二十四分の五	二十四分の三	二十四分の一			

保険関係に係るものにあつては第一号、同条第六項の規定による再保険関係に係るものにあつては第二号に掲げる金額の百分の九十五に相当する金額とする。

一 保険料のうち、園芸施設異常各年被害率甲（組合等の支払うべき共済金の額（共済金額に園芸施設基準率を乗じて得た金額（以下「園芸施設基準共済金額」という。）を超えるもののその超える部分の金額に限る。）の総額に係る過去一定年間ににおける各年の被害率をいう。第四十一条第二項第一号において同じ。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額

二 事業年度ごとに、保険料の総額のうち、園芸施設異常各年被害率乙（組合等の支払うべき共済金の額（園芸施設基準共済金額を超えるもののその超える部分の金額を除く。）の総額に係る過去一定年間ににおける各年の被害率（第四項において「園芸施設各年被害率乙」という。）のうち園芸施設通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。第四十一条第二項第二号において同じ。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額

3 園芸施設共済に係る法第一百九十三条の再保險金は、第三十条第五項の規定による再保險関係に係るものにあつては第一号、同条第六項の規定による再保險関係に係るものにあつては第二号に掲げる金額の百分の九十五に相当する金額とする。

一 都道府県連合会の支払うべき保険金の額が園芸施設基準保険金額を超える場合

三 共済責任期間の開始の月	率	二 共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済責任期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率												
		三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	
三月	二十四分の二十三	二十四分の二十一	二十四分の二十九	二十四分の二十三	二十四分の二十一	二十四分の十九	二十四分の十七	二十四分の十五	二十四分の十一	二十四分の九	二十四分の七	二十四分の五	二十四分の三	二十四分の一
四月														
五月														
六月														
七月														
八月														
九月														
十月														
十一月														
十二月														
一月														
二月														

（園芸施設共済に係る再保険料）

第二百十八条　令第三十五条第二項第一号に掲げる金額は、保険金額に危

4 第一項の危険段階別園芸施設通常標準被害率は、農林水産大臣が共済掛金区分等ごとに定める園芸施設通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

におけるその超える部分の金額
二 事業年度ごとに、都道府県連合会の支
払うべき保険金の額（園芸施設基準保険
金額を超えるもののその超える部分の金
額を除く。）の総額が園芸施設通常責任保
険金額を超える場合におけるその超える

部分の金額
二 前項の危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲は、園芸施設異常各年被
害率甲を基礎として共済掛金区分等ごとに農林水産大臣が定める再保険
料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する
割合を乗じて得た率とする。

4 第一項第二号及び第二項第一号の「園芸
施設通常標準被害率」とは、園芸施設各年被
害率乙の標準的な水準を勘案して、農林水
産大臣が定める率をいう。

3 令第三十五条第二項第二号に掲げる金額は、共済掛金区分等ごと及び
危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総保険金額に危険段階別園芸
施設再保険料基礎率乙を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

4 前項の危険段階別園芸施設再保険料基礎率乙は、園芸施設異常各年被
害率乙を基礎として共済掛金区分等ごとに農林水産大臣が定める再保険
料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する
割合を乗じて得た率とする。

（再保険料の分割支払）

第一百九十四条 政府は、都道府県連合会が事業規程で定めるところに
よりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、農林水産省
令で定めるところにより、当該都道府県連合会の支払うべき再保険
料を分割して支払わせることができる。

（再保険料の分割支払）

第二百十九条 法第一百九十四条の規定による再保険料の分割支払は、家畜
共済に係る再保険関係について、次に掲げる要件の全てに適合する場合
に限り、させることができるものとする。

一 当該都道府県連合会の組合員たる組合等が当該再保険関係に係る共
済関係につき組合員等の支払うべき共済掛金を分割して支払わせてお
り、かつ、当該共済掛金の支払につき確実な担保又は保証を徴している
こと。

二 当該組合等の事業規程等で、共済掛金の分割支払について、共済掛金
の支払期限ごとに、共済掛金の額に当該共済掛金期間の開始の日から
当該支払期限の次の支払期限までの期間の共済掛金期間に対する日数
の割合を乗じて得た額（共済掛金期間における最後の支払期限にあつ
ては、当該共済掛金の額）を支払わなければならないこととなるようにな
定めていることを、当該都道府県連合会が確認していること。
法第一百九十四条の規定により再保険料を分割して支払わせる場合には
、当該再保険関係に係る家畜共済に係る共済掛金期間の開始の時から三
月を経過するごとに、その経過した期間に対する再保険料が支払われて
いるようにしなければならない。

(通知義務)

第一百九十五条 都道府県連合会は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該都道府県連合会とその組合員との間に存する保険関係に関し必要な事項を通知しなければならない。

- ② 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、都道府県連合会は、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に通知しなければならない。

(保険関係に関する通知)

第二百二十条 法第一百九十五条第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 農業共済組合連合会の組合員の名称又は略称
- 二 農作物共済にあっては農作物連合会保険区分、家畜共済にあっては共済目的の種類（包括共済家畜区分又は種雄牛若しくは種雄馬の別をいう。第二百四十二条において同じ。）、果樹共済にあっては果樹連合会保険区分、畑作物共済にあっては類区分、園芸施設共済にあっては共済目的

三 共済金額及び保険金額

四 共済掛金及び保険料の額

五 その他共済関係及び保険関係を明らかにすべき事項

- 2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、法第一百九十五条第二項の規定による通知をしなければならない。

- 3 法第一百九十五条第一項の規定による通知は、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済にあっては毎年第一項第三号及び第四号に掲げる事項の全てが確定した後、遅滞なく、家畜共済及び園芸施設共済にあっては毎月するものとする。

(損害発生に関する通知事項)

第二百二十二条 法第一百九十六条の規定により通知すべき事項は、次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 農作物共済 収穫期前においてはイに掲げる事項、収穫期において農作物連合会保険区分ごとの損害が確定したときにおいてはロに掲げる事項

イ 農作物連合会保険区分、被害地区、災害の種類、保険金の支払見込額、当該保険金の支払見込額に係る減収量、収穫物の品質の低下の程度又は生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項

ロ 農作物連合会保険区分、保険金の支払をすべき組合等の名称又は略称、共済責任期間中に発生した灾害の種類、当該保険金に係る減収量、収穫物の品質の低下の程度又は生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積、当該保険金及びその保険金に係る共済金の額その

他再保険金の額の決定に必要な事項

二 家畜共済及び園芸施設共済 共済関係及び保険関係を明らかにすべき事項、共済事故の種類、原因及び経過、共済金及び保険金その他再保險金の額の決定に必要な事項

三 果樹共済 果樹連合会保険区分ごとの損害が確定する前にあつてはイに掲げる事項、果樹連合会保険区分ごとの損害が確定したときにはつてはロに掲げる事項

イ 果樹連合会保険区分、類区分、被害地区、灾害の種類、保険金の支払見込額、当該保険金の支払見込額に係る減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額及びこれらに係る被害面積（樹体共済に係るものにあつては、被害面積及び樹齢別被害本数。ロにおいて同じ。）の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項

ロ 果樹連合会保険区分、類区分、保険金の支払をすべき組合等の名称又は略称、共済責任期間中に発生した灾害の種類、当該保険金に係る減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額及びこれらに係る被害面積、当該保険金及びその保険金に係る共済金の額その他再保険金の額の決定に必要な事項

四 畑作物共済 類区分ごとの損害が確定する前にあつてはイに掲げる事項、類区分ごとの損害が確定したときにあつてはロに掲げる事項

イ 類区分、被害地区、灾害の種類、保険金の支払見込額、当該保険金の支払見込額に係る減収量又は生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、被害箱数。ロにおいて同じ。）の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項

ロ 類区分、保険金の支払をすべき組合等の名称又は略称、共済責任期間中（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、当該蚕期中）に発生した灾害の種類、当該保険金に係る減収量又は生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積、当該保険金及びその保険金に係る共済金の額その他再保険金の額の決定に必要な事項

（再保険金請求手続）

第二百二十二条 都道府県連合会は、政府に対し再保険金の支払を請求する場合には、その請求書に金額の算定の基礎を記載した書面を添付してこれを提出しなければならない。

(免責事由)

第一百九十七条 次に掲げる場合には、政府は、農林水産省令で定めるところにより、再保険金の全部又は一部につき、その支払の責任を免れることができる。

一 都道府県連合会が法令又は事業規程に違反して保険金を支払つたとき。

二 都道府県連合会が損害額を不适当に認定して保険金を支払つたとき。

三 都道府県連合会が正当な理由がないのに再保険料の払込みを遅滞したとき。

四 都道府県連合会が前二条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(審査の申立て)

第一百九十八条 都道府県連合会は、再保険に関する事項について不服があるときは、農漁業保険審査会に審査を申し立てることができる。

② 前項の場合には、第百七十二条第一項の規定を準用する。

(準用)

第一百九十九条 この節の規定による政府の再保険事業には、第百九十九条及び第二百二十条並びに保険法第十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農漁業保険審査会の審査の申立て)

第二百二十四条 法第一百九十八条第一項の規定により農漁業保険審査会の審査を受けようとするときは、都道府県連合会は、次の事項を記載した審査申立書に、証拠書類があるときはこれを添え、農林水産大臣を経て、農漁業保険審査会に提出しなければならない。

一 都道府県連合会の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 申立ての目的たる再保険の表示

三 申立ての趣旨

四 申立ての理由

五 証拠方法

六 申立ての年月日

2 農漁業保険審査会の審査の申立ての取下げをしようとするときは、都道府県連合会は、書面でしなければならない。

(再保険料の返還請求手続)

第二百二十五条 都道府県連合会は、政府に対し再保険料の返還を請求する場合には、その請求書に請求の理由及び金額の算定の基礎を記載した書面を添付してこれを提出しなければならない。

(免責事由)

第一百二十三条 法第一百九十七条第一号又は第二号の場合には、政府は、都道府県連合会の支払った保険金のうち、支払の責任がないにもかかわらず支払われたものについて、再保険金の支払の責任を負わない。

2 法第一百九十七条第三号の場合には、政府は、都道府県連合会が正当な理由がないのにその払込みを遅滞している再保険料の額に相当する金額を限度として再保険金の支払の責任を負わない。

3 法第一百九十七条第四号の場合には、政府は、再保険金の全部の支払の責任を負わない。

(再保険料の支払)

第二百二十六条 都道府県連合会は、政府再保険料が連合会別国庫負担金を超えるときは、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

第二節 農業共済事業に係る保険事業

第二節 農業共済事業に係る保険事業

(政府の保険事業)

第二百条 政府は、特定組合又は全国連合会（次条において「特定組合等」という。）が第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業によつてその組合員に対し負う共済責任を保険するものとする。

(保険関係の成立)

第一百一条 特定組合等とその組合員との間に第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業の共済関係が存するときは、政令で定めるところにより、政府と当該特定組合等との間に、当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(保険関係の成立)

第三十六条 農作物共済に係る法第二百一条の保険関係は、農作物共済に係る共済事故の発生態様その他の事情を勘案して農林水産省令で定める区分（次条において「農作物保険区分」という。）ごとに、農作物共済に係る共済責任を一体としてこれにつき存するものとする。

2 家畜共済に係る法第二百一条の保険関係は、事業年度ごとに、家畜共済に係る共済責任を一体としてこれにつき存するものとする。

(農作物政府保険区分)

第一百二十七条 令第三十六条第一項の農林水産省令で定める区分（以下「農作物政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

- 一 法第二百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済關係
- 二 法第二百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済關係

(果樹政府保険区分)

第一百二十八条 令第三十六条第三項の農林水産省令で定める区分（以下「果樹政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

- 一 法第二百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係及び樹体共済の共済関係
- 二 法第二百四十八条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係

4 畑作物共済に係る法第二百一条の保険関係は、畑作物共済に係る共済事故の発生態様その他の事情を勘案して農林水産省令で定める区分（第四十条において「畑作物保

(畑作物政府保険区分)

第一百二十九条 令第三十六条第四項の農林水産省令で定める区分（以下「畑作物政府保険区分」という。）は、全ての共済目的の種類に係る第一号

「險区分」という。) ごとに、畑作物共済に係る共済責任を一体としてこれにつき存するものとする。

5 園芸施設共済に係る法第二百一条の保険関係は、共済関係ごとに、当該共済関係に係る共済責任（園芸施設基準共済金額に係るもの）を除く。）につき存するものとする。

6 前項に規定するもののほか、園芸施設共済に係る法第二百一条の保険関係は、事業年度ごとに、園芸施設共済に係る共済責任（園芸施設基準共済金額に係るものに限る。）を一体としてこれにつき存するものとする。

(保険金額等)

第二百二条 前条の保険関係に係る保険金額、保険料及び保険金に関する必要な事項は、政令で定める。

(農作物共済に係る保険金額等)

第三十七条 農作物共済に係る法第二百二条の保険金額は、農作物保険区分ごとに、農作物異常責任共済金額の百分の九十五に相当する金額とする。

2 農作物共済に係る法第二百二条の保険料は、農作物保険区分ごとに、農作物異常責任共済掛金の百分の九十五に相当する金額とする。

3 農作物共済に係る法第二百二条の保険金は、農作物保険区分ごとに、特定組合等の支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超える場合におけるその超える部分の金額の百分の九十五に相当する金額とする。ただし、共済事故の発生態様を勘案して農林水産省令で定める農作物保険区分があつては、農林水産省令で定めるところにより算定される金額を限度とする。

に掲げる共済関係及び共済目的の種類ごとの第二号に掲げる共済関係の別とする。

一 法第一百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

二 法第一百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係

(家畜共済に係る保険金額等)

(家畜通常責任共済金額)

(農作物共済に係る保険金の限度)

第二百三十条 令第三十七条第三項ただし書の農林水産省令で定める農作物保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十七条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第三十七条第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第二百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは、「令第三十一条第三項本文」と読み替えるものとする。

第三十八条 家畜共済に係る法第二百二条の
保険金額は、事業年度ごとに、共済金額の總
額から家畜通常責任共済金額（当該總額の
うち、第三十二条第四項に規定する家畜通
常標準被害率を基礎として農林水産省令で
定めることにより算定される金額をいう
。第三項において同じ。）を差し引いて得た
金額の百分の九十五に相当する金額とする。

- 2 家畜共済に係る法第二百二条の保険料は
、事業年度ごとに、共済掛金の總額のうち家
畜異常各年被害率を基礎として農林水産省
令で定めることにより算定される金額の
百分の九十五に相当する金額とする。
- 3 家畜共済に係る法第二百二条の保険金は
、事業年度ごとに、特定組合等の支払うべき
共済金の額（特定組合等が保険関係の成立
までに指定する疾病傷害共済の共済関係に
係るものにあっては、特定組合等の支払う
べき共済金の額のうち、共済事故による損
害に応じて農林水産省令で定めるところに
より算定される金額）の總額が家畜通常責
任共済金額を超える場合におけるその超え
る部分の金額の百分の九十五に相当する金
額とする。

第一百三十二条 令第三十八条第一項に規定する家畜通常責任共済金額は
、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの経過総共済金額に第二百十条第
一項の危険段階別家畜通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た
金額とする。

2 前項の「経過総共済金額」とは、共済金額に次の各号に掲げる区分に応
じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、特定組合等の事業年度ごと
に合計して得た金額をいう。

一 当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度の前事業年
度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共
済掛金期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済掛金期間の満了の月 率

四月	二十四分の一
五月	二十四分の三
六月	二十四分の五
七月	二十四分の七
八月	二十四分の九
九月	二十四分の十一
十月	二十四分の十三
十一月	二十四分の十五
十二月	二十四分の十七
一月	二十四分の十九
二月	二十四分の二十一
三月	二十四分の二十三

二 当該共済金額に対応する共済掛金期間が、当該事業年度に開始し、當
該事業年度の翌事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共
済掛金期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

九月	二十四分の十三
八月	二十四分の十七
七月	二十四分の十九
六月	二十四分の二十一
五月	二十四分の二十三
四月	率

十月	二十四分の十一
十一月	二十四分の九
十二月	二十四分の七
一月	二十四分の五
二月	二十四分の三
三月	二十四分の一

3 前項の規定の適用については、共済掛金期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

十四で除した率

(家畜共済に係る保険料)

第二百三十二条 令第三十八条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、家畜共済区分ごと及び危険段階ごとの前条第二項に規定する経過総共済金額に危険段階別家畜保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別家畜保険料基礎率は、家畜異常各年被害率を基礎として家畜共済区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(家畜共済に係る保険金の算定)

第二百三十三条 令第三十八条第三項の共済事故による損害に応じて算定される金額には、第一百六十六条の規定を準用する。

(果樹共済に係る保険金の限度)

第二百三十四条 令第三十九条第三項ただし書の農林水産省令で定める果樹保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十八条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 果樹共済に係る法第二百二条の保険料は、果樹保険区分ごとに、果樹異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額とする。

2 果樹共済に係る法第二百二条の保険料は、果樹保険区分ごとに、果樹異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額とする。

(果樹共済に係る保険金額等)

第三十九条 果樹共済に係る法第二百二条の保険金額は、果樹保険区分ごとに、果樹異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額とする。

2 果樹共済に係る法第二百二条の保険料は、果樹保険区分ごとに、果樹異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額とする。

3

果樹共済に係る法第二百二条の保険金は、果樹保険区分ごとに、特定組合等の支払うべき共済金の総額が果樹通常責任共済金額を超える場合におけるその超える部分の金額の百分の九十に相当する金額とする。ただし、共済事故の発生態様を勘案して農林水産省令で定める果樹保険区分にあつては、農林水産省令で定めるところにより算定される金額を限度とする。

(畑作物共済に係る保険金額等)

第四十条 畑作物共済に係る法第二百二条の保険金額は、畑作物保険区分ごとに、共済金額の総額から畑作物通常責任共済金額（当該総額のうち、第三十四条第四項に規定する畑作物通常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。第三項において同じ。）を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額とする。

2 畑作物共済に係る法第二百二条の保険料は、畑作物保険区分ごとに、共済掛金の総額のうち畑作物異常各年被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額の千分の八百五十五に相当する金額とする。

3 畑作物共済に係る法第二百二条の保険金は、畑作物保険区分ごとに、特定組合等の支払うべき共済金の総額が畑作物通常責任共済金額を超える場合におけるその超える部分の金額の千分の八百五十五に相当する金額とする。ただし、共済事故の発生態様を勘案して農林水産省令で定める畑作物保険区分にあつては、農林水産省令で定めるところにより算定される金額を限度とする。

(畑作物通常責任共済金額)

第二百三十六条 令第四十条第一項に規定する畑作物通常責任共済金額は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に第二百四十二条第一項の危険段階別畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別畑作物保険料基礎率は、畑作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

(畑作物共済に係る保険金の限度)

第二百三十七条 令第四十条第三項ただし書の農林水産省令で定める畑作物保険区分は、共済目的の種類ごとの第二百二十九条第二号に掲げる共済関係に係るものとする。

2 令第四十条第三項ただし書の規定による保険金の限度額には、第一百九条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「同項本文」とあるのは「令第三十四条第三項本文」と、「令第二百三十七条第三項本文」とあるのは「令第四十条第三項本文」と読み替えるものとする。

ろにより算定される金額を限度とする。

(園芸施設共済に係る保険金額等)

第四十一条 園芸施設共済に係る法第二百二十二条の保険金額は、第三十六条第五項の規定による保険関係に係るものにあっては第一号、同条第六項の規定による保険関係に係るものにあっては第二号に掲げる金額の千分の八百五十五に相当する金額とする。

一 共済金額から園芸施設基準共済金額を差し引いて得た金額

二 事業年度ごとに、園芸施設基準共済金額の総額から園芸施設通常責任共済金額

(当該総額のうち、第三十五条第四項に規定する園芸施設通常標準被害率を基礎

として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。第三項第二号において同じ。)を差し引いて得た金額

2 園芸施設共済に係る法第二百二条の保険料は、第三十六条第五項の規定による保険関係に係るものにあっては第一号、同条第六項の規定による保険関係に係るものにあっては第二号に掲げる金額の千分の八百五十五に相当する金額とする。

一 共済掛金の額のうち、園芸施設異常各年被害率甲を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額

二 事業年度ごとに、共済掛金の総額のうち、園芸施設異常各年被害率乙を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額

3 園芸施設共済に係る法二百二条の保険金は、第三十六条第五項の規定による保険関係に係るものにあっては第一号、同条第

(園芸施設通常責任共済金額)

第二百三十八条 令第四十一条第一項第二号に規定する園芸施設通常責任共済金額は、共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとの経過総共済金額に第二百七条第一項の危険段階別園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の「経過総共済金額」とは、共済金額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た金額を、特定組合等の事業年度ごとに合計して得た金額をいう。

一 共済責任期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済責任期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率

共済責任期間の満了の月	率
四月	二十四分の一
五月	二十四分の三
六月	二十四分の五
七月	二十四分の七
八月	二十四分の九
九月	二十四分の十一
十月	二十四分の十三
十一月	二十四分の十五
十二月	二十四分の十七
一月	二十四分の十九
二月	二十四分の二十一
三月	二十四分の二十三

二 共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済責任期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率	共済責任期間の開始の月
二十四分の二十三	七月
二十四分の二十一	六月
二十四分の十九	五月
二十四分の二十一	四月
二十四分の二十三	三月

六項の規定による保険関係に係るものにあつては第二号に掲げる金額の千分の八百五十五に相当する金額とする。

- | | | | |
|-----|---|-----|---|
| 一 | 特定組合等の支払うべき共済金の額が園芸施設基準共済金額を超える場合におけるその超える部分の金額 | 二 | 事業年度ごとに、特定組合等の支払うべき共済金の額（園芸施設基準共済金額を超えるもののその超える部分の金額を除く。）の総額が園芸施設通常責任共済金額を超える場合におけるその超える部分の金額 |
| 十一月 | 二十四分の九 | 十二月 | 二十四分の七 |
| 十月 | 二十四分の十三 | 十一月 | 二十四分の五 |
| 九月 | 二十四分の一 | 一月 | 二十四分の三 |
| 八月 | 二十四分の十一 | 二月 | 二十四分の五 |
| 七月 | 二十四分の九 | 三月 | 二十四分の一 |

- 三 共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合当該共済責任期間の月数に一を乗じ二十四で除した率
3 前項の規定について、共済責任期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。

（園芸施設共済に係る保険料）

- 第二百三十九条** 令第四十一条第二項第一号に掲げる金額は、共済金額に危険段階別園芸施設保険料基礎率甲を乗じて得た金額（共済責任期間が一年に満たない共済関係に係る保険関係にあつては、その金額に第二百十八条第一項の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）とする。
2 前項の危険段階別園芸施設保険料基礎率甲は、園芸施設異常各年被害率甲を基礎として共済掛金区分等ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。
3 令第四十一条第二項第一号に掲げる金額は、共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとの前条第二項に規定する経過共済金額に危険段階別園芸施設保険料基礎率乙を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。
4 前項の危険段階別園芸施設保険料基礎率乙は、園芸施設異常各年被害率乙を基礎として共済掛金区分等ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（準用）

第二百三条 政府の保険事業には、第一百七十条（第三号に係る部分に限る。）及び第一百九十四条から第一百九十九条までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保険料の分割支払）

第二百四十条 法第二百三条において準用する法第一百九十四条の規定による保険料の分割支払には、第二百十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当該都道府県連合会の組合員たる組合等」と

（政府の再保険事業）

第二百四条 政府は、全国連合会が農業経営収入保険によつて被保険者に対して負う保険責任を再保険するものとする。

（再保険関係の成立）

第二百五条 全国連合会と保険資格者との間に農業経営収入保険の保険関係が存するときは、政令で定めるところにより、政府と全国連合会との間に、農業経営収入保険に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

（再保険金額等）

第二百六条 前条の再保険関係に係る再保険金額、再保険料及び再保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

（再保険金額等）

第四十三条 法第二百六条の再保険金額は、再保険期間ごとに、保険金額の総額から通常責任保険金額（当該総額のうち、通常標準被害率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額をいう。第三項において同じ。）を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額とする。

2 法第二百六条の再保険料は、再保険期間ごとに、保険料の総額のうち異常各年被害率（全国連合会の支払うべき保険金の総額に係る過去一定年間における各年の被害率（第四項において「各年被害率」という。）のうち通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される金額の百分の九十五に相当する金額とする。

3 法第二百六条の再保険金は、再保険期間ごとに、全国連合会の支払うべき保険金のうち通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。）を基礎として農林水産大臣が定めるところにより算定される金額は、保険限度額区分等ごとに定める通常標準被害率に、危険段階ごとに基準保険料率の保険料標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（再保険料）

第二百四十七条 令第四十三条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、保険限度額区分等ごとに危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別再保険料基礎率は、異常各年被害率を基礎として保険限度額区分等ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準保険料率の保険料標準率に対する割合を乗じて得た率とす

（再保険事業）

（再保険関係の成立）

第四十二条 法第二百五条の再保険関係は、農林水産省令で定める期間（以下この節において「再保険期間」という。）ごとに、保險期間の開始する日が同一の再保険期間に属する農業経営収入保険の保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき存するものとする。

（再保険金額等）

第二百四十五条 令第四十二条の農林水産省令で定める期間は、一月から十二月までの期間とする。

（再保険期間）

第二百四十五条 令第四十二条の農林水産省令で定める期間は、一月から十二月までの期間とする。

（通常責任保険金額）

第二百四十六条 令第四十三条第一項に規定する通常責任保険金額は、法第一百七十九条第一項の保険限度額の同条第二項の基準収入金額に対する割合の別及び第一百七十五条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合の別（以下この節において「保険限度額区分等」という。）ごと並びに危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別通常標準被害率は、農林水産大臣が保険限度額区分等ごとに定める通常標準被害率に、危険段階ごとに基準保険料率の保険料標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（再保険料）

第二百四十七条 令第四十三条第二項の農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、保険限度額区分等ごとに危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別再保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

2 前項の危険段階別再保険料基礎率は、異常各年被害率を基礎として保険限度額区分等ごとに農林水産大臣が定める再保険料基礎率に、危険段階ごとに基準保険料率の保険料標準率に対する割合を乗じて得た率とす

総額が通常責任保険金額を超える場合におけるその超える部分の金額の百分の九十五に相当する金額とする。

4 第一項及び第二項の「通常標準被害率」と

は、各年被害率の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

る。

(準用)

第一百七条 この節の規定による政府の再保險事業には、第一百二十条、第一百七十条（第三号に係る部分に限る。）及び第一百九十四条から第一百九十八条まで並びに保険法第十二条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、政令で定め

(再保険料の分割支払)

第一百四十八条 法第二百七条において準用する法第一百九十四条の規定による再保険料の分割支払は、全国連合会が、被保険者の支払うべき保険料を分割して支払わせている場合に限り、させることができるものとする。
2 法第二百七条において準用する法第一百九十四条の規定により再保険料を分割して支払わせる場合については、第一百十九条第二項の規定を準用する。この場合において、「家畜共済に係る共済掛金期間」とあるのは「保険期間」と、「三月」とあるのは「四月」と読み替えるものとする。

(保険関係に関する通知)

第一百四十九条 法第二百七条において準用する法第一百九十五条第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 保険限度額区分等
 - 二 保険金額
 - 三 保険料の額
 - 四 法第一百八十二条第一項の特約の有無
 - 五 その他の保険関係を明らかにするべき事項
- 2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なく、法第二百七条において準用する法第一百九十五条第二項の規定による通知をしなければならない。
- 3 法第二百七条において準用する法第一百九十五条第一項の規定による通知は、毎月するものとする。

(損害発生に関する通知事項)

第一百五十条 法第二百七条において準用する法第一百九十六条の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 保険限度額区分等

- 二 保険金の額
三 法第百八十二条第一項第一号の特約補填金の額
四 法第百七十五条第二項第二号の資金の貸付けの状況
五 その他再保険金の額の決定に必要な事項

(準用規定)
第二百五十二条 農業経営収入保険事業に係る政府の再保険事業には、第二百二十二条から第二百二十六条までの規定を準用する。この場合において、同条中「政府再保険料が連合会別国庫負担金」とあるのは、「政府に支払うべき再保険料の合計金額が保険料国庫負担金」と読み替えるものとする。

第六章 監督

(報告)

第二百八条 行政庁は、農業共済団体又は共済事業を行う市町村（以下「農業共済団体等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の处分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者（第一百四条第一項又は第二百八十八条第一項の規定により農業共済団体等から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）からその業務又は会計（共済事業を行う市町村にあつては当該共済事業に係る業務又は会計に受託者にあつてはその委託された業務又はこれに係る会計に限る。以下同じ。）に關し必要な報告を求めることができる。

(検査)

第二百九条 行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の处分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。
② 行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。
③ 組合員が、組合員の二十分の一以上の同意を得て、行政庁に対

- し、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
- ④ 前三項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- ⑤ 第一項から第三項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(必要な措置等の命令)

- 第二百十条** 行政庁は、第二百八条の規定により報告を求め、又は前条第一項から第三項までの規定により検査を行つた場合において、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反すると認めるときは、当該農業共済団体又は当該受託者に業務を委託した農業共済団体に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- ② 行政庁は、前項の規定によるほか、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、農業共済団体に対し、これらの事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をることができる。

(必要な措置等の指示)

- 第二百十一条** 都道府県知事は、第二百八条の規定により報告を求め、又は第二百九条第一項若しくは第二項の規定により検査を行つた場合において、共済事業を行う市町村又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は共済事業の実施に関する条例に違反すると認めるときは、当該市町村又は当該受託者に業務を委託した共済事業を行う市町村に対し、必要な措置をとるべき旨を指示することができる。
- ② 都道府県知事は、前項の規定によるほか、この法律の規定による共済事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、共済事業を行う市町村に対し、必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

変更その他監督上必要な指示をすることができる。

(役員の改選等の命令)

- 第二百十二条** 農業共済団体が第二百十条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。
② 農業共済団体が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該命令に係る役員を解任することができる。
③ 農業共済団体が第二百十条の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体の解散を命ずることができる。

(決議等の取消し)

- 第二百十三条** 行政庁は、組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選の決定の日から一月以内に当該決議又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるとときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第七章 独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務

(独立行政法人農林漁業信用基金の業務)

- 第二百十四条** 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業共済団体等が行う共済事業及び保険事業の健全な運営に資するため、これらの事業に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

- 一 農業共済団体等が農作物共済、家畜共済、果樹共済、烟作物共済又は園芸施設共済に係る共済金又は保険金の支払に関する必要とする資金の貸付け
二 全国連合会が農業経営収入保険に係る保険金の支払又は第二百七十五条第二項第二号の資金の貸付けに関して必要とする資金の貸付け

- 三 農業共済団体等が農作物共済、家畜共済、果樹共済、烟作物共

濟又は園芸施設共済に係る共済金又は保険金の支払に関する金融機関に対し負担する債務の保証

四 全国連合会が農業経営収入保険に係る保険金の支払又は第百七十五条第二項第二号の資金の貸付けに関する金融機関に対し負担する債務の保証

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

② 信用基金は、前項の規定により行う業務に必要な資金に充てるため、農業共済団体等から金銭の寄託を引き受けることができる。

(業務の委託)

第二百十五条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、前条の規定により行う業務（以下「農業保険関係業務」という。）の一部を、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の業務を併せ行う農業協同組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関に委託することができる。

② 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、農業共済団体等に係る資金の貸付け又は債務の保証の業務の一部を当該農業共済団体等の所属する農業共済組合連合会に委託することができる。

③ 第一項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

④ 農業共済組合連合会は、第二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(貸付金等の使用)

第二百六十六条 農業共済団体等は、信用基金から貸付けを受けた資金（次項において「貸付金」という。）又は信用基金の保証に係る借入金を農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済若しくは園芸施設共済若しくは農業経営収入保険に係る共済金若しくは保険金の支払又は第百七十五条第二項第二号の資金の貸付け以外の目的に使用してはならない。

② 農業共済団体等が前項の規定に違反して貸付金又は同項の借入金を他の目的に使用したときは、信用基金は、業務方法書で定めるところにより、当該農業共済団体等に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他の必要な措置を請求することができる。

(区分経理)

第二百七十七条 信用基金は、農業保険関係業務に係る經理については、農業保険関係勘定を設けて、その他の業務に係る經理と区分して整理しなければならない。

(農業保險關係資金)

第二百一十八条 信用基金は、農業保険関係業務について、農業保険関係資金を設け、政府、農業共済組合連合会及び特定組合が当該農業保険関係資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する額をもつてこれに充てなければならない。

③ 第一項の農業保険関係資金に係る持分については、農業共済組合連合会又は特定組合でなければ、その譲渡しを受けることができる。

(財務大臣との協議)

第二百十九条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二百十五条第一項の農林水産省令を定めようとするととき。

二 農業保険関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の承認をしようとするとき。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の特例)

第二百二十条 農業保険関係業務についての独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第十六条第一項、第二十条第一項、第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定の適用については、同法第五条第六項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及び農業保険関係業務」と、同法第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び農業保険関係業務」と、同法第二十条第一項中「又は中小漁業

融資保証法」とあるのは、「中小漁業融資保証法又は農業保険法」と、同法第二十二条第一項及び第二十三条第一項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは、「第十五条各号に掲げる業務及び農業保険関係業務」とする。

第八章 補則

(損害評価会)

- 第二百二十一条** 組合等及び都道府県連合会に、損害評価会を置く。
② 損害評価会は、事業規程等で定めるところにより、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。
③ 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者の中から、事業規程等で定めるところにより当該農業共済団体の理事又は共済事業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する。
④ 前三項に規定するもののほか、損害評価会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 損害評価会等 第一節 損害評価会

(委員の任期)

- 第四十四条** 損害評価会の委員の任期は、三年以内において事業規程等で定める期間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行ふ。

(会長)

- 第四十五条** 損害評価会に会長を置く。
2 会長は、委員のうちから互選する。
3 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(部会)

- 第四十六条** 損害評価会に、事業規程等で定めるところにより、部会を置くことができること。
2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
4 部会長は、部会の事務を掌理する。
損害評価会は、事業規程等で定めるところ

ろにより、部会の決議をもつて損害評価会の決議とすることができる。

- 6 前条第四項の規定は、部会長について準用する。

(会議の招集)

第四十七条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。

第二節 都道府県農業共済保険審査会

(都道府県農業共済保険審査会)

第一百二十二条 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。た
だし、当該都道府県の区域をその区域とする都道府県連合会がない
場合には、当該都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置かない
ことができる。

② 都道府県農業共済保険審査会は、第百七十二条第一項の規定によ
りその権限に属させられた事項を処理するほか、都道府県知事の諮
問に応じて次の事項を調査審議する。

一 農業灾害の発生、予防及び防止に関する事項

二 共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額のうち都道府県の区
域の全部又は一部をその区域とする農業共済団体等が行う共済

事業又は保険事業に係るものに適正化に関する事項

三 その他この法律の運用に関する重要事項

③ 前二項に規定するもののほか、都道府県農業共済保険審査会に関
し必要な事項は、政令で定める。

(委員等の任命及び任期)

第四十九条 委員及び臨時委員は、都道府県
知事が任命する。

- 2 前条第四項第一号及び第三号の規定によ
る委員の任期は、三年とし、再任を妨げない

(組織)

第四十八条 都道府県農業共済保険審査会（
以下「審査会」という。）は、会長一人及び
委員九人以内をもつて組織する。

2 法第二百二十二条第二項の規定により都
道府県知事の諮問する事項を調査審議させ
るため必要があるときは、審査会に臨時委
員三人以内を置くことができる。

3 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 都道府県知事の直近下位の内部組織の
長 三人以内

二 組合員等 三人以内

三 学識経験を有する者 三人以内

5 臨時委員は、学識経験を有する者をもつ
て充てる。

。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

③ 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、退任する。

④ 都道府県知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。

(会長)

第五十条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第五十一条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員（法第二百二十二条第二項の規定により都道府県知事の諮問する事項を調査審議する場合にあつては、委員及び臨時委員）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議決は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の運営)

第五十二条 この節に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、審査会が定める。

(農漁業保険審査会)

第一百二十三条 農林水産省に農漁業保険審査会を置く。

② 農漁業保険審査会は、第百九十八条第一項（第二百三条及び第二百七条において準用する場合を含む。）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十七条第一項及び漁業災害補償法

(昭和三十九年法律第百五十八号) 第百四十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- ③ 前二項に規定するもののほか、農漁業保険審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(行政庁)

第二百二十四条 この法律の規定中「行政庁」とあるのは、第七十二条及び第七十三条第一項の場合並びに「法令に基づいてする行政庁の処分」とある場合を除いて、農業共済組合（都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。）及び共済事業を行なう市町村については都道府県知事（第二百九条第一項の規定による検査に関する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、農林水産大臣が必要があると認める場合には、農林水産大臣及び都道府県知事）、その他の農業共済団体については農林水産大臣とする。

第七章 補則

(行政庁)

第五十三条 この政令における行政庁は、法第二百二十四条に規定する行政庁とする。

(事務の区分)

第二百二十五条 この法律（第一百七十二条第一項及び第二百二十二条第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第五十四条 第十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(農林水産省令への委任)

第二百二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第九章 罰則

第二百二十七条 第百八十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十八条 第二百八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二百九条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条 農業共済団体又は受託者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その農業共済団体の業務又は受託者の受託した業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その農業共済団体又は受託者に対しても、同条の刑を科する。

第二百三十条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により行政庁の認可を受けなければならぬ場合にその認可を受けなかつたとき。

二 農業共済団体が法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

三 第七条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

四 第四十条の規定に違反したとき。

五 第四十八条第一項、第四十九条第一項又は第五十条の規定に違反したとき。

六 第五十二条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十二条第二項若しくは第五十三条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第五十四条第四項（第六十一条第四項において準用する場合を含む。）又は第五十七条第四項の規定に違反したとき。

八 第五十八条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第六十二条から第六十四条までの規定に違反したとき。

十 第六十八条又は第六十九条第二項（これらの規定を第九十三条及び第九十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併又は事業譲渡をしたとき。

十一 第七十九条又は第八十五条の書類又は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は

不実の記載若しくは記録をしたとき。

十二 第八十一条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十三 第八十条第一項又は第八十二条第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

十四 第八十二条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十五 第百二十一条（第七十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十六 第二百十条の規定による命令に従わなかつたとき。

十七 法令又は定款に違反して剩余金を処分し、又は共済金額を削減したとき。

第二百三十一条 第四条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（都道府県農業共済保険審査会規程等の廃止）
第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（都道府県農業共済保険審査会規程等の廃止）
第二条 次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。
一 都道府県農業共済保険審査会規程（昭和十六年勅令第八百八十九号）
二 農業灾害補償法による農作物共済の共済目的たる食糧農作物を指定する政令（昭和二十三年政令第百二十三号）
三 農業灾害補償法による果樹共済の共済目的たる果樹を指定する政令（昭和五十一年政令第三十七号）

四 農業災害補償法による畑作物共済の共
　　済目的たる農作物を指定する政令（昭和
　　五十六年政令第二十七号）

（新規開田地等）

第二条 次の耕地に該当する耕地（以下「新規開田地等」という。）において行う水稻の耕作は、**第二十条第一項第一号**の規定の適用については、米穀の需給事情に鑑み、当分の間、その耕作を行う者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、行政庁が、その耕地の造成の経緯その他の事情に照らしその者が当該耕地を水稻の耕作のために供することにつき農林水産省令で定めるやむを得ない事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行う水稻の耕作については、この限りでない。

一 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十九号）の施行の日以後にその造成が完了した耕地

二 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の際現に耕地である土地であつて、その施行日の前農林水産省令で定める一定年間に於いて水稻の耕作が行われたことのないもの

② 第百三十五条の規定により組合等との間に農作物共済の共済關係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻のうちに新規開田地等（前項ただし書の規定により行政庁が指定したもの）において耕作されるものがあり、又はその者の業務とする耕作に係る水稻の全てが新規開田地等において耕作されるものでは、米穀の需給事情に鑑み、当分の間、その者と当該組合等との間に農作物共済の共済關係を成立させてはならない。

（家畜の損害防止に係る交付金の交付）

第三条 国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業及び再保険事業の収支の安定を図るため、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、農林水産大臣が定める特定の

（新規開田地等において行う水稻の耕作に係るやむを得ない事由）

第二条 法附則第二条第一項ただし書の農林水産省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- 一 水稻の耕作のために国の助成を受けて造成された新規開田地等（昭和四十四年三月三十一日以前にその造成が完了したもの）において水稻の耕作を行うこととなつたこと。
- 二 米穀の生産の転換又は休止を図るために国の施策が実施されたため水稻の耕作を行わなかつたことにより法附則第二条第一項第二号の耕地に該当することとなつた耕地において水稻の耕作を行うこととなつたこと。

三 水稻の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。次号において同じ。）が土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条に規定する事業の用に供されることとなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなつたこと。

四 水稻の耕作を行う耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他のやむを得ない事由により耕地を水稻の耕作のために供さないこととなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行うこととなつたこと。

五 その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

（新規開田地等の基準たる水稻の耕作が行われなかつた期間）

第三条 法附則第二条第一項第二号の農林水産省令で定める一定年間は、三年間とする。

（家畜の損害防止の指示に係る計画）

第四条 法附則第三条第一項の交付金の金額は、同項の特定の疾病による家畜の損害につき法第二十六条（法第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による指

- 一 当該指示に係る処置の内容
- 二 当該指示に係る家畜の種類ごとの頭数

<p>疾病による家畜の損害につき第百一十六条（第一百七十二条において準用する場合を含む。）の規定による指示をした特定組合及び農業共済組合連合会に対し、当該規定により負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付することができる。</p> <p>② 前項の交付金の交付を受けようとする特定組合及び農業共済組合連合会は、農林水産省令で定めるところにより、当該指示に係る処置の内容及び家畜の頭数に関する計画を定め、これにつき農林水产大臣の承認を得なければならない。</p> <p>③ 第一項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。</p>
--

附 則 抄 （平成二十九年法律第七十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第二十五条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）

二 附則第二十三条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

示をした特定組合及び農業共済組合連合会が当該指示に係る処置につきこれらの規定により負担する費用の百分の六十に相当する金額とする。

三 当該指示に係る処置につき負担する費用

示をした特定組合及び農業共済組合連合会が当該指示に係る処置につきこれらの規定により負担する費用の百分の六十に相当する金額とする。

（農業共済団体及び共済事業を行う市町村の勘定区分に係る経過措置）

第五条 第二十七条第一項の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度に係る経理については、なお従前の例による。

2 法第一百十条第一項の共済事業を行う市町村の特別会計の経理については、前項の規定を準用する。

（農業共済組合等の経理に関する経過措置）

第六条 農業共済組合、都道府県連合会及び共済事業を行う市町村（以下この条において「農業共済組合等」という。）については、第三十条（第六十七条において適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、会計年度。以下この条において同じ。）に係る不足金填補準備金の積立てから適用し、同日前に開始した事業年度に係る不足金填補準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 農業共済組合等の令和四年四月一日前に開始した事業年度についての第三十条の規定の適用については、同条中「第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号に掲げる勘定」とあるのは、「第二十七条第一項第一号（共済事業を行う市町村にあつては、令第十六条第一号）に掲げる勘定にあつては共済目的の種類ごと、同項第二号及び第五号から第七号まで（共済事業を行う市町村にあつては、令第十六条第二号及び第五号）に掲げる勘定にあつては当該勘定」と、同項第三号（共済事業を行つ市町村にあつては、令第十六条第三号）に掲げる勘定にあつてはこ

<p>第三条 全国連合会の設立に関する経過措置</p>

て「全国連合会」という。)の発起人になるとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法第二章(第三十条から第三十二条までを除く。)の規定の例により、定款及び事業規程の作成、創立総会の開催その他全国連合会の設立に必要な行為をすることができる。

2 全国連合会の発起人は、施行日前においても、新法第三十条から第三十二条までの規定の例により、全国連合会の設立の認可の申請をし、農林水産大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(農業共済組合の設立又は合併に関する経過措置)

第四条 その設立又は合併の日が施行日以後である農業共済組合の設立又は合併をしようとする場合において、施行日前に当該設立又は合併に必要な行為を行うときは、旧法第二十二条第一項、第三十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第三十条第一項、第三十一一条第十一項ただし書及び第五十一条第二項の規定にかかるわらず、新法第二十八条第一項、第二十九条、第三十条第一項、第三十一一条、第三十六条第一項、第三十七条第一項ただし書及び第七十条第二項の規定の例によりこれを行わなければならない。

(共済規程及び保険規程に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第二章第二節の規定により定められている農業共済組合の共済規程及び農業共済組合連合会の保険規程は、新法第一章第二節の規定により定められた事業規程とみなす。

(農業共済組合連合会の役員に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する農業共済組合連合会については、新法第三十七条第十一項本文の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

(農作物共済に関する経過措置)

第七条 農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び當

の省令による改正前の農業災害補償法施行規則(以下「旧規則」という。)第十九条第一項第三号に規定する果樹区分(特定組合にあっては同条第三項第一号に規定する果樹共済再保険区分)、(二)と、第二十七条第一項第五項第一号に規定する果樹共済再保険区分(特定組合にあっては同条第五項第一号に規定する果樹共済再保険区分)、(二)と、第二十七条第一項第四号(共済事業を行う市町村にあっては、令第十六条第四号)に掲げる勘定にあっては旧規則第十九条第一項第四号に規定する畑作物区分(特定組合にあっては農業災害補償法の一部を改正する法律による改正前の農業災害補償法(昭和二十二年法律第八百八十五号)第百四十一条の四第四項に規定する畑作物共済保険区分、都道府県連合会にあっては同法第一百三十四条第三項に規定する畑作物共済再保険区分)、(二)ととする。

3 農業共済組合等については、第三十一条から第三十三条まで(これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しにあっては、なほ従前の例による。この場合において、旧規則第二十三条の二第一項及び第六項並びに第二十四条第一項の規定の適用については、旧規則第二十三条の二第一項中「次に」とあるのは「第一号から第四号までに」と、同項第四号及び同条第六項中「法第二百二条」とあるのは「農業災害補償法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十四号。以下「改正法」という。)附則第十条第一項」と、旧規則第二十四条第一項中「法第二百二条」とあるのは「改正法附則第十条第一項」とする。

4 農業共済組合等は、平成三十一年四月一日に開始する事業年度において、第二十七条第一項第八号(共済事業を行う市町村にあっては、令第十六条第六号)に掲げる勘定に繰り入れるため、同項第二号(共済事業を行う市町村にあっては、令第十六条第二号)に掲げる勘定に係る不足金填補準備金及び特別積立金(これららのうち、法第二百二十八条第一項の施設に係る部分の金額に限る。)を取り崩すことができる。

(無事戻しを行う場合の払戻金の国庫への納付)

第七条 平成三十年四月一日以後に共済責任期間(家畜共済にあっては、共済掛金期間)の終了する共済関係について、改正法附則第十条第一項の規定により共済掛金の一部を払い戻す場合には、組合等は、組合員等に払い戻すべき共済掛金(組合員等が負担した部分に限る。)の合計金額に対応する国の負担に係る金額を、国庫に納付しなければならない。

該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成三十年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(家畜共済に関する経過措置)

第八条 家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に共済責任が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、平成三十年十二月三十一日の属する共済掛金期間の満了の時（その時までに当該共済関係に係る共済目的たる家畜が死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付されたときは、当該家畜については、その共済責任が始まる時）までは、なお従前の例による。

(果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に関する経過措置)

第九条 果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係、当該共済関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(共済掛金及び保険料の払戻しに関する経過措置)

第十一条 農業共済組合又は新法第百七条第一項に規定する共済事業を行なう市町村は、平成三十三年三月三十一日までに共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間）の満了する共済事業の共済閑

(農作物共済の一筆方式)

第八条 令和三年以前の年産（大規模な災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあつては、令和五年以前の年産）の農作物に係る法第百三十八条第一項の減収量は、第九十七条第一項各号に掲げるもののほか、類区分ごと及び組合員等の耕地ごとに、耕地別基準収穫量（第九十六条第二項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下この条及び次条において同じ。）から第十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量を差し引いて得た数量（移植不能耕地にあつては、その数量に実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量）により算定することができる。この場合において、第八十七条第一項中「区分」とあるのは「区分又は一筆方式（法第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、附則第八条第一項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）」と、同条第五項中「申込み」とあるのは「申込み（一筆方式を選択する場合を除く。）」と、第九十条中「半相殺方式」とあるのは「半相殺方式及び一筆方式」と読み替えるものとする。

2 一筆方式（法第百三十六条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、前項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。次条において同じ。）に係る法第百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、組合員等の耕地ごとに、当該耕地の耕地別基準収穫量に百分の三十、百分の四十又は百分の五十のうち当該組合員等が法第三十五条の規定による申込みの際に申し出た割合を乗じて得た数量とする。この場合において、第八十八条中「第九十六条第一項各号」とあるのは、「第九十六条第一項各号又は附則第八条第二項」と読み替えるものとする。

(農作物共済の支払開始減収量の特例)

第九条 水稻に係る過去の共済事故の発生状況、水稻に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等が行なう農作物共済の共済関係（水稻に係るものであつて、次の各号に掲げる引受方式を選択したものに限る。）における法第百三十八条第一項の農林水産省令で定める数量は、当分の間、第九十六条第一項又は前条第二項の規定にか

係に係る共済掛金について、平成三十四年三月三十一日までの間に限り、旧法第二百二条の規定の例により、その一部を払い戻すことができる。

2 前項の規定は、同項に規定する共済関係に係る新法第十二条第二項に規定する都道府県連合会（附則第十二条において「都道府県連合会」という。）の保険事業の保険関係に係る保険料について準用する。

（農業経営収入保険に関する経過措置）

第十二条 農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用する。

（独立行政法人農林漁業信用基金に対する出資に関する経過措置）

第十三条 施行日前に政府、農業共済組合連合会及び旧法第五十三条の二第四項に規定する特定組合から独立行政法人農林漁業信用基金に対し旧法第二百四十二条の十二第一項の農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資された額は、それぞれ、政府、都道府県連合会及び新法第七十三条第四項に規定する特定組合から独立行政法人農林漁業信用基金に対し新法第二百十八条第一項の農業保険関係資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行状況その他の事情を勘案し、農業経営収入保険事業その他の農業保

かわらず、事業規程等で定めるところにより、当該引受方式に応じ当該各号に定める数量とすることができる。

一 半相殺方式（第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。次項において同じ。）組合員等ごとに、当該組合員等の基準収穫量

（法第百三十六条第一項第一号の基準収穫量をいう。以下この条において同じ。）に、第九十六条第一項第二号の規定により当該組合員等が申し出した次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる割合

を乗じて得た数量

申し出した割合	基準収穫量に乘ずる割合
百分の二十	百分の十五
百分の三十	百分の二十五
百分の四十	百分の三十五

二 一筆方式 組合員等の耕地ごとに、当該耕地の耕地別基準収穫量に、前条第二項の規定により当該組合員等が申し出した次の表の上欄に掲げる割合に応じ、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量が定める率を乗じて得た数量とする。

申し出した割合	基準収穫量に乘ずる割合
百分の三十	百分の二十
百分の四十	百分の三十
百分の五十	百分の四十

2 前項の規定を適用する場合における法第二百三十八条第一項の減収量は、第九十七条第一項第二号又は前条第一項の規定にかかる半相殺方式にあつては基準収穫量、一筆方式にあつては耕地別基準収穫量に、前項各号の表の上欄に掲げる割合に応じ、半相殺方式にあつては第九十七条第一項の規定により算定される減収量の基準収穫量に対する割合、一筆方式にあつては前条第一項の規定により算定される減収量の耕地別基準収穫量に対する割合をそれぞれ勘案して農林水産大臣が定める率を乗じて得た数量とする。

第一項の規定を適用する場合において支払われる共済金の金額は、組合等ごとに、不足金填補準備金及び特別積立金（これらのうち、水稻に係る部分の金額に限る。）を合計して得た金額を限度とする。

（疾病傷害共済の損害の額に関する経過措置）

第十一条 令和二年一月一日前に開始する畜共済の共済掛金期間に係る共

險の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

濟關係についての第百十三条、第百十七条及び第百六十六条（第二百三十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第百十三条中「要する費用」とあるのは「要する費用（初診料を除く。）」と、第一百七条第一項中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「金額の百分の九十に相当する金額」とあるのは「金額」と、同条第二項中「費用の百分の九十に相当する金額」とあるのは「費用（初診料を除く。）の額」と、第百六十六条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「金額の百分の九十に相当する金額」とあるのは「金額」とする。

（収穫共済の樹園地方式）

第十一條 令和三年以前の年産（大規模な災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあつては、令和五年以前の年産）の果実に係る法第百五十条第一項の減収量は、第百三十二条各号に掲げるもののほか、類区分（法第百四十八条第五項の規定により細区分が定められた類区分にあつては、当該細区分）ごと及び組合員等の樹園地ごとに、同条第三号に規定する樹園地別基準収穫量から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量を差し引いて得た数量により算定することができる。この場合において、第百十九条第一項中「区分」とあるのは「区分又は樹園地方式（法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済關係であつて、附則第十二条第一項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下同じ。）」と、第百二十二条及び第百三十七条第二項中「半相殺方式」とあるのは「半相殺方式及び樹園地方式」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第百十九条第一項の規定により樹園地方式（法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済關係であつて、前項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下同じ。）を選択することができる収穫共済の共済關係は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツに係るものとする。

3 樹園地方式に係る法第百四十八条第一項第一号に掲げる金額は、第百二十条の規定にかかわらず、同条第一号に規定する標準収穫金額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該標準収穫金額の百分の六十に相

当する金額を超えない範囲内で、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

4 樹園地方式に係る法第百五十条第一項の農林水産省令で定める数量は、第百二十九条の規定にかかわらず、組合員等の樹園地ごとに、同項の基準収穫量の百分の四十に相当する数量とする。

5 樹園地方式に係る法第百五十条第一項の農林水産省令で定める率は、組合員等の樹園地ごとに、第一号に掲げる率に第二号に掲げる割合を乗じて得た率とする。

一 法第百五十条第一項の減収量の基準収穫量に対する割合に三分の五を乗じて得た率から三分の二を差し引いて得た率

二 標準収穫量に対する、その算定の基礎となつた当該樹園地の標準的な収穫量の割合

6 樹園地方式に係る法第百五十条第一項の基準収穫量は、第百三十二条の規定にかかわらず、同条の準則に従い、組合員等の樹園地ごとに、標準収穫量及びその算定の基礎となつた樹園地ごとの標準的な収穫量を基礎とし、隔年結果の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。

7 樹園地方式に係る法第百五十条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める金額には、第百三十五条の規定にかかわらず、第四項の規定を準用する。この場合において、「第百二十九条」とあるのは「第百三十五条において読み替えて適用する第百二十九条」と、「同項の基準収穫量」とあるのは「法第百五十条第四項において読み替えて適用する同条第一項に規定する基準収穫金額」と、「数量とする」とあるのは「金額とする」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定め

(共済事故としない旨の申出の経過的特例)

第四条 果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が農林水産省令で定める基準に適合する組合員等は、平成三十三年以前の年産の果実に係る収穫共済の共済関係に限り、農林水産省令で定めるところにより、組合等に対し、法第九十八条第一項第四号に掲げる共済事故の一部を共済事故としない旨の法第百十七条第一項の申出をすることができる。

(特定危険方式の申出)

第十二条 令附則第四条の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該収穫共済の共済関係に係る果樹の栽培面積が共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を下回らない範囲内において事業規程等で定める面積以上であり、かつ、当該果樹につき、当該共済責任期間の開始前五年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有する二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適

正に行う見込みがあること。

2

令附則第四条の規定による申出は、法第百四十七条の規定による申込みと同時にしなければならない。

3 令附則第四条の規定による申出は、半相殺方式及び樹園地方式の共済関係に限りすることができる。

4 令附則第四条の農林水産省令で定める共済事故は、法第九十八条第一項第四号に掲げる共済事故のうち、次に掲げるもののいずれかとする。

一 暴風雨（農林水産大臣が定めるものに限る。以下この項において同じ。）による果実の減収以外の共済事故

二 降ひょうによる果実の減収以外の共済事故

三 凍傷又は降霜による果実の減収以外の共済事故

四 暴風雨又は降ひょうによる果実の減収以外の共済事故

五 暴風雨、降ひょう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収以外の共済事故

（特定危険方式の共済掛金の割引）

第十三条 令附則第四条の規定による申出に係る共済関係（以下「特定危険方式」という。）の共済掛金を法第百十七条第三項の規定により割り引く場合における割引後の共済掛金は、共済掛金区分ごと及び前条第四項各号に掲げる共済事故の別ごとに、共済事故の一部を共済事故としない場合における被害率を基礎として農林水産大臣が定める率を、共済掛金標準率とみなして算定するものとする。

2 法第百十七条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条の農林水産省令で定めるところにより算定される率は、組合員等ごとの基準共済掛金率に、前項の農林水産大臣が定める率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率とする。

（特定危険方式の支払開始減収量等）

第十四条 特定危険方式に係る第百二十九条第二号、第百三十条第一項及び附則第十一條第三項から第五項までの規定の適用については、同号中「百分の三十、百分の四十又は百分の五十のうち当該組合員等が法第百四十七条の規定による申込みの際に申し出た割合」とあるのは「百分の二十」と、第百三十条第一項中「前条各号の規定により組合員等が申し出た」とあるのは「前条第二号に規定する」と、附則第十一條第三項中「百分の

六十」とあるのは「百分の七十」と、同条第四項中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と、同条第五項第一号中「三分の五」とあるのは「七分の十」と、「三分の二」とあるのは「七分の三」とする。

(特定危険方式の共済責任期間)

第十五条 特定危険方式の共済責任期間は、第一百三十七条の規定にかかわらず、同条第二項各号に掲げる共済目的の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。

(特定危険方式に係る読替え)

第十六条 令和三年以前の年産の果実に係る収穫共済の共済関係に係る保険関係についての第一百六十二条、第一百六十七条及び第一百六十八条の規定の適用については、第一百六十二条中「区分及び」とあるのは「区分及び令附則第四条の規定による申出の有無の別並びに」と、第一百六十七条第一項中「共済掛金区分」とあるのは「共済掛金区分（収穫共済に係る保険関係にあっては、共済掛金区分及び令附則第四条の規定による申出により共済事故としない事故の別。次項及び次条において「共済掛金区分等」という。）」と、同条第二項及び第一百六十八条中「共済掛金区分」とあるのは「共済掛金区分等」とする。

(畑作物共済の一筆方式)

第十七条 令和三年以前の年産（大規模な災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあっては、令和五年以前の年産）の農作物に係る法第一百五十五条第一項の減収量は、第一百四十九条第一項各号に掲げるもののほか、類区分ごと及び組合員等の耕地ごとに、耕地別基準収穫量（第一百四十八条第二項に規定する耕地別基準収穫量をいう。第四項において同じ。）から第八十二条の準則に従い認定されたその年産における収穫量を差し引いて得た数量（発芽不能耕地にあっては、その数量に実損害を勘案して農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて得た数量）により算定することができる。この場合において、第一百四十条第一項中「区分」とあるのは「区分又は一筆方式（法第一百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であって、附則第十七条第一項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下この款において同じ。）」と、第一百

四十三条中「半相殺方式」とあるのは「半相殺方式及び一筆方式」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第百四十条第一項の規定により一筆方式（法第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする共済関係であつて、附則第十七条第一項に規定する方法により減収量を算定するものをいう。以下この条において同じ。）を選択することができる畑作物共済の共済関係は、大豆に係るものとする。

3 一筆方式に係る法第百五十三条第一項第一号の農林水産省令で定める割合は、第一百四十二条の規定にかかわらず、百分の七十とする。
4 一筆方式に係る法第百五十五条第一項の農林水産省令で定める数量は、第一百四十八条の規定にかかわらず、組合員等の耕地ごとに、当該耕地の耕地別基準収穫量の百分の三十に相当する数量とする。

（都道府県連合会の家畜共済に係る保険金額の特例）

第十八条 組合等の行う家畜共済の規模を勘案して農林水産大臣が定める基準に適合する組合等の行う家畜共済に係る保険金額についての第百六十五条の規定の適用については、当分の間、同条中「百分の七十」とあるのは、「百分の九十又は百分の七十」とする。

（共済金額又は保険金額の削減の経過的特例）

第十九条 令附則第五条において読み替えて適用する令第十九条第一項の農林水産省令で定める区分は、旧規則第十九条第一項各号に掲げる区分とする。

2 令附則第五条において読み替えて適用する令第二十七条の農林水産省令で定める区分は、旧規則第十九条第五項各号に掲げる区分、共済目的の種類別の農作物共済に係る保険事業及び家畜共済に係る保険事業とする。

（農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う家畜共済の共済関係に係る経過措置）

第二十条 農業災害補償法の一部を改正する法律による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「旧法」という。）の規定により成立した家畜共済の共済関係に付された家畜であつて、当該共済関係の平成三十年十二月三十一日の属する共済掛金期間の満了の日の翌

※ 保険法（農業保険法による準用箇所抜粋）

第四条 保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第二十八条第一項及び第二十九条第一項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

（損害保険契約の締結時の書面交付）
第六条 保険者は、損害保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない
一一 保険者の氏名又は名称
一二 保険契約者の氏名又は名称
三 被保険者の氏名又は名称その他の被保険者を特定するために必要な事項
四 保険事故
五 その期間内に発生した保険事故による損害をてん補するものとして損害保険契約で定める期間

六 保険金額（保険給付の限度額として損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。）又は保険金額の定めがないときは、その旨

七 保険の目的物（保険事故によつて損害が生ずることのある物として損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。）があるときは、これを特定するため必要な事項あるときは、その約定

八 第九条たゞし書に規定する約定保険価額があるときは、その約定保険価額

九 保険料及びその支払の方法

十 第二十九条第一項第一号の通知をすべき旨が定められているときは、その旨

十一 損害保険契約を締結した年月日

十二 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、保険者（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名し、又は記名押印しなければならない。

（超過保険）

第九条

損害保険契約の締結の時において保険金額が保険の目的物の価額（以下この章において「保険価額」という。）を超えていたことにつき保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかつたときは、保険契約者は、その超過部分について、当該損害保険契約を取り消すことができ。ただし、保険価額について約定した一定の価額（以下この章において「約定保険価額」という。）があるときは、この限りでない。

（保険価額の減少）

第十一条

損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かつて、保険金額又は約定保険価額については減少後の保険価額に至るまでの減額を、保険料についてはその減額後の保険金額に対応する保険料に至るまでの減額をそれぞれ請求することができる。

（危険の減少）

第十二条

損害保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かつて、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

（保険者の免責）

第十七条

保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない。戦争その他の変乱によつて生じた損害についても、同様とする。
2 責任保険契約（損害保険契約のうち、被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補するものをいう。以下同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項中「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。

（損害額の算定）

第十八条

（略）

あるのは、「農林水産省令で定める区分」と、同条第二項中「事業勘定区分ごとに、法」とあるのは、「前項の農林水産省令で定める区分ごとに、法」と、当該区分ごとに、「法」と、「事業勘定区分ごとに、当該」

と、「農林水産省令で定める区分ごとに、法」とあるのは、「農林水産省令で定める区分ごとに、法」と、「事業勘定区分ごとに、当該」とあるのは、「当該区分」とに、当該」とす
る。

2 令第二十条第一号の農林水産省令で定める場合は、第八十四条各号に掲げるもののほか、当該共済事故に係る家畜が、旧法の規定により成立した家畜共済の共済関係に付された家畜であつて、当該共済関係の平成三十年十二月三十一日の属する共済掛金期間の満了日の翌日までに死亡廃用共済又は疾病傷害共済の共済関係に付されたものであることとする。

（令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号に伴う農業経営収入保険の保険料の支払期限の特例）

第二十一条

令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百八号）が適用された市区町村の区域内に住所を有していた者に係る第八十一条に規定する保険料の支払期限（保険期間の開始の日が事業規程で定める日以前である農業経営収入保険の保険関係に係るものに限る。）についての同条の規定の適用については、同条第一項中「保険期間の開始の日の前日」とあるのは、「保険期間の開始の日から起算して三月を経過する日」と、同条第一項中「保険期間」の開始の日から起算して八月を経過する日」とあるのは、「保険期間の開始の日から起算して十一月を経過する日」とする。

（保険資格者に関する特例等）

第二十二条

法第百七十七条第一項の規定による申込みをしたことがない者（同項の規定による申込みの承諾を受けたことがない者を含む。）が同項の規定による申込みをする場合における当該申込みに係る保険関係の保険期間（令和六年十一月三十一日までの間に開始するものに限る。）についての第百七十八条の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第二号から第四号まで」とする。
2 前項の保険関係が成立した場合における当該保険関係の保険期間において第百七十八条第一号に掲げる事業を利用した被保険者が、当該保険期間の満了日の翌日にその保険期間が開始する保険関係について、法第百七十七条第一項の規定による申込みをする場合における当該保険関係

2

約定保険価額があるときは、てん補損害額は、当該約定保険価額によつて算定する。ただし、当該約定保険価額が保険価額を著しく超えるときは、てん補損害額は、当該保険価額によつて算定する。

(重複保険)

第二十条 損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなつてゐる場合においても、保険者は、てん補損害額の全額（前条に規定する場合にあつては、同条の規定により行うべき保険給付の額の全額）について、保険給付を行う義務を負う。

2 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額（各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。）を超える場合において、保険者の一人が自己的負担部分（他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額のその合計額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

(保険給付の履行期)

第二十一条 保険給付を行う期限を定めた場合であつても、当該期限が、保険事故（てん補損害額、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認することが損害保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日以後の日であるときは、当該期間を経過する日をもつて保険給付を行う期限とする。

2 保険給付を行なう期限を定めなかつたときは、保険者は、保険給付の請求があつた後、当該請求に係る保険事故及びてん補損害額の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

3 保険者が前二項に規定する確認をするために必要な調査を行うに当たり、保険契約者又は被保険者が正当な理由なく当該調査を妨げ、又はこれに応じなかつた場合には、保険者は、これにより保険給付を遅延した期間について、遅滞の責任を負わない。

(責任保険契約についての先取特権)

第二十二条 責任保険契約の被保険者に對して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

2 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は該損害賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の限度においてのみ、保険者に對して保険給付を請求する権利行使することができる。

3 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に關して差し押さえる場合

二 前項の規定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合

の保険期間についての第百七十八条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。
前二項の規定の適用がある場合における法第百八十二条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第百七十八条第一号に掲げる事業に係る交付金であつて事業規程に定めるものを対象農産物等の販売金額に含めて算定するものとする。

(令和四年から令和七年までにおける保険資格者に関する特例等)

第二十三条 令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に保険期間が開始する前条第二項の保険関係が成立した場合における当該保険関係の保険期間において第百七十八条第一号に掲げる事業を利用した被保険者が、当該保険期間の満了日の翌日にその保険期間が開始する保険関係について、法第百七十七条第一項の規定による申込みをする場合における当該保険関係の保険期間についての第百七十八条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。

2 前項の規定のある場合における法第八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第百七十八条第一号に掲げる事業に係る交付金であつて事業規程に定めるものを対象農産物等の販売金額に含めて算定するものとする。

附 則（平成三十一年農林水産省令第十二号）

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七十四条の改正規定 令和元年七月一日
- 二 第百五十三条の改正規定 令和元年六月一日
- 三 第百五十九条の改正規定 令和元年九月一日

(家畜共済に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の第七十四条の規定は、令和元年七月一日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし

(請求権代位)

第二十五条 保険者は、保険給付を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権（債務の不履行その他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、当該債権を含む。以下この条において「被保険者債権」という。）について当然に被保険者に代位する。

- 1 一 当該保険者が行つた保険給付の額
- 2 二 被保険者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち被保険者が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る保険者の債権に先立つて弁済を受ける権利を有する。

(保険契約者による解除)

第二十七条 保険契約者は、いつでも損害保険契約を解除することができ

(告知義務違反による解除)

第二十八条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができない。

一 損害保険契約の締結の時において、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかつたとき。

二 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「保険媒介者」という。）が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。

三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかつたとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知つた時から一箇月間行使しないときは、消滅する。損害保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

(重大事由による解除)

第三十条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、損害保険契約を解除することができる。

一 保険契約者又は被保険者が、保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

二 被保険者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

、同日前に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(園芸施設共済に関する経過措置)

第三条 この省令による改正後の第八条（第十条及び第六十一条で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、平成三十一年四月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 この省令による改正後の第一百五十三条の規定は、令和元年六月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の第一百五十九条の規定は、令和元年九月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和元年農林水産省令第三十四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(農業経営収入保険に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の規定は、令和二年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお

三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第三十一条 損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

一 第二十八条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずして発生した保険事故による損害については、この限りでない。

二 (略)

三 前条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害

(保険料の返還の制限)

第三十二条 保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

一 保険契約者又は被保険者の詐欺又は強迫を理由として損害保険契約に係る意思表示を取り消した場合

二 (略)

(消滅時効)

第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないこれらを行使することができる時から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 保険料を請求する権利は、一年間行わないこれを行使することができる時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(経過措置)

附 則 (令和二年農林水産省令四十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年七月一日)から施行する。

第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前のそれぞれの省

令に規定する牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛白血病、牛丘疹性口炎、トリパノソーマ病、トリコモナス病、馬モルビリウイルス肺炎、トキソプラズマ病、山羊関節炎・脳脊髄炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾーン病、あひる肝炎、兎ウイルス性出血病、バロア病又はノゼマ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後のそれぞれの省令に規定する牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫、牛丘疹性

従前の例による。

附 則 (令和二年農林水産省令第三十三号)

(施行期日)

1 この省令は、令和二年九月二日から施行する。ただし、第一百十一条、第一百十二条、第百七十八条及び第百八十二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(園芸施設共済に関する経過措置)

2 この省令による改正後の農業保険法施行規則第百五十三条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条及び第百五十九条の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係について、なお従前の例による。

口内炎、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ヘンドラウイルス感染症、
トキソプラズマ症、山羊関節炎・脳炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、鶏
伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、鳥結核、鳥マイコプラズマ症、ロ
イコチトゾーン症、あひるウイルス性肝炎、兔出血病、バロア症又はノ
ゼマ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

附 則（令和二年農林水産省令第五十八号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（農業経営収入保険に関する経過措置）
2 附則第二十二条の規定は、令和三年一月一日以後に保険期間が開始す
る農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から
適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保
険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例に
よる。

附 則（令和三年農林水産省令第十二号）

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（農作物共済に関する経過措置）

2 この省令による改正後の第八十七条の規定は、令和四年産の農作物に
係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険
関係に係る再保険関係から適用するものとし、令和三年以前の年産の農
作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当
該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（園芸施設共済に関する経過措置）

3 この省令による改正後の第百五十七條の規定は、令和三年四月一日以
後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に
係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものと
し、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共

濟関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、
なお従前の例による。

（農業経営収入保険に関する経過措置）

4 この省令による改正後の第百七十五条の規定は、令和三年四月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則 （令和三年農林水産省令第四十三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年八月一日から施行する。

（農業経営収入保険に関する経過措置）

2 この省令による改正後の規定は、令和四年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則 （令和三年農林水産省令第六十七号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の規定は、令和四年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとする。

3 令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までの間にその保険期間が開始する保険関係を成立させた被保険者であつて、当該保険期間において農業保険法施行規則第七百七十八条第一号に掲げる事業を利用したものは、この省令による改正後の農業保険法施行規則附則第二十二条第二項の被保険者とみなす。

附 則（令和四年農林水産省令第十四号）

（施行期日）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（農作物共済に関する経過措置）

2 この省令による改正後の農業保険法施行規則（以下「新規則」という。）第八十七条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和五年産のものに係る共済関係）、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和四年以前の年産のものに係る共済関係）、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（収穫共済に関する経過措置）

3 新規則第一百十九条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（畑作物共済に関する経過措置）

4 新規則第一百四十条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和四年農林水産省令第七十二号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和四年農林水産省令第七十四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年農林水産省令第二十号）

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用する。

附 則（令和五年農林水産省令第三十三号）

（施行規則）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の規定（第二十九条第四項の規定を除く。）は、令和六年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和五年農林水産省令第三十五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年農林水産省令第六十号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年農林水産省令第六十三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中土地改良法施行規則第八条、第五十七条の二の二第一項、第八十一条、第九十一条第二項及び第一百六条の改正規定、第六条から第八条まで並びに第十二条の規定、第十三条中入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則第六条の改正規定並びに第十四条から第十六条までの規定は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年農林水産省令第三十八号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の規定は、令和七年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和六年農林水産省令第六十六号）

（施行期日）

1 この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の規定は、令和七年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和七年農林水産省令第三十二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和七年七月二十八日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。